

155.2
43

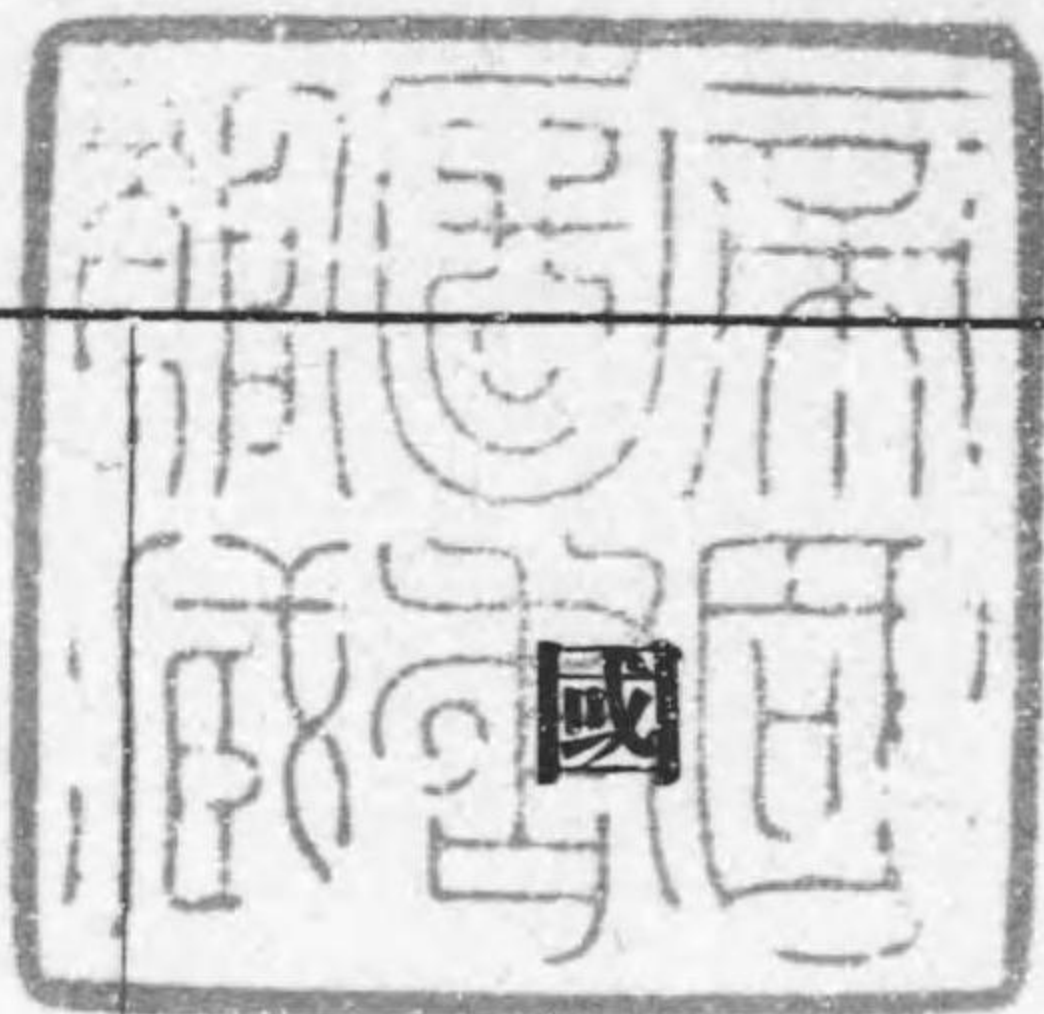
155. 2-Ts43ウ
1200500726820



始



155.2
TS43



鹽野季彥校閱
辻本正一著

體
法
理
學

平
凡
社
刊



571
c:21

900
167

序

我が萬邦無比の國體は國民道德の根幹であり、又同時に憲法の淵源である。従つて國體の明徴を科學的に徹底し、自覺的に高潮する爲には、必然的に我が大和民族の哲學觀と法理思想に遡る必要がある。此の近代的要求に應ずる目的を以て、著者は曩に「日本哲學及日本法理學」を著して、余に題字を求めたので、其の趣旨を替し、「邦家之經緯王化之鴻基」なる八字を書して、「古事記」の古い表現に對する新しい訓方の創意をあらはして置いた。

然るに前書は餘りに専門的であつて、一般大衆に取つては容易に讀了すべく不便を感じたので、日常多忙の人士にも簡単に其の要領を把握し得る如く物すべく勸告して置いた所が、今回持參した草稿を見ると、略々余が

意を體したばかりでなく、新たに「政體」の問題を取扱つて、國體との關係を闡明してゐることは、一層時代の要求を充たしたものと云へやう。

抑も國體と政體との問題は、我が國民生活から一日も離るべからざる關係を有してゐるにも拘らず、とかく印度又は支那の思想を基準として道徳經濟を説かれ、或は歐米諸國の法理を模範として政治、財政を論ぜられ勝ちであつたのに對して、著者が特に我が大和民族固有の確信を裏付けとして諸問題の解説を試みて、倫理的の國民道徳と法律的の權義觀念とを有機的に調和した本書は、斯學研究家には勿論、一般江湖に對しても大いに推薦に値するものと信じて、一言以て序とする次第である。

昭和十六年五月

宮城長五郎

小 序

本著は眞の我が國體及び政體を徹底的に攻究するいとまを有たないとか、又は諸學校、官廳、會社等に於て日本哲學、國史、憲法等に關係を有する方々が、簡潔に其の要領を把握される便宜を目的としたものである。

曩に刊行したる「日本哲學及日本法理學」(平凡社發行 上中下三卷)と本著との關係は二様である。一は我が大和民族固有の國體觀念として「邦家之經緯・王化之鴻基」を明徴したる古事記を藐視して、古事記以後の古典文獻に於て、特に古事記が虚偽の傳へとして廢棄したる權威なき説話を敢て流布敷衍する如きは、徒らに不動の國體觀念を紛更破壊するに過ぎないこと、並に外國にも存在する類似の言葉・諺・説話等を、全く國家觀念を異にする外國思想によつて、翻案・改作・潤色・添加する如きは、國體觀念涵養上實に有害無益なることを、詳細に亘つて哲學的・法理的に分析・解剖

し、推感推論したる前著の厯大なる所論の梗概を撮要したる點であり、他は皇祖
皇宗の後裔に貽したまへる統治の洪範を紹述するに外ならずとして、其の變革を許
されない我が憲法上の政體に、西洋に於て發達して我が國に修正輸入せられた彼の
政體を、組織的・理論的に醇化融合する解説を試みたものであつて、此の點に於ては
本著は前著に對して新著としての部面がある。固より千古不動の眞理としての根本
理念に至つては悉く前著に發してゐることは勿論であつて、畏くも曩に三回に亘つ
て天覽を辱うした當時の思想と寸毫の差がない。

現代世界を擧げて益々思想界の大混亂に陥り、人類有史以來未曾有の大浪費、大
搾取時代を現出せんとする秋に方つて、國民全體、人類全體に取つて唯一無二の眞
の彌榮の道を傳へられたる我が古事記の國體及び政體の原理は、正に唯一無二の救
世理念であらねばならない。幸に本著にして國史・哲學・宗教・神道・倫理・教育・
憲法・法律・司法・行政・軍事・經濟・財政等の研究に精進する諸士の參考の緒とも

なることが出来れば、誠に仕合せと存する次第である。

終りに本著を刊行すべく懇切に勸告せられた鹽野季彦先生、宮城長五郎先生、山
田三郎先生、乾政彦先生、下中彌三郎先生、其の他多數の先輩各位に對して、著者
として厚く感謝の意を表すると共に、此の勸告を以て如何に各位が皇國の人格を尊
重し、特に天皇の神聖不可侵を體認せられてゐるかの表現と解して、謹んで邦家の
爲宏に慶賀の詞を陳べる次第である。殊に惡筆難讀の原稿を厭はず校閲指導を賜は
つた鹽野先生、本書刊行の趣旨を保證せられた宮城先生、叙述上の諸注意を與へら
れた山田先生、並に題歌を賜はつた乾先生に對しては、深甚の感激に堪へないこと
を告白して謝辭に代へたいと存じます。

昭和十六年五月

著者

國體法理學 目次

第一章 總 說 三

第二章 皇國の國體 六

 第一節 總 說 六

 第二節 大和民族の宇宙觀 八

 第一款 天 地 九

 第一項 天地の表現神 一三

 第二項 天地の產靈の神 二三

 第一目 天地の實現主體神 三三

 第二目 天地の實現客體神 三五

 第三項 天地の產靈の產物 三七

 第四項 造代三神の意義 三六

目次

第二款 葦牙國……………四〇

 第一項 葦牙國の表現神……………四一

 第二項 葦牙國の産靈の神……………四二

 第一目 葦牙國の實現主體神……………四三

 第二目 葦牙國の實現客體神……………四四

 第三目 葦牙國の産靈の神の系統……………四五

 第三項 葦牙國の産靈の産物……………四六

 第四項 別天神の意義……………四九

第三節 大和民族の世界觀……………五〇

 第一款 豐雲野國……………五一

 第一項 豐雲野國の表現神……………五二

 第二項 豐雲野國の産靈の神……………五三

 第一目 豐雲野國の實現主體神……………五三

 第二目 豐雲野國の實現客體神……………五四

 第三目 豐雲野國の産靈の神の系統……………五五

 第三項 豐雲野國の産靈の産物……………五五

第二款 狹地國……………五七

 第一項 狹地國の表現神……………五八

 第二項 狹地國の修理固成の神……………五九

 第一目 狹地國の實現主體神……………五九

 第二目 狹地國の實現客體神……………六〇

 第三目 狹地國の修理固成の神の系統……………六一

 第四目 狹地國の修理固成の本義……………六二

 第三項 狹地國の修理固成の産物……………六三

 第四項 神世七代の意義……………六四

第四節 大和民族の人生觀……………六六

 第一款 大八島國……………六九

 第一項 大八島國の表現神……………七九

第二項 大八島國の修理固成の神……………105

第三項 大八島國の修理固成の神の系統……………106

第四項 大八島國の修理固成の產物……………107

第一目 物質的要素の分化獨立による神……………108

第一支 總論的修理固成の產物としての神……………108

第二支 各論的修理固成の產物としての神……………109

第二目 精神的要素の文化獨立による神……………110

第一支 理想(淤母陀琉神)の文化による神……………111

第二支 價值(阿夜訶志古泥神)の文化による神……………112

第二款 葦原中國……………113

第一項 第一期の葦原中國……………114

第一目 第一期の葦原中國の表現神……………115

第二目 第一期の葦原中國の統治の主體神……………116

第一支 統治權總攬者……………117

第二支 統治の固有的機關……………118

第三支 統治の主體神の系統……………119

第三目 第一期の葦原中國の統治の客體……………120

第一支 神・人及び物の意義……………121

第二支 第一期の葦原中國の統治の客體神……………122

第一流 高天原統治の客體神……………123

第一類 皇族……………124

第二類 臣民……………125

第二流 海原統治の客體神……………126

第一類 皇族……………127

第二類 臣民……………128

第三類 理想的客體神……………129

第三流 高天原と海原との統一に關する客體神……………130

第三支 第一期の葦原中國の統治の客體物……………131

第四支 第一期の葦原中國の統治の系統……………132

第四目 第一期の葦原中國の統治の主體及び客體の系統……………133

第五目 第一期の葦原中國の統治の產物……………一七

第二項 第二期の葦原中國……………一七

第一目 第二期の葦原中國の表現神……………一七

第二目 第二期の葦原中國の統治の主體神……………一七

第一支 統治權統攬者……………一八

第二支 統治の固有的機關……………一八

第三支 統治の主體の系統……………一九

第三目 第二期の葦原中國の統治の客體……………一九

第四目 第二期の葦原中國の統治の主體及び客體の系統……………二〇

第五目 第二期の葦原中國の統治の產物……………二〇

第三章 皇國の政體……………二〇

第一節 總 說……………二〇

第二節 大日本帝國憲法の採用する政體……………二〇

第一款 祭 祀……………二二

第一項 狹義の祭祀……………二四

第二項 廣義の祭祀……………二五

第二款 政 治……………二〇

第一項 狹義の政治……………二三

第一目 國務大臣の輔弼……………二四

第二目 樞密顧問の審議……………二六

第二項 廣義の政治……………二七

第一目 行政官廳の輔翼……………二九

第二目 帝國議會の協贊……………二九

第三項 最廣義の政治……………二五

第一目 司法裁判所の輔翼……………二七

第二目 非訟事件官廳の輔翼……………二六

第三款 軍 事……………二六

第一項 狹義の軍事……………二七

國體法理學

目次

第二項 廣義の軍事……………一四

第三節 結論……………一五

第一章 總 說

「國家」は人格者なりや否やの問題は、國體の問題と關聯して未だ必ずしも決定したものでなく、寧ろ之を否認するマルクス主義・共產主義的思想が燎原の火の如く全世界の人心を潜在的に支配してゐるから、その當否に付ては徹底的に検討して、眞に公平無私の判斷批判によつて健全なる結論に到達する必要がある。次に國家統治の目的も亦、政體の問題と關聯して未だ必ずしも決定したものでなく、寧ろ祭祀及び軍事を國家統治の目的から除外する西洋流の畸形的立憲政體を以て理想的のものとする舊憲法論が今尙學界を支配してゐるから、之に付ても亦徹底的の検討を以て公平無私の判斷批判を加へて、眞に健全なる結論を見出す必要がある。

國家は其の本體と本質とが離るべからざる關係を有つてゐるから、國家の性質即ち國柄の意味

に於て之を「國體」とも云ふ。従つて國體なる言葉には種々の意義を生じて、宗教的・哲學的・倫理的・教育的等に用ゐる場合と、單に法律的に使用する場合とがある。然るに國家の目的には制限がないから、國體なる觀念を宗教・倫理・教育・法律等の一方面に付てのみ研究するときは、全般的に有効でないことは勿論である。従つて「法律」を道徳から分離し又は「教育」を國家と關係なき社會的人格の形成とする如きは西洋流の思想である。

國家の作用も亦其の本質と離るべからざる關係を有つてゐるから、統治の方法の意味に於て又之を「政體」とも云ふ。従つて政體なる言葉にも二つの意義を生じて、本質的に變更することの出来ない統治の方法と、人文世運の進歩に伴つて變更し得るものがある。然るに變更を許さない政體は國家の存在と永久に終始する關係上、結局國體と同様の性質を享有して「廣義の國體」となるものである。従つて「軍人ニ賜リタル勅諭」に於て我が政體の變革を國體違反として禁せられたるにも拘らず、之に反對する學說及び實際は西洋流の詭辯に過ぎない。

國體及び政體を徹底的に検討すると云ふのは、國家間の物質的及び精神的交通の發達に伴ひ、外國の文物制度が輸入せられて、著しく其の實質及び形式の變化したる後世の國體及び政體の利那的現象のみに即して立論しないで、皇國の本來固有の國體及び政體を分析して、それが如何な

る原理に根據を置き、如何なる方向に進化して行くかの根本觀念を闡明することである。然るに我が國最古の神典たる古事記には、伊邪那岐、伊邪那美の二神が、天神諸の命以ちて皇國を修理固成せられたことを傳へられてゐるのは、畢竟皇國の本來固有の國體及び政體の本質及び方向を示されたものであるから、「國體法理學」は大日本帝國憲法及び皇室典範を初めとして、各種の神典詔勅及び法制を考慮しつゝ、古事記の修理固成の本義を正確に把握するによつて、其の目的を達せられるものである。蓋し之に反する國體及び政體觀念の輸入撮容は精神的革命となるからである。

從來記紀優劣論を繰り返へされて來たけれども、近來漸く古事記の眞價を認識する傾向を見るに至つたことは、日本書紀を排斥する意味でなく、國體の眞義を明徴する點に於て誠に喜ばしい現象である。尤もそれは古事記の本文の解釋闡明から來なければならぬものであつて、外部から想像推測したのみでは恰も龍虎相搏の空想畫に行司を取ると同斷である。西歐諸國に於ける民族學に於ても、既に傳來の歌謠傳説等の中から其の民族に純粹固有の分子を析出することを第一要件とされてゐるのだから、國體觀念に至ては猶更外來思想による變形變質を嚴重に檢査して後、始めて健全なる結論に達すべきものである。

第二章 皇國の國體

第一節 總説

普通に「國體」と云ふときは、國家の國柄としての性質を云ふものであるけれども、法律學上の意義としては國家統治權の所在とするのが通説である。元來言葉は各人が勝手に使用し得るやうに思はれるけれども、上古の「ことだま」（言靈）と稱するものは、一定の法則を表現するものであるから、此の「國體」と云ふ言靈にも亦能ふ限り總ての場合に有效なる意義を確定する必要がある。國家の統治權が國家の如何なる部分に存在するかと云ふ如きは、人間の精神は身體の如何なる部分に存在するかと云ふ問題と同様に、單純に解決すべからざる問題を輕卒に斷定せんとするものであつて、却つて餘分の問題を惹き起すに過ぎない。

然るに我が大和民族の祖先の肇國上の理想信仰としての「邦家之經緯・王化之鴻基」を後世子孫に流へられたる古事記の「修理固成」の本義を、古事記全體から探究推論するときは、結局皇國國體の本質及び方向を定められたものであつて、從來多くの解説の如く之を古代野蠻人の空想又は妄想となし、又は無意味な神名を羅列し無意義な説話を挿入したものと受取ることには、餘りにも推感理解及び認識が足りないものである。

然るに一般外國思想に見る如く、自然法則としての宇宙觀は、其の儘直ちに人爲法則としての人生觀に變化するものでないから、天地の公道人倫の常經に合致する萬邦無比の國體が客觀的有効に成立する爲には、性質の異なつた宇宙觀と人生觀とを完全に融合調和する過渡期としての世界觀が確立する必要がある。即ち必然必至的の「天壤無窮ノ宏謨」に自由創設的の方向を與へて「天壤無窮ノ皇謨」たらしめねばならない。

従つて皇國の國體を闡明する爲には、第一に現はるべき宇宙觀、第二に中間の世界觀、第三に最後の人生觀として、國體觀念の要素を分析し、且つ此の最後の人生觀は更に國家の基礎たる社會觀と、社會の極致たる國家觀とに解剖して解説するのが合理的であり、又古事記の傳への順序も既にそくなつてゐる。

第二節 大和民族の宇宙觀

國家は宇宙の一部分としての地球の、其の又一部分であるから、宇宙の自然法則の支配を免れ得ないことは勿論であり、殊に我が國は年々歳々風水害の猛威に襲はれてゐる境遇にある。従つて古事記が肇國の理想として修理固成を説くに當つて、先づ宇宙觀から秩序的組織的に説き起してゐるのは、他の機械的な神古典學説の如く徒らに理解を缺いた大言壯語に耽つてゐる類でなくして、國家の統治をして眞に宇宙の自然法則に合致せしめつつ、「天壤無窮ノ宏謨」として天地の公道に適合せしめんとする目的に出でたものである。今日政府が自然科学を必死に奨勵してゐるのも、此の祖先の先覺が、危急存亡の秋に方つて再生して來た精神科學的現象に外ならない。

然るに宇宙の自然法則を簡にして要を得たる理念として觀取することは、固より非常に困難な問題であつて、世界の人種民族の宇宙觀も亦必ずしも同一でなく、又必ずしも普遍的效力を有するものではない。けれども古事記に現はれたる我が大和民族の祖先の宇宙觀は、獨り極めて簡潔なるのみならず、而かも爾後の展開發展が秩序的、組織的、統一的、統括的であつて、少しも無

理がなく過不足がない所に萬邦無比の特徴がある。

第一款 天 地

古事記の劈頭に「天地初發之時」とある所謂「天地」とは、天と地との二つを接ぎ合せたものでなくして、「天地」と云ふ「一つのもの」であつて、今日の所謂「宇宙」に相當する。固より吾々の祖先と雖も渾沌たる宇宙の初期から住んでゐて、それを見た譯ではなからうから、其の當時の状態を知り得る筈はなからうけれども、物質不増不減の原則から云ふときは（此の原則を否認する學説は相對性原理から見れば價値を認められない）、其の當時に於ても何等かの物質が瓦斯のやうに擴がつてゐたものと想像し得るけれども、之を無數の分子・原子・電子等の散在としてのみ考へないで、「一つの天地」として觀念したものである。（日本哲學及日本法（理學）三以下参照）

然るに此の文句だけを見て天地を解説するときは、それ以上に何等の意味もなく、延いては皇國の本質とも何等關係がないやうに見えるけれども、古事記全體を通讀するときは、「天地」の考へ方には左の特徴がある。

第一 天地は唯一絕對である。

天地は「天_{あめ}地_{つち}」であり、宇宙のことであつて、天地以外に天地なく、天地の中に天地なく、天地は唯一であり絕對である。此の考へ方が後に至つて皇國の外に皇國なく、皇國の中に皇國なく、皇國は唯一絕對となる。從來は天地を解して「天は蒼々たる上空そのものを云ひ、地とは所謂地球の表面を云つたもの」として、天地を陰陽として男女雌雄の如く對立して、萬物を生殖するものの如く考へられたのは、支那流の思想であつて、我が皇國の唯一絕對性を意識せしめる根據を缺くであらう。(同書一五) (以下參照)

第二 天地は無始無終である。

天地は宇宙のことであつて、其の始めもなければ終りもない。然るに古事記には明かに「天地初發之時」とあるから、慥かに其の初發を見届けたやうに見えるけれども、それは天地の「初發」を作つたものでなくして、「天地の物語をする爲の初發」を云つたものであつて、思想表現上の餘儀ない制限に過ぎない。従つて天地から次第に分化して出來た皇國も亦、天地と繋がつて無始無終となる。

明治 天皇

御 集

ひろくなり狭くなりつゝ神代よりたえせぬものは敷島の道

此の宇宙觀に基かずして、國家を單に人間の集合とのみ考へる西洋流の法理學では、國家は必ず一度出來たと同様に、必ず一度は滅びねばならない運命を有つてゐるけれども、獨り古事記の修理固成によつて出來た皇國のみは天壤無窮である。即ち「惟神ノ寶祚」は上は「天壤無窮ノ宏謨」に擴張せられ、下は「萬世一系ノ天皇」によつて「無窮ニ垂レ」るから、皇國は天壤無窮の人格者となる。(同書一六) (以下參照)

第三 天地は無境無邊際である。

天地は宇宙であるから、時間的に無始無終である如く空間的にも亦無境無邊際である。此の點に於て皇國は地理的には天地の如くに無限に擴張することは出來ないけれども、後に述べるであらう高天原及び常世國の理想的には無限である。世俗の所謂「八紘一字」が地理的と理想的とを混同してゐるのは支那思想であるから特に注意を要する。(但し日獨伊三國同盟の御詔書以後は此の言葉の意義は變化した)。

明治 天皇

御 集

ひさかたの空はへだてもなかりけりつちなる國はさかひあれども

けれども其の爲に皇國は絶對に地理的擴張の不能なるものでないのは勿論であつて、皇國の宇宙人類的理想を理解する國家又は其の一部が皇國に同化、歸一して地理的發展を實現してゐることは、日清戰役後の歴史的事實に徴して明かである。(同書一八)以下参照。

第四 天地は活動體である。

天地は唯一なりと云ふことは、天地には無數の要素があるけれども、之等を引き纏めて唯一の天地とする方が何所かに存在することを意味するものであり、又天地は無終なりと云ふのは唯一の天地として繼續して行く力が何所かに存在することを意味する。然るに此の力は無境無邊際の際天地以外に存在するものでないから、結局天地其者に内在してゐるものと云はねばならない。従つて斯かる活動體を持つた天地は活動體となる譯である。然るに動植物の如き生物に非ざる天地を活動體と考へた我が大和民族は、社會・國家の如き非生物に付ても亦其の活動體あることを容易に理解することが出来るけれども、人間個人のみを人格者と考へてゐる西洋人には、到底容易に思ひ及ぶ所でないから、西洋流の法律學者中には國家の人格を認識する能力を有たない者が非常に多い。蓋し國家自身の活動體に對する認識不足であつて、又之に従ふ我が民法・刑法學者中にも其の例少からず、法制も亦法人自體の行爲能力・犯罪能力を否認する如き規定が多數存在する所以である。(同書一九)以下参照。

第五 天地は一つの活動體なりとの信仰は我が萬邦無比の國體の根本特徴である。

皇國は唯一絶對・無始無終・無境無邊際の際活動體としての天地其者が、分化して出來たものと信仰せられてゐるから、絶對的存在意義を有し、天壤無窮であり、他國を同化する力がある。若し外國に於ける肇國の如く、人間の政治欲・支配欲・搾取欲・征服欲等の本能を満足する目的に出でたり、又は猛獸・泥棒等に對する共同防衛手段として肇國せられたものとするならば、國家は被治者に取つては更に其の必要を認められないものとなるか、又は障害物防禦の必要を認めなければ、國家存立の理由を失ふものであつて、國家其者に絶對的價値がなくなる譯である。(同書以下参照)。

明治 天皇

御 集

天つ神定めたまひし國なればわがくにながらたふとかりけり

第一項 天地の表現神

天地は一つの宇宙であり、而かも一つの宇宙として存續する力を持つてゐるから、その活動力は一つであつて、天と地との二つの本體の集合として二つの活動力を持つて抗争するものではない。此の一つの活動力を稱して天之御中主神と云ふ。即ち古事記に「天地初發之時、於高天原成神名、天之御中主神」とあるのがそれである。従つて天地は宇宙の本體であり、天之御中主神はその作用である。けれども古事記の解釋に付ては古來異説が多くて、其の意義が定まつてゐないから、左に天地と天之御中主神との關係を分説する。

第一 天之御中主神は天地の表現者である。

天地も天之御中主神も各々「一つのもの」であつて、而かも天之御中主神は天地以外に存在するものでもなければ、又天地其者でもないから、天之御中主神は天地の表現者であり、表現神である。然るに天地の活動力と活動其者とは同一でないから、天之御中主神は天地の活動力として實在するけれども、活動其者でなくして單に能力たるに過ぎないことは後に詳説するであらう。此の關係からして大日本帝國皇位も亦皇國の統治力を表現するものであつて、統治其者は萬世一系の天皇によつて實現せられる。殊に天之御中主神は一つの天地の、一つの表現神であつて、天と地との二つの活動力を二重に表現するものではない。此の關係からして大日本帝國皇位も亦一つ

であつて、西洋流の三權分立説の如く一つの國家に立法・司法・行政の三つの表現者を認めることは、主體と機關とを混同する支離滅裂の思想である。(同書二五)以下參照。

第二 天之御中主神は無始無終の神である。

天地は無始無終の本體であるから、其の活動力として天地を表現する天之御中主神も亦無始無終の神である。従つて天之御中主神を、天地が渾沌たる状態から天空と地球とに分れたときに初めて出來たものとする從來の解釋は誤解と云はねばなるまい。然るに古事記には明かに「天地初發之時、於高天原成神」と書いてあるから、天之御中主神を無始無終の神と解する考へ方こそ、却つて牽強詭辯の如く見えるけれども、先にも述べたる如く「天地初發之時」とは物語をする表現上の餘儀ない制限であつて、決して天地に初發あることを云つたものでもなく、又「成神」とは其の時に初めて出來たものと考へるのは時間的錯覺を伴つてゐるものであつて、其の實は此の物語をするときに天之御中主神ありと考へられたものに過ぎない。

然るに此の古事記の精神を把握しないときは、書紀一書の天照大神の皇孫瓊杵尊に對する御神勅によつて初めて皇國が出來、國體が定まつたものの如く考へられるけれども、眞理は古事記の伊邪那岐大御神が天照大神に對して葦原中國の一方面としての高天原を知らせ、即ち統治

せよとの御神勅を下され且つ統治權總攬權を象徴する御倉板舉之神、即ち御位種子之神を賜はつたときに皇國が出来、國體が定まつたものである。即ち皇祖は伊邪那岐大御神であつて、天照大神とはならない。要するに「天壤無窮ノ神勅」は、天之御中主神まで其の精神が通達してのみ、初めて客觀的效力を有するものである。(同書三〇。以下參照)。

第三 天之御中主神は無境無邊際之神である。

天地は無境無邊際であるから、其の活動力として天地を表現する天之御中主神も亦無境無邊際之神である。然るに古事記には明かに「於高天原成神名、天之御中主神」とあるから、とかく此の神は厚さのない平面的の神と考へられ、殊に甚だしきに至つては天之御中主神の「御中」は「真中」であるから、厚さも廣さも無い一點の如き神の如く誤解せられがちであるけれども、元來「高天原」とは高い天空の實體なき野原を云ふものでなくして、物語の便宜上天地の中に想定せられた一平面であつて、其の位置、方角に制限がないから、結局天地の中に到らざる所なき立體無限の場所となるものである。従つて斯かる高天原に成りませる天之御中主神も亦、天地全體に普遍的に遍在する神となるものである。若し此の信仰に従ふときは、皇國と天皇とは物理的に非常な大小の相違があるけれども、天皇の坐します所は總て高天原(今日では宮城・離宮・行

在所等と云ふ)であつて、普天之下率土之濱にして其の統治權の及ばない所はない。(同書三二。以下參照)。

明治天皇

御集

わがこゝろおよばぬ國のはてまでもよるひる神は守りますらむ

第四 天之御中主神は獨神である。

天地は唯一絶對の活動體であるから、其の活動力は唯一絶對の天之御中主神によつて表現せられて、此の神以外の表現神はない。斯くの如く他の神と分擔せずして、自ら單獨で活動即ち産靈の主體又は客體となり得る神を獨神と云ふ。而して天之御中主神は産靈の主客を兼ねた神であるから、産靈の根源の神としての獨神となる。従つて天地から次第に分化して來た皇國の大日本帝國皇位も亦、皇國以外のものと分擔して其の統治を實現するものでないから、古事記の獨神に相當するけれども、聯邦又は保護國の如きは他の國家と分擔して統治する關係上、獨神にも皇位にも相當するものがない。三權分立主義の國家に在つては皇帝・元帥・政府(大統領)・議會・裁判所等が各々統治を分擔して、之を總攬する者がないから、是亦獨神ではない。又民主國に在つては統治權は臣民全體に在つて、大統領又は總統は統治權を固有する者でないから、臣民も大統領又は總統と共に獨神ではない。蓋し皇國は天之御中主神を獨神と信仰するによつて、萬邦無比の

國體を形成する所以である。(詳細後出)。(同書三五)。(以下參照)。

然るに從來の解釋では「獨神とは男女偶成の神」又は「男女耦成の神」に非ざる義とせられてゐる。即ち男神女神の對立でないか、又は男神女神の生殖によつて出來た神でないことを意味するものとせられてゐる。固より天之御中主神は一柱であつて、男神女神の對立でもなく、又男神の生殖によつて出來た神でないから、正しく此の定義に當て當るけれども、其の他の獨神に付ては忽ち矛盾を生じて、神典全體を客觀的有效に理解せしめるものではない。蓋し僅かに動物の生殖現象のみを觀察して編み出されたる低級卑近なる陰陽說によつて、宇宙の森羅萬象を洞察したる高尚深遠なる古事記の哲理及び法理を解説し得ない所以である。(無性生殖參照)。(同書以下參照)。

第五 天之御中主神は隱身神である。

天地は無境無邊際であるから、肉眼を以て天地全體を見渡すことが出來ないのは勿論である。従つて天地全體に遍在する天之御中主神が、肉眼に映らないことは説明するまでもなからう。然るに若し天地に活動力がないとすれば天地の分化進展を理解することが出來ないから、之を表現する天之御中主神は唯だ心の目を以てのみ視得る神となる。従つて古事記に「獨神成坐而隱身

也」とある「隱身也」の文字は、「かくりみにます」と訓んで、普遍的實在と解すべきものであつて、「みをかくしたまひき」と讀んで、最初は人間の姿をしてゐたけれども、後に至つて其の姿を消した幽靈としては迷信と云ふ外ない。即ち天之御中主神は肉眼では見えない隱身神となる譯である。(同書三八)。(以下參照)。

明治 天皇

御 集

目に見えぬ神の心に通ふこそ人の心のまことなりけれ

従つて天地から次第に分化して來た皇國も亦、肉眼で見える山川草木の如きを云ふものでなくして、一度に見渡すことの出來ない全體を云ふものであり、又皇國の活動力即ち統治力を表現する皇位も亦普遍的實在であつて、古事記の隱身神となる譯である。固より皇位は天皇によつて繼承せられるから、天皇は肉眼を以て拜し得るけれども、此の天皇も亦今上天皇のみを申上げるものでなくして、歴代及び未來の肉眼を以て拜することの出來ない天皇をも包含してゐるから、矢張り心の目を以てのみ視得る隱身神となるものである。要するに萬邦無比の國體としての皇位繼承は、天之御中主神の信仰に發するものであつて、此の信仰なき外國には一つの普遍的皇位の觀念がないから、國家に革命は附物となり、國家は各個人の搾取鬭争の具と化するものである。

マルクス主義・共產主義が全世界に蔓延したる現代に在つては、我が國も亦大に警戒を要する。

第六 天之御中主神は産靈の根源の神である。

天之御中主神は唯一絶對・無始無終・無境無邊際の天地の活働力を表現し、自ら産靈の根源の神となるものであつて、宇宙間に存在する總てのものの産靈は、此の神の産靈の力が元になるものである。けれども、天之御中主神は其の儘自身で積極的の産靈を實現するものでなくして、唯だ其の能力として存在せられる。従つて天地の産靈を實現するに當つては、後に述べる如く忽ち産靈を實現せしめる實現主體神と、之を實現せしめられる實現客體神とに分れるものである。従つて天地から次第に分化して來た皇國に付て、憲法第一條に「大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス」とある場合の「大日本帝國」の活働力を表現する者は皇位であり（皇室典範第一條）、此の皇位を繼承する天皇は天之御中主神の系統に屬し、統治の客體としての「大日本帝國」を統治する天皇は、統治權の主體として産靈の實現主體神の系統に屬するものである。（此の實現主體神の始祖を高御産巢日神と云ふことは後に述べる）。従つて天皇には二つの資格があるから、表現神と主體神とを混同した神道論から來た憲法論は、總て天皇機關説となつて我が國體觀念に反するものである。（同書四一）。

第七 天之御中主神は最高最大の神である。

天之御中主神は唯一絶對・無始無終・無境無邊際の天地の活働力を表現する神であるから、天地全體の價値を統べてゐる。従つて天地内の一部を表現する他の總ての神よりも大きく、其の上に位するから、天之御中主神は最高最大の神となる。従つて天地から次第に分化したる皇國の皇位も亦、皇國に於ける最高最大の神となり、従つて之を表現する天皇も亦最高最大の神となつて、我が憲法を西洋流の三權分立的立憲政體論では絶對に解説し得ない所以である。バイエルン憲法の「國家の首長」と雖も、實は「國奴」の義であつて、主體でない機關のことである。（同書四三）。

明治天皇

御集

わたつみのほかままでにほへ國の風ふきそふ秋のしらぎくの花

第八 天之御中主神は清明神である。

天之御中主神は大體以上の如き諸性質を有する神であつて、天地を一つのものとして引き纏め、發展する爲の活働力の源泉として存在するだけのものである。従つて他を支配する觀念もなく、他から搾取する欲望もなく、他と競争する野心もなく、他から掣肘せられる懸念もなく、他

に干涉する必要もなく、徹頭徹尾天真爛漫であり、朗らかであり、清らかである。要するに天之御中主神は清明心の神である（此の心は心理學上の心ではない）。従つて斯かる神を根本理想とする皇國の皇位を表現する天皇も亦、清明神であつて、固より私心の起りようがない。又斯かる天皇を産靈の實現主體神即ち統治權の主體として輔翼翼贊する臣民も亦、清明神の末として、本來公私超越を其の本質としてゐるものであつて、歴史上の事實として之に反する事例の少くないのは、大方外來思想の惡影響に過ぎない。（同書四五）

明治天皇

御集

さしのぼる朝日のごとくさわやかにたまほしきは心なりけり

第九 天之御中主神は超意識的・神徠的の實在である。

以上は古事記全體を讀んだ後に、天之御中主神の屬性として意識した諸點の解説であるから、頭から無條件的に「天地初發之時、於高天原成神名、天之御中主神」として受取つたときは、此の神は我が大和民族の祖先が種々考へた末に出來た神でなくして、絕對命令的に超意識として神徠したものである。固より迷信でなく空想でなく、確固たる實在である。（同書四七）

明治天皇

御集

世の中にことあるときぞしられる神のまもりのおろかならぬは

然るに天地を一つの宇宙と考へ、それには一つの活動力としての天之御中主神ありと考へるに至つた所以のものは、未だ神の經驗なくして心の中に起つた點に於ては、無意識に神徠したものであり、又之を「獨神」「隱身神」として考へるに至つた點に於ては、無意識界から意識界に表出したものである。蓋し神なるものは人間の心を待つて初めて信仰せられ、而かも人間が意識的に考へ出したものでないからである。従つて古事記が最初に「天地」と「天之御中主神」とを絕對命令的に提示したことは、我が大和民族の祖先の驚くべき卓見である。（同書四七）

第二項 天地の産靈の神

天地は唯一絶對でのり、天之御中主神も亦唯一絶對であるから、對立した相手方のない天地が天之御中主神によつて産靈を實現すると云ふには、自ら特殊の意義を有するものであらねばならない。惟ふに「自己實現」とは身つ自身を實現することであるから、「身つ自身」の先の身は「實現せしめる身」であり、後の身は「實現せしめられる身」である。従つて古事記は一柱の天

之御中主神の次に「次高御產巢日神、次神產巢日神」と二柱の神を擧げてゐるのは、前者は産靈の實現主體神であり、後者は其の實現客體神を意味するものである。此の理由に基いて天地から次第に分化して來た皇國も亦、其の統治を實現する爲には、實現せしめる統治の主體としての天皇と、實現せしめられる統治の客體としての大日本帝國、即ち臣民及び物とに分れる譯である。固より此の場合の主體と客體とは、外國に於ける統治に見る如く、機械的の對立でなくして、主體は客體の協力によつて統治を實現し、客體は主體に翼賛するによつて統治を實現する有機的のものたることは勿論である。(同書四八)。

然るに産靈の原理は我が大和民族の哲學、從つて法理學の根本原則であるから、左に其の本質を分析する。

第一 産靈は神が自分自身を維持するものである。

天之御中主神は天地を「一つのもの」として存在せしめ、之を散りくばらくばらにならせない力を持つてゐるから、天之御中主神が「一柱の神」として存続することは、結局天地をして「一つのもの」として存在せしめ、從つて又同時に神自身の維持となり、産靈となる。即ち産靈は「結び」であり「掬び」であつて、引力・化合力・同化力・生殖力其の他總ての作用に對する總

稱である。固より神の種類を問ふものでなく、意思の有無を問題とするものでないから、西洋流の倫理學者の意思や、刑法學者の犯意や、經濟學者の利己心等を必要要件としては、精神科學は客觀的有效に成り立つものでない。(同書五三)。

明治 天皇

御 集

— おごそかにたまたざらめや神代よりうけつぎ來たるうらやすの國

第二 産靈は神が自分自身を發展せしめるものである。

天之御中主神は自分自身を維持するのみならず、更に自分自身を發展せしめるものである。即ち何時までも何等の變化なき凝然不動のものでなくして、自分自身を形成して行くものである。普通に「形成」と云ふ場合は、發生・變更及び消滅の三つを指すけれども、消滅は一方に於て古きものが消滅し、他方に於て新しいものの發生を伴ふから、廣義の形成となる。天地から次第に分化したる皇國も亦、其の表現者たる天皇によつて發展せしめられることは勿論である。(同書五五)。

明治 天皇

御 集

よきをとりあしきをすて、外國におとらぬ國となすよしもがな

然るに天之御中主神が自分自身を積極的に發展せしめるときは、次に述べる如く高御產巢日神たかみむすひのかみと神產巢日神かむすひのかみとに分化して之を實現するものである。従つて宇宙(天地)を永久の凝然不動體と考へない以上は、宇宙其者に自ら發展する力あるものと考へざるを得ない。即ち此の發展力を天之御中主神と觀念し、二柱の產靈神に分化したものと信仰するとき、皇國の「皇位」も亦、「天皇」と「臣民及び物」とに分化する關係を容易に理解せられるものである。外國には此の觀念が明確に意識せられてゐないから、科學上の理論が系統も立たず體系をも成してゐない。(同書以下参照)。

第三 產靈は神が自分自身を實現するときには、實現主體と實現客體とに分化するものである。

一柱の天之御中主神が自己を維持する場合に於ける實現主體と實現客體との分化は客觀的に明瞭でないけれども、積極的に自己を發展せしめる場合には變化を生ずるから、此の分化は客觀的現象となるものである。従つて天地から次第に分化したる皇國も亦、其の目的實現の爲に一つの皇位が、統治の主體としての「天皇」と、其の客體としての「臣民及び物」とに分化して、其の各々の地位が確定するものである。

明治天皇

御集

葦原のみづほの國の萬代もみだれぬ道は神ぞひらきし

従つて憲法學者が「萬世一系ノ天皇」を説くに當つて、一般に天皇機關説を唱へたり、又稀には天皇主體説を唱へながら其の根據を明示しないのは、從來の歴史學・國體論・神道説等が、我が大和民族固有の根本的國體觀念を傳へられたる古事記を忠實に研究せずして、國體確定後の歴史的現象中から、任意の標準によつて選擇したるものを最後の根據とする常識論に依存する結果に外あるまい。(同書五八参照)

第四 產靈に於ける實現主體は實現客體よりも其の價值が大である。

一柱の天之御中主神が二柱の產靈の神に分化したる場合に、兩產靈の神は對當の力を以て相對立するけれども、主體の「働かしめる力」は客體の「働かしめられる力」よりも其の價值は高く大なるものである。元來自然科學的、物理的には「動と反動とは相等し」いけれども、精神科學的・人格的には、「働かしめる主體」は「働かしめられる客體」よりも、其の價值が高く大なりと考へることは、古今東西を通じて有效なる公理である。従つて天地から次第に分化したる皇國に於ても、統治の主體たる天皇は客體たる臣民及び物よりも、其の價值が高く大きいから、憲法

第三條に於て「天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス」と規定せられたものである。憲法學者中には西洋の思想を模倣して本條を設けられたものの如く論ずる向きがあるけれども、それでは憲法告文に於て明かに「此レ皆 皇祖 皇宗ノ後裔ニ貽シタマヘル統治ノ洪範ヲ紹述スルニ外ナラス」と仰せられてゐる所に背反するものである。(同書五八)。(以下參照)

明治 天皇

御 集

つくつと思ふにつけて尊きはとほつみをやの御稜威なりけり

第五 産靈に於ける實現主體神の價値は表現神の價値と相等しいものである。

天之御中主神が自己を實現する爲に産靈の實現主體神となつて現はれたときに、此の實現主體神の價値は表現神たる天之御中主神の價値と相等しいものである。蓋し天地には二つ以上の主體神がないから、實現主體神と表現神とは共に一柱として相等しい「實現せしめる力」を持つてゐるからである。従つて天地から次第に分化したる皇國に於ても亦、皇位と天皇とは其の價値相等しいものである。此の關係に對する認識不足から、皇位と天皇とを區別して概念しない憲法學者があるけれども精確な思想ではない。此の理論は實現客體神に付ても亦同様であるけれども、前號の關係の外に客體神が多數となつた場合には、其の各とは固より等價値でない。即ち皇位の

「實現せしめる力」は1であるけれども、一臣民の「實現せしめられる力」は1/nとなるものである。(同書六〇)。(以下參照)。

明治 天皇

御 集

千萬のたみのちからを集めてぞ國はゆたかになすべかりける

第六 産靈に於ける實現客體には權限の區別と階級の差を生ずるものである。

天之御中主神は各々一柱の實現主體神と實現客體神とに分れるから、唯だ一柱の實現客體神には權限の區別も階級の差も生じないけれども、天地から次第に分化したる皇國の實現客體たる臣民は一億あるから、自ら其の間に國家から附與せられる權限の區別と階級の差を生ずるものである。蓋し國家機關には權限の區別があり、翼賛には能力の差があるからである。例へば大臣は知事よりも權限が大きく階級が高く、有産者は無産者よりも納税義務が大きく階級が高い如きである。(同書六)。(二參照)。

明治 天皇

御 集

よの中はたかきいやしきほどくに身を盡すこそつとめなりけり

第七 産靈は超生理的・超文學的・超倫理的等であつて、従つて超分科的現象である。

天之御中主神から二柱の産靈の神を分化したのは、超生理的・超生殖的の現象である。従つて爾後の神々の分化に付て、神典は往々生理的・文學的・倫理的等の叙説を用ゐてゐるけれども、固より産靈全體から觀察するときは、之等の分科的現象を超越したものである。従つて天地から次第に分化したる皇國の統治も亦、超分科的のものであつて、法律が道德から分離したり、神道は宗教に非すとせられる如きは、古事記其者の性質でなくして、學者の偏見から來た誤解に過ぎない。蓋し古事記は廣く「基礎日本學」の諸原理を象徴してゐると云ふ所以である。彼の支那の陰陽説に支配せられて、「男女耦成之神」と稱して、山川草木禽獸蟲魚に對して、「我等は之等の物と同胞關係にある」と考へる如きは、人間中心の社會國家現象に對する認識不足としての迷信であつて、國體明徴の目的に出でながら、却つて國體破壊の結果に陥る處がある。(同書六二)。

第八 産靈に於ける實現主體と實現客體との相關によつて相關産物を生ずるものである。

天之御中主神が單に自己を維持するに過ぎない消極的の産靈に在つては、其處に何等新しい産物を生ずるものではないけれども、若し積極的に自己を發展・形成する場合には、産靈の實現主體と實現客體とが相關して、必然的に相關産物を生ずるものである。之が我が大和民族の宇宙觀の根本原理であつて、世界觀を経て人生觀に這入つても變更せられるものではない。唯だ人生觀

に於ては人間中心的の標準が加はつて來るから、宇宙觀には存在しなかつた正邪善惡等の批判を免れないだけである。從來の國體論・神道説等では、此の區別を明確にしないで、産靈の原理が其の儘自然的に大八島國、葦原中國及び大日本帝國に於ても行はれるものの如く説かれた傾向があるけれども、古事記の哲學従つて法理學は決してそう云ふ外國流の國家國民の自由創設力を無視した單純杜撰な機械的思想ではない。(同書六四)。

明治天皇

御集

いそのかみふるごとぶみは萬代もさかゆく國のたからなりけり

第九 産靈は上下の統括を成す神が、自己の産靈の主體たると同時に、上級の神の産靈の機關となつて行はれる。

産靈の原理は天地から次第に分化する國々に於ても行はれるものであるから、下の國に於ける産靈は其の國自體の産靈たると同時に、上の國の産靈を表現するものである。従つて下の國の産靈の神は同時に上の國の産靈の機關となる譯である。之を稱して産靈の統括制と云ふ。蓋し天地は消滅せず、従つて其の産靈の目的が引き續き存在してゐて、之に反する産靈を許されないからである。此の法則は國家以下の自治團體等まで適用せられて、最後の臣民に對しても行はれるか

ら、臣民は人格者たると同時に國家其の他の自治團體の機關となる。此の臣民の人格承認は眞の立憲政體の一要件であつて、西洋流に個々の權利義務を認めるに過ぎない如きは固より不健全なる思想である。國家の目的に反するものを處罰する刑法の根本原理も亦、其の源は此所に存する。
(同書六五)以下參照。

明治天皇

御集

國民がこゝろへに進みゆく道にはさはるものなくもがな

第十 產靈は宇宙人類の理想を實現するものである。

天地以下の國々の產靈は天地(宇宙)の產靈を表現し、我が皇國の統治は更に人類の理想をも表現してゐるから、其の下に位する自治團體及び臣民も亦其の分擔範圍に於て宇宙人類の理想を實現すると同時に表現してゐるものである。従つて斯かる宏大深遠なる理想信仰を以て肇造せられたる皇國は、萬邦無比の國體を有するものと云はねばならない。蓋し「軍人ニ賜リタル勅諭」に「天地の公道人倫の常經」と仰せられ、教育勅語に「之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス」と仰せられた御精神と拜察せられる所以である。中途半端な人生觀に立脚したる古典學說に誤られない注意が最も肝要である。(同書六)七參照。

明治天皇

御集

萬代にうごかぬものはいにしへの聖のみよのおきてなりけり

第一目 天地の實現主體神

第一 天地の實現主體神は高御產巢日神である。

天之御中主神が天地の產靈を實現する爲に分化したる二柱の產靈の神の内、實現主體神となる神は高御產巢日神である。然らば何故此の神の方が主體神となるかは、此の神の語義及び意義を分析綜合するによつて自ら解決せられる。

第二 高御產巢日神の語義及び意義

高御產巢日神の「高」は二柱の產靈の神の内一方が他方よりも其の價值が高い義であり、従つて此の神は客體又は機關に對して主體を意味するものである。從來は高御產巢日神も神產巢日神も同性質の神を二つ作られたと説いてゐるのは無意義であつて、古事記の精神でなく、却つて天皇機關説を發生せしめた因とも云へるであらう。(同書六九)以下參照。

明治天皇

御集

ならびたつたけはひとしく見えながらこのかみは猶このかみにして

第三 高御産巢日神は獨神である。

高御産巢日神は他の神と分擔共同して天地の實現主體となるものでないから獨神である。従つて「統治權ヲ總攬スル」天皇も亦獨神となる（憲法第四條）。天照大御神は月讀命及び須佐之男命と分擔して葦原中國を統治せられたから獨神でないやうに見えるけれども、葦原中國の總ての價値を象徴する御倉板舉之神を賜はつたから、統治權總攬者として獨神となる。（同書七〇）

第四 高御産巢日神は隱身神である。

高御産巢日神は天地の實現主體神として、天地全體に遍在する神であるから、肉眼では見えな^い普^遍的^的實^在として隱^身神^となる。但し此の神を他の人又は物を以て象徴することは少しも差支へがないから、古事記は其の場合に「高木神」と云つてゐることがある。（同書七一）

第五 高御産巢日神の神典詔勅上の地位。

高御産巢日神は天地の實現主體神であり、而かも天地は之より分化する總ての國々の根源であるから、之等の國々の實現主體神に對して主體始祖となるものである。従つて此の主體始祖を認識しなければ、古事記の「高木神」も、憲法告文の「惟神ノ寶祚」も、憲法第一條の「萬世一系



ノ天皇」も、教育勅語の「天壤無窮ノ皇運」も、その他此の類の言葉を理解することが出来ないのみならず、其の根據を明確にすることが出来ない。（同書七二）

明治 天皇

御 集

開くべき道はひらきてかみつ代の國のすがたを忘れざらなむ

第二目 天地の實現客體神

第一 天地の實現客體神は神産巢日神である。

天地の實現主體神が高御産巢日神と確定すれば、神産巢日神が其の實現客體神となるのは勿論である。即ち天地の分化形成に當つて其の材料となり、實質となり、手段となり、機關となる方面を表現する神である。（同書七三）

明治 天皇

御 集

あしはらの國とまさむとおもふにも青人草ぞたからなりける

第二 神産巢日神の語義及び意義

神産巢日神の上の「神」の字は産靈の神秘を表はす接頭語であつて、高御産巢日神の「高」に

對して「平」又は「並」の義を有する。(同書七四) 尤も慣用上「カミムスビの神」と讀むも差支へない。

第三 神產巢日神は獨神である。

神產巢日神は天地全體を一つのものとして、天地の產靈の材料・實質・手段・機關となることを表現する神であつて、天地の各部を諸藩の如く獨立せしめて其の一部の產靈の客體神となるものでないから、全權神であり従つて獨神である。憲法第一條の天皇の統治する「大日本帝國」も亦此の意味に於て獨神となる。(同書七六) (以下參照)。

第四 神產巢日神は隱身神である。

神產巢日神は天地の實現客體神として天地全體に遍在するから隱身神である。但し此の神を他人又は物を以て象徴することは差支へない。(神產巢日御祖命)。

第五 神產巢日神の神典詔勅上の地位。

神產巢日神は客體始祖であつて、此の系統を正しく確保せられるから、「惟神ノ寶祚」も「萬世一系ノ天皇」も亦愈々確實となるものである。大國主神の引退後に「神產巢日御祖命」と申されたのは、攝政の地位から臣下に降られたときの客體的地位を示されたものである。(同書七七) (以下參照)。

第三項 天地の產靈の產物

產靈の本質は先に分説した通りであつて、必ず統括制を成しつゝ、其の產物を生ずることを以て、我が大和民族の宇宙觀の特質とする。凡そ世界の如何なる民族人種と雖も、苟も若干の文化を残すだけのものは、必ず宇宙自然の猛威に對して驚畏の念を懷かないものはないけれども、唯だ其の驚畏に腰を抜かすのみで、更に其の間に秩序整然たる理法の存することを靜思默考するだけの餘裕と落着きを缺き、従つて其の宇宙觀は矛盾に充ちたる支離滅裂に陥らざるば、向上發展なき輪廻反覆に終つたものである。然るに我が大和民族の純粹固有の理想信仰を傳へられたる古事記は、其の表現技術こそ極めて單純素朴であるけれども、其の實質内容に至つては他に類例を見ない秩序的・組織的・統一的・統括的のものであるから、如何に複雑渾沌たる自然現象と雖も、極めて簡潔明確に分類整理せられつゝ、進化發展して行く向上的のものである。蓋し「產靈の產物」なる一項を設けた所以である。(同書七八) (以下參照)。

第一 葦牙國

古事記は天地の表現神と主客二種の產靈の神を傳へた後に、「次國稚」とあるのは、此の二柱

の産靈の神の産靈の産物を示されたものである。唯だ此の國には「大八島國」「葦原中國」の如き特殊の名稱を附せられてゐない爲に、多くの學者から其の存在を見落されてゐるけれども、此の國の認識は古事記を理解する上に極めて重要であるから、便宜上學術的に「葦牙國」と命名した。(同書八二)。(以下参照)。

第二 葦牙國の産靈の神

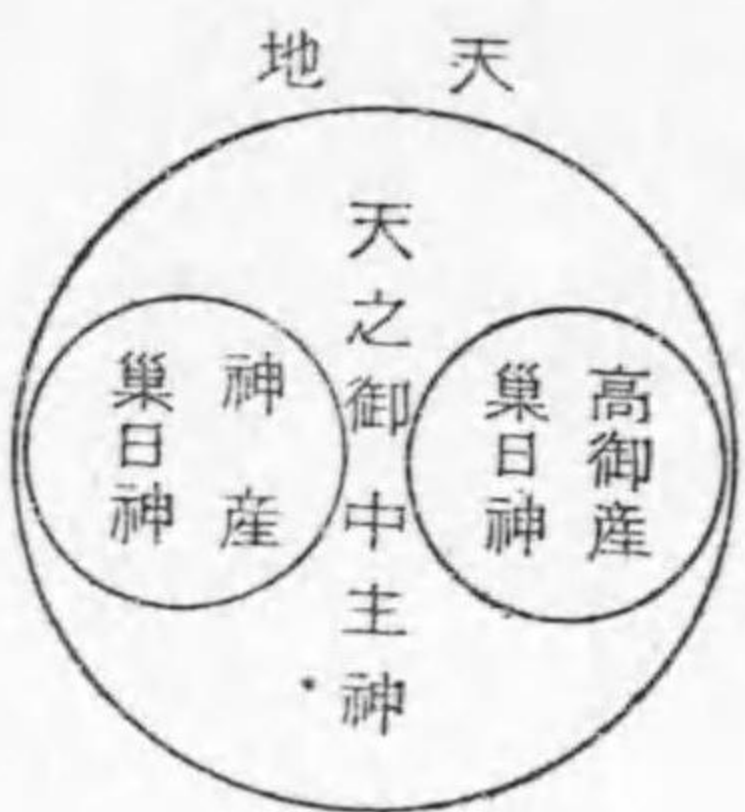
天地に主客二柱の産靈の神があつた以上は、其の産靈によつて出來た葦牙國にも亦同様の神があらねばならない。従つて古事記は「次國稚如ニ浮脂ニ而、久羅下那洲多多用幣琉之時、如ニ葦牙ニ崩騰之物ニ而成神名、宇麻志阿斯訶備比古遲神、次天之常立神、此二柱神亦獨神成坐而隱身也」と書いてある。従つて此の二柱の神は葦牙國と同時に出來た産靈の神であつて、固より天地の産靈の産物である。(同書八三)。(以下参照)。

第四項 造化三神の意義

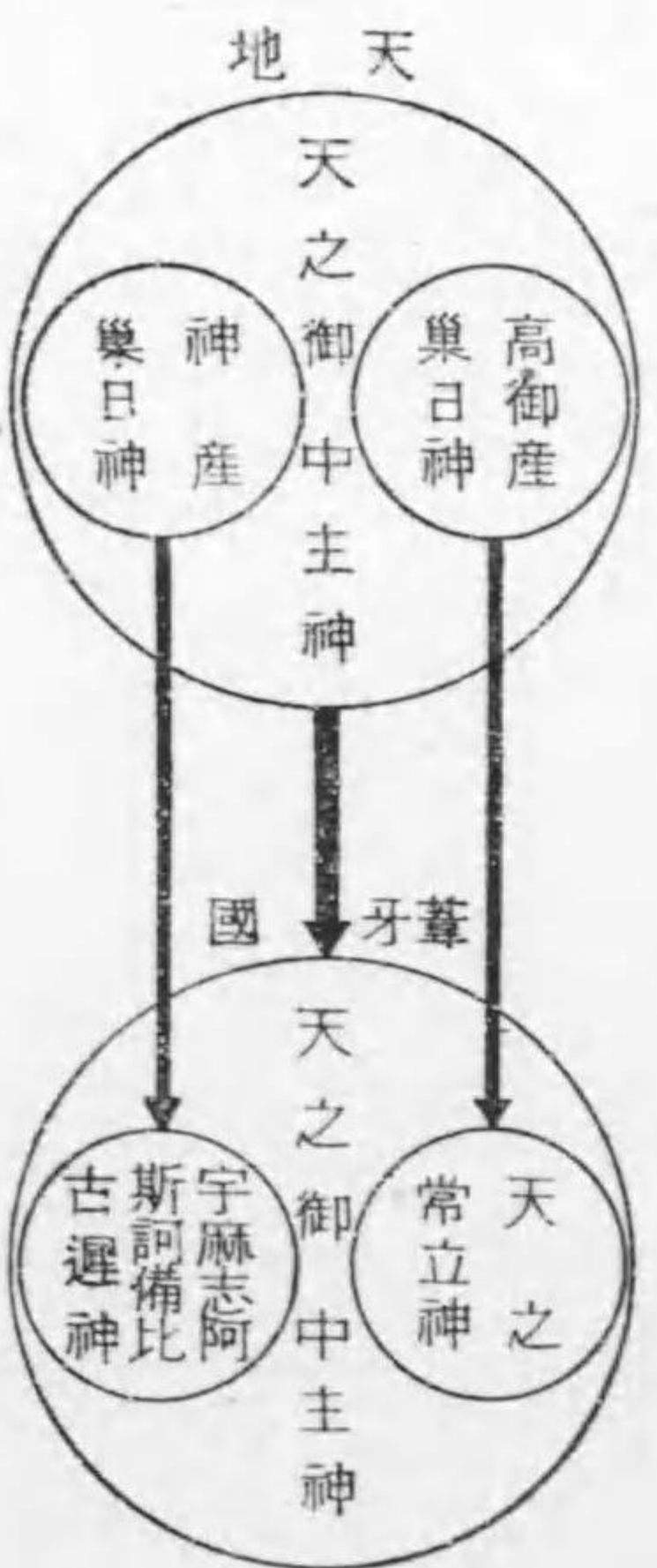
「造化三神」なる言葉は古事記の本文にはなく、其の序文中に「乾坤初分。參神作造化之首。」

とある所から、學者も亦普通に此の語を使用してゐて、學術的にも便宜であるから、其の意義を定めて置く必要がある。三神とは天之御中主神・高御産巢日神及び神産巢日神の三柱であつて、三神の關係は「産靈の本質」として詳説した通りであつて、單に天之御中主神と兩産靈の神とが表裏を成してゐるとか、産靈の神として同一性質の神が二柱併存すると云ふだけでは、未だ其の意義を闡明し盡されたものとは云へない。今理解に便ならしめる爲に三神の關係を圖示するときは上圖の如くなり、又更に一層理解を深める爲に、天地と、天地の産靈の産物(葦牙國)との關係を圖示するときは下圖の如くなる。(同書八三)。(以下参照)。

上圖



下圖



上圖



下圖



第二款 葦 牙 國

我が大和民族の祖先の純粹固有の理想信仰としての宇宙觀の根本原理は、造化三神の産靈に關する根本本義に於て確立し、天地以下の國々の分化進展して行く根本原則も亦自ら確定して、其所には曖昧杜撰の分子は一つもなく、極めて直截簡明である。但し自然的の宇宙觀から人爲的の人生觀に移る過渡期に於ては、必然的に特別の手續を必要とすることは勿論であつて、それに付ては後に述べる。

然るに宇宙觀を構想するに當つて、何時までも天地未だ割れず渾沌たる瓦斯状態に停滯してゐては、思想が纏らないのみならず、人間が共同生活を營む時代まで展開する順序が立たないから、無境無邊際の天地に其の産靈によつて一つの限界が出来たものと想定して掛かる必要がある。従つて古事記は之を海月の如く漂ふ稚い國と云つてゐる。即ち今日の科學で云へば「星雲」に相當する状態であつて、「國」とは限界又は仕切り・垣根等のある本體を云ふものである。(組瓊から國)。(同書八七。以下参照)。

明治天皇

御集

秋つしま四方にめぐれるうなばらの波こそ國のかきねなりけり

然らば葦牙國は果して如何なる實體のものかは、困難且つ重要な問題であるけれども、從來之を忠實精密に研究せられてゐないのみならず、多くは其の實在すら無視又は看過せられて來たものである。惟ふに古事記に葦牙の如く萌え騰る物とあるのは、生成力ある無數の生命單元を云ふものであつて、全體としての葦牙國は有機的星雲を意味するものではあるまいか。一般に學者は支那の列子などの清輕なる者上りて天と爲り、濁重なる者下りて地となると云ふ説を模倣して、此の稚き國は清輕なる魂の抜けた殘滓的物質の塊の如く説いてゐるのは、カント、ラブラ

「ス」などの機械的星雲説と同様に、將來此の國から生命ある生物の棲む世界が出来て來る理由を
理解せしめるものではない。(同書八九)。
(以下參照)。

第一項 葦牙國の表現神

葦牙國は時間的には天地よりも後に出来たものであるけれども、空間的には天地以外に存在するものでないから、無境無邊際之の御中主神が葦牙國の表現神として止まるものである。固より「天地」に對して「葦牙國」を獨立の存在として觀察するときは、其の表現神は「天之常立神」となるけれども、此の場合と雖も此の神は同時に天地の機關たる地位を有するものである。今日臣民について「滅私奉公」と云ふ言葉が流行して、其の當否を論争せられてゐるのは、産靈の二義性に對する認識不足から來た水掛論に過ぎない。従つて此の葦牙國よりも後に出来た葦原中國の天照大御神に付て、本居宣長が「國と云ふ國に、此の大御神の大御徳かゞふらぬ國なし」と云はれたことは、天之御中主神まで遡り、且つ其の大御徳を授かつた手續を明かにしない限りは、外國には通用しない見解である。(同書九)。(二參照)。

第二項 葦牙國の産靈の神

葦牙國にも亦産靈の原理に従つて二柱の産靈の神があらねばならない。従つて古事記には葦牙の如く萌え騰る物に因つて出来た神を宇麻志阿斯訶備比古遲神及び天之常立神と云ふとある。萌え騰る物に因つて出来たと云ふのは、斯かる生成力ある本體から出来てゐると云ふ意味である。人間を機械的に精神と肉體とに二分する如く、精氣と殘滓とに分れた義でないことは先に述べた。

第一目 葦牙國の實現主體神

第一 葦牙國の實現主體神は天之常立神である。

天之常立神が葦牙國の實現主體神となることは、此の神の語義及び意義を闡明するによつて明かとなる。

第二 天之常立神の語義及び意義

渾沌たる瓦斯状態の天地を、之を表出する星雲状態の葦牙國に集約せられても、此の葦牙國は猶一つの宇宙の主要素たるを失はないから、天之常立神の「天」は天地の義に通じて天のみの意味ではない。「常立」は底立と同じく時間的にも空間的にも葦牙國全體に其の力の及ばざる所なき義である。従つて天之常立神は葦牙國全體を支配し、其の産靈を實現せしめる神の義として其の實現主體神となる。從來の學説は古事記と全然其の理想信仰を異にする日本書紀の精神を傳統してゐて、固より古事記の解釋としては誤解であるから、特に注意する必要がある。(同書九四)。

明治天皇

御集

ゆく所わが國ながら旅にあれば都おもはぬときなかりけり

第三 天之常立神は獨神である。

高御産巢日神の件参照。

第四 天之常立神は隱身神である。

同上。

第五 天之常立神の神典詔勅上の地位。

古事記の「稚き國」又は書紀の「一物」を否認するならば兎も角、然らざる限りは天之常立神

は産靈の實現主體神の系統に立つて、之を除外することの出来ない神である。従つて此の神を否認する學説は神典詔勅を根據から覆す結果に陥るものである。(同書九六)。

明治天皇

御集

いにしへの御世の教にもとづきてひらけゆく世にたゝむとぞ思ふ

第二目 葦牙國の實現客體神

第一 葦牙國の實現客體神は宇麻志阿斯訶備比古遲神である。

葦牙國の實現主體神が定まれば當然客體神も決定する譯であるけれども、なほ此の神の名の分析から一層其の義が明瞭となる。唯だ一つ茲に眞面目な神典研究家にとつて問題となるのは、何故古事記は此の客體神の名を主體神の名よりも先に書いてあるかである。惟ふに渾沌たる天地に在つて如何なる物體が渾沌として存在するかは殆ど想像の及ばない所であるけれども、一旦稚き國として一物を生じたと云ふ以上は、其所には何物かが集つて一物を成してゐるものと考えざるを得ないから、其の本體を決めて掛かる必要上、此の神の名を先に書かれたものであらう。

明治天皇

御集

たねなくて茂りもゆくか世の中の人のこゝろのものわすれぐさ

第二 宇麻志阿斯訶備比古遲神の語義及び意義

「宇麻志」は美味で異靈又は靈妙の義であり、「阿斯訶備」は葦牙即ち葦芽のことで、葦の芽の如き強い生成力を象徴し、「比古遲」は斯かる生成力の持主の義で、男神の意味ではない。従つて宇麻志阿斯訶備比古遲神の意義としては、葦の芽の如き旺盛靈妙なる生成力を持つた無數の生命單元を本體とする神の義であり、産靈の材料となり、實質となり、手段となり、機關となる客體神を意味する。我が大和民族の祖先は宇宙分化の始めに斯かる神ありと信仰したる爲に、自然科学も精神科學も後に何等の支障なく成立し理解せられる譯である。(同書九八)。(以下參照)。

第三 宇麻志阿斯訶備比古遲神は獨神である。

此の神は其の分子たる無數の生命單元を持つてゐるけれども、全體を一柱の神として實現客體神となるから分權神でなくして獨神となる。

第四 宇麻志阿斯訶備比古遲神は隱身神である。

神産巢日神の條參照。生命萌芽汎在說參照。(同書一〇)。(參照)。

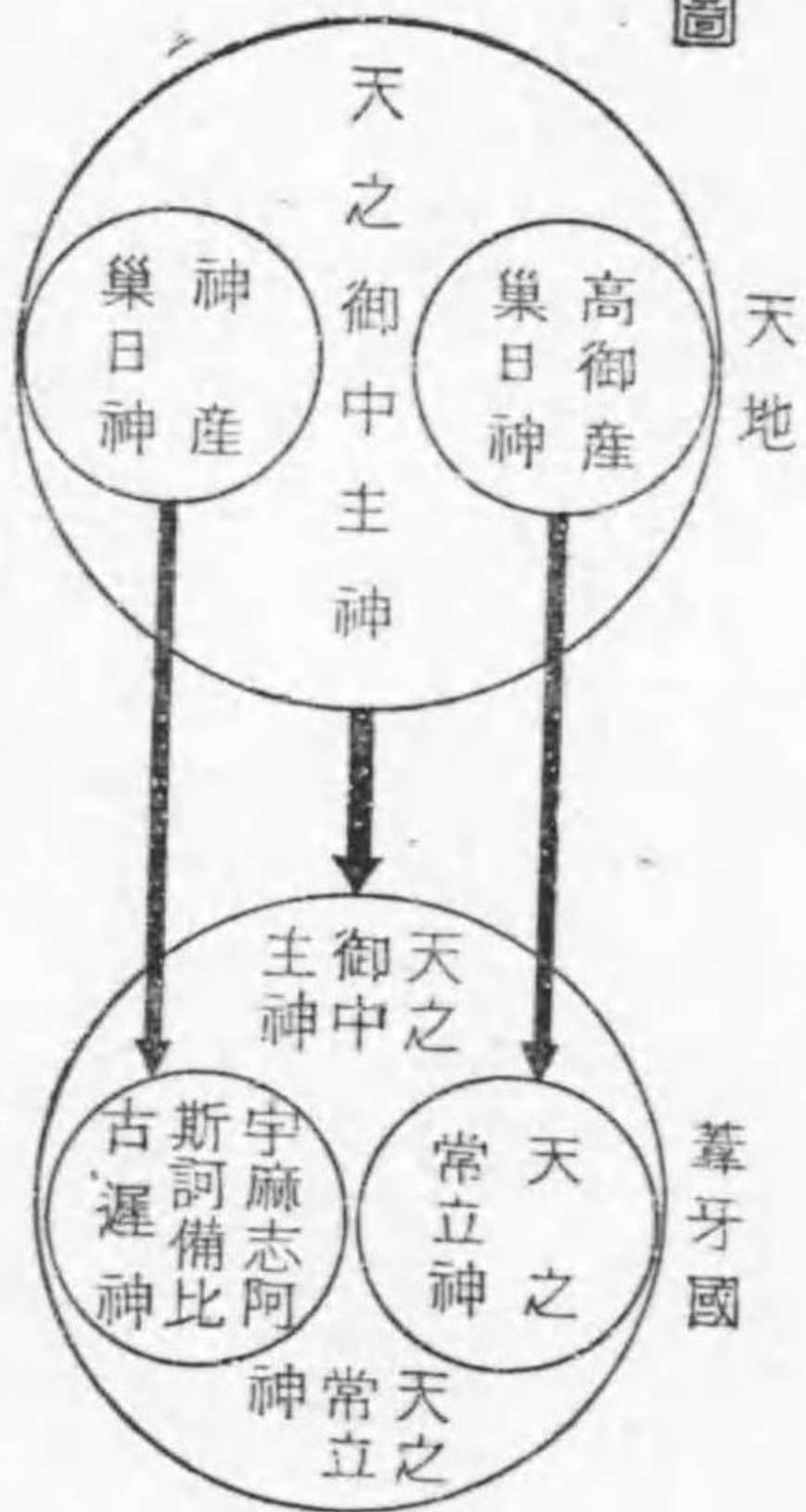
第五 宇麻志阿斯訶備比古遲の神典詔勅上の地位。

神産巢日神の條參照。唯だ此の神の性質上神典に於て再び現はれて來ないから、物語から遊離し、物語るべき活動がなく、従つて民間信仰と關係がないと考へるのは、此の神の本質を理解してゐないことに注意を要する。今日の専門科學上の用語と雖も、必ずしも愚夫愚婦の間に流行してゐるものでなく、又理解せられてゐるものではない。

第三日 葦牙國の産靈の神の系統

天地と葦牙國とは別個のものであるけれども、又全然無關係のものではないから、其の産靈の神は天地から葦牙國に變化するに從つて交迭あるものと考えべき筋合がある。従つて茲に産靈の

第一圖



第二圖



神の系統が成立する。而して古事記は之を主體神に付ては「日繼」と云ひ、客體神に付ては「日知」と云つてゐることは後に説明する。今之を圖示するときは前頁の如し。(同書一〇)。

第三項 葦牙國の産靈の産物

我が大和民族の祖先の理想信仰としての産靈の原理に従ふときは、産靈の産物には「國」と「國の産靈の神」とが出来るのであるから、葦牙國の場合に於ても假令古事記には「産靈の神」の名のみを其の産物として傳へてゐても、此の神の所屬する「國」を作られなかつたものとして考へられない。今古事記の本文を示せば左の如し。

次成神名國之常立神訓常立、亦如上、次豐雲上野神、此二柱神亦獨神成坐而隱身也

第一 豐雲野國

葦牙國の産靈の神の産靈によつて「國之常立神」と「豐雲野神」とが出来たとあるから、便宜上學術的に此の神の所屬する「國」の名稱を作る必要がある。従つて此の國を假りに「豐雲野國」と云ふことにする。即ち此の國の本體は國之常立神の「國」であり、其の實質は豐雲野神の

「豐雲野」である。從來は葦牙國の産靈の産物を否認し又は無視せられてゐるけれども、固より認識不足に基く古事記の曲解に過ぎない。(同書一〇二)。(以下参照)。

第二 豐雲野國の産靈の神

豐雲野國の名稱の當否は兎も角として、其の實體の實在を承認せざるを得ない以上は、「國之常立神」と「豐雲野神」の二柱は此の國の産靈の神となる譯である。(同書一〇三)。(四参照)。

第四項 別天神の意義

古事記には所謂造化三神(天之御中主神、高御産巢日神、神産巢日神)と、葦牙國の産靈の神二柱(天之常立神・宇麻志阿斯訶備比古遲神)とを傳へた後に、「上件五柱神者、別天神」と註してあるから、日本哲學従つて日本法理學を研究する上に於て、是非共此の「別天神」の意義を確定して置く必要がある。「別天神」を字解的に解説するときは、固より特別なる天神の義に相違ないけれども、それだけでは其の意義が明瞭でない。惟ふに「別天神」なる語を後の「神世七代」及び「天神之御子」なる語と對照するときは、古事記の宇宙觀・世界觀・人生觀の區別から

來た神の分類法である。即ち宇宙自然の分化として觀察したる純宇宙觀上の神を「別天神」と稱し、人爲創造の文化として觀察したる人生觀上の神の内、其の實現主體神を「天神之御子」と稱して、「天壤無窮ノ宏謨ニ循ヒ惟神ノ寶祚ヲ承繼スル」義を表現し、更に宇宙自然の分化と人爲創造の文化とを融合調和する過渡期として觀察した世界觀上の神を「神世七代」と云つたものである。之によつて古事記の思想が如何に精確緻密なるかを知られるものであるけれども、從來の「別天神」及び「神世七代」に付ての諸説は、古事記の精神としては受取り難い解説のやうである。(同書一〇五)。(以下參照)

第三節 大和民族の世界觀

絶大の宇宙から次第に分化して最小單位の萬我萬物に達する考へ方を分化的下降式と云ひ、其の反對に最小單位の萬我萬物を次第に綜合して最後の絶大なる宇宙に達する考へ方を綜合的上昇式と云ふならば、上述の宇宙觀は分化的下降式であり、個人から出發して社會國家を論ずる人生觀は綜合的上昇式となる。然るに此の二種類の考へ方は何れも眞理であつて、而かも互に相矛盾

したる方式であるから、眞に完全なる人生觀を打ち樹て、天地の公道人倫の常經に合致するものを見出す爲には、必然的に此の兩者を完全に融合調和する方法を案出する必要がある。之が即ち古事記の「神世七代」と稱する、宇宙觀から人生觀に變化する過渡期としての世界觀である。即ち「天壤無窮ノ宏謨」から「天壤無窮ノ皇基」を生み出す時代であつて、徒らに天地宇宙の遠大のみを高談せず、又個人各自の主我のみにも踟躕せずして、地球上の全世界を眺めつゝ個人を要素とする社會國家の立場を理解せんとする哲學・法理學である。(同書一〇九)。(以下參照)

明治天皇

御集

よもの海みなはらからと思ふ世になど波風のたちさわぐらむ

第一款 豊雲野國

豊雲野國は果して如何なる状態・性質のものなるかは、一方に於ては「豊雲野神」の豊雲野の文字から解釋すると同時に、他方に於ては此の國の前後に出來た國の状態及び性質から推論する外ない。第一に「豊雲野」とは數多のものが組み固つて出來た地表の義であるから、今日の地球

表面に相當するものである。第二に豐雲野國は如何なるものが集つて出来たかと云ふに、葦牙國に於ける「萌え騰がる物」即ち生命素又は生命單元より外にない。第三に葦牙國と豐雲野國との差は(一)漂ふてゐるか組み固まつてゐるか、(二)國は一つ切りか他にもあるか、(三)實體的のものばかりか精神的のものもあるかに存する。第四に豐雲野國と後の大八島國との相違は國の要素が未だ分化せられてゐないか、完全に分化せられてゐるかの差異である。之を要するに豐雲野國は今日の地球の母體となるものである。(同書一一)。(以下参照)。

第一項 豐雲野國の表現神

豐雲野國の表現神に付ては葦牙國の場合から類推することが出来る。(第一義的には天之御中主神、第二義的には國之常立神である)。

第二項 豐雲野國の産靈の神

第一目 豐雲野國の實現主體神

第一 豐雲野國の實現主體神は國之常立神である。

天之常立神の件から類推できる。

第二 國之常立神の語義及び意義。

天之常立神の件から類推することが出来る。唯だ茲に注意を要することは、天之常立神の「天」は天地に通ずるものであり、國之常立神の「國」は國土として地と同義なることである。又古事記の國之常立神と日本書紀の「國常立尊」とは全然其の本質を異にしてゐて、國常立尊は宇宙觀・世界觀・人生觀を混同したものである。(同書一一四)。(以下参照)。

第三 國之常立神は獨神である。

第四 國之常立神は隱身神である。

第五 國之常立神の神典詔勅上の地位。

天之常立神の件から類推できる。唯だ此の神と類似した國常立尊を「天祖」と稱することが、若し通説の如く主體始祖を意味するものとするれば、非常なる國體觀念の破壊なることを忘れて

はならない。(同書一五)。(以下參照) 此の神は人間ではない。

第二目 豊雲野國の實現客體神

第一 豊雲野國の實現客體神は豊雲野神である。

宇麻志阿斯訶備比古遲神の件から類推できる。

第二 豊雲野神の語義及び意義。

「豊雲野」の語義に付ては先に述べた。豊雲野神の意義としては無数の生命單元が凝り固つて出来た國を本質とする普遍的實在であつて、産靈の材料、實質、手段、機關となる神であるけれども、自然世界たると同時に、社會國家の母體となる國即ち今日の地球を本體とする客體神である。書紀の「豊斟淳尊」とよくむねのみこと、「豊組野尊」とよくむねのみこと、「豊國野尊」とよくにののみこと等と必ずしも同義ではない。(同書一六)。(以下參照)

第三 豊雲野神は獨神である。

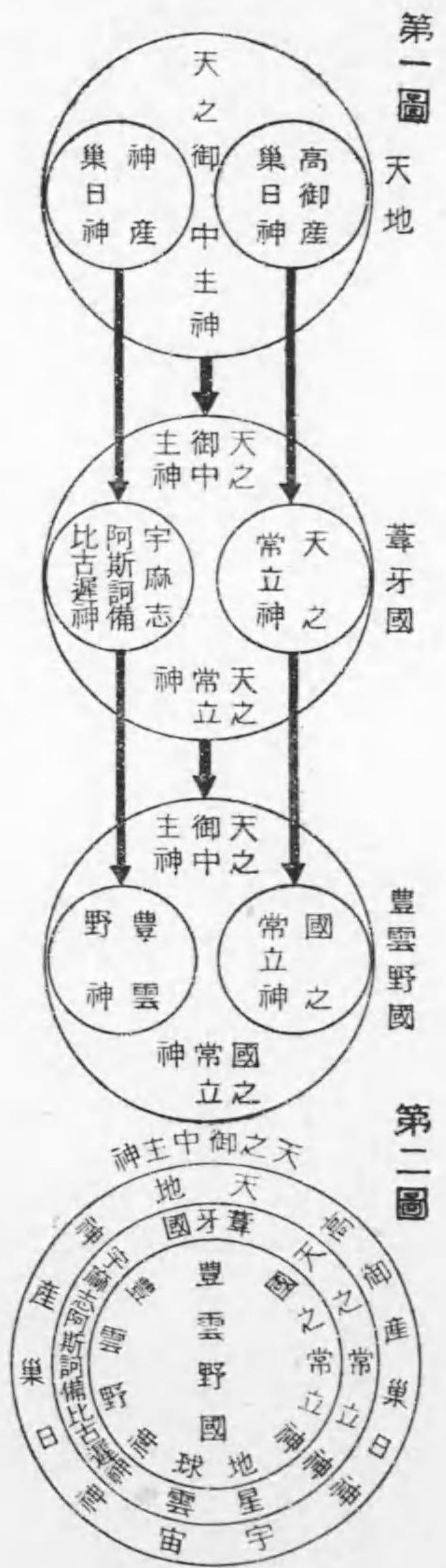
第四 豊雲野神は隱身神である。

第五 豊雲野神の神典詔勅上の地位。

宇麻志阿斯訶備比古遲神の件から類推できる。固より無くてもよい神ではない。

第三目 豊雲野國の産靈の神の系統

豊雲野國の産靈の神の系統を日繼及び日知の原則によつて圖示するときは左の如くなる。



第三項 豊雲野國の産靈の産物

宇宙觀と人生觀との過渡期としての世界觀に於ける豊雲野國は、地球の母體に相當するから、

其の産靈の産物も亦複雑となつて來ることは想像に難くない。従つて古事記は豊雲野國の産靈の神の後に左の諸神を擧げてゐる。

次成神名、宇比地邇上神、次妹須比智邇神、次角杵神、次妹活杵神^柱、次意富斗能地神、次妹大斗乃辨神、次淤母陀琉神、次妹阿夜詞志古泥神、次伊邪那岐神、次妹伊邪那美神

上件自^ノ國之常立神以下伊邪那美神以前、并稱^ニ神世七代^{上二柱獨神各云二一代二次雙}十神各合^ニ神云^ニ一代^也

第一 狹地國

地球の母體に相當する豊雲野國の産靈の神の産靈によつて出來た國は、地球の一部となることは想像に難くない。殊に後に明かとなる如く、此の國の修理固成によつて、大八島國従つて葦原中國が出來る所から見れば、一層其の關係は明瞭である。然るに書紀一書の「國狹立尊」を國常立尊に對照するときは、全部に對する一部に關することは明かであるから、地球の一部としての此の國の名稱を便宜上學術的に「狹地國」と云ふことにした。即ち狹まい地の義である。(同書九參)。(地球の一部)。

第二 狹地國の産靈の神

天地、葦牙國、豊雲野國に於ける産靈の神は、主客各々一柱づゝであつた爲に、獨神と稱せら

れて事態は極めて簡單であつたけれども、狹地國に至つて産靈の神が突然多數となつたから、假令實現主體神と雖も一柱と斷定する譯に行かず、従つて獨神とは云へない。又多數の獨立の神が、主體又は客體となるときは、普遍的實在でないから隱身神とはならない。即ち「二神」を合せて「一代」と云ふ譯である。古事記には「妹」とあるけれども、固より男女偶成の義ではなく、又男女偶成によるものではない。(同書一二)。(參照) 固より人間としての那岐、那美二神は、男女偶成によるのは勿論である。

第二款 狹地國

狹地國は宇宙の秩序的・統括的分化としては自然世界の最小最位であり、同一民族の形成する社會・國家の基礎としては最大單位である。即ち狹地國は我が大和民族が、宇宙人類理想信仰を以て形成する社會・國家の萌芽である。従つて狹地國が外國と異なる所は、第一それが宇宙から分化して來た本體たると同時に、第二に其の自然的・動物的・弱肉強食的世界を其の儘國家に引直さないで、總ての人格者をして各々其の所を得しめ、其の志を遂げしめ得る完全なる社會を形

成し、更に之を權力を以て保障する社會の極致としての國家に引直す點にある。即ち狹地國の修理固成は、理想的・模範的國家を形成する要件である。要するに狹地國の修理固成を認識せず、又は認識不足に陥つた古典學説は、我が國體を明徴闡明する資格を缺くものであらう。(同書二二)。

第一項 狹地國の表現神

狹地國は天地から次第に分化した最小單位の自然世界としては其の表現神は天之御中主神であるけれども、我が大和民族の形成する社會國家の基礎としては人間的の神であらねばならない。従つて古事記には「於是天神諸々の命以ちて、伊邪那岐命、伊邪那美命二柱の神に『是の漂へる國を修理り固め成せ』と詔ちて、天沼矛を賜ひて、言依さし賜ひき」と傳へられてある。即ち那岐・那美二命は人間として、天地・葦牙國及び豐雲野國の表現神から、其の地位を承繼して自ら狹地國の表現神となられた譯である。自然的・普遍的の神が詔をすると云ふのは、那岐・那美二命が天地の公道を體認體得して、天壤無窮の宏謨に循ふ義であつて迷信ではない。又天沼矛を賜はつたといふのは、狹地國の總ての價值を保有表現する辭令の如きであつて妄想ではない。(同書一

下參照)。

明治天皇

御集

ちはやぶる神の心になふべくをさめてしがな葦原のくに

第二項 狹地國の修理固成の神

我が大和民族の祖先の純粹國有の理想信仰を傳へられたる古事記に在つては、宇宙觀の「産靈」は世界觀の「修理固成」となり、人生觀の「統治」となるものである。

第一目 狹地國の實現主體神

第一 狹地國の實現主體神は伊邪那岐命・伊邪那美命である。

狹地國の産靈即ち修理固成の主體神は天神諸の命以ちて定められたから、天地から豐雲野國までの如く特に推論する必要がない。所謂「天神諸命以」とは宗教上神を見ると云ふのと同様に、二神に於て天神諸が天地の公道として、普遍的實在を有することを完全に意識することであ

る。従つて最初に斯かる完全意識を有つた人を伊邪那岐命、伊邪那美命と云ふ譯である。(同書一
下參照)。

明治 天皇

御 集

ちはやぶる神のこゝろを心にてわが國民を治めてしかな

第二 伊邪那岐命・伊邪那美命の語義及び意義。

伊邪那岐・伊邪那美の「伊邪」は將に活働を開始せんとするときの感嘆詞でさあんと云ふ如きである。従つて伊邪那岐命・伊邪那美命の意義としては、天神諸の命令に従つて、精神的に漂へる狭地國を修理固成して、完全なる社會及び社會の極致としての國家を形成する爲に、非常なる意氣込みを以て此の大事業に取掛かる精神を象徴するものである。從來は此の修理固成との關係を離れて、單に語義のみに拘泥したから、十分の理解を與へなかつたものであらう。要するに神古典に葦牙國・豐雲野國・狭地國の如き名稱はなくても、之に該當する實體の存在することを認識するのが、問題解決の第一要件である。(同書一二七以下參照)

第三 伊邪那岐命・伊邪那美命は獨神ではない。

那岐・那美二命は二柱の獨立した神であるから、各々全權神でなく、従つて古事記の所謂「獨

神」ではない。然るに狭地國の修理固成は、單に國家を形成するのみに止まらずして、實に其の基礎たる社會の完成を特徴としてゐるから、社會生活上の範疇規範を樹立する必要上男女二神を以て實現主體神とせられた。蓋し二柱を以て「一代」としたのは、男女の一方だけでは人間の半ばに過ぎないからである。従つて權力的に國家を形成するに當つては、伊邪那岐命一柱を以て實現主體神とせられてゐる。(同書一二九以下參照)。(此の關係から女子に選舉權を與へなくても不都合でないかも知れない)。

第四 伊邪那岐命・伊邪那美命は隱身神ではない。

那岐・那美二命は獨立の人間として具體化せられてゐて、狭地國其者と同一範圍の實在でないから、普遍的實在でなく従つて隱身神ではない。即ち狭地國と二命とは物理的・自然科学的には本體と機關との關係がないから、其の子孫に付て天皇機關説も成り立たないけれども、法理的・精神科學的には兩者其の價値を等しくするから、普遍的實在としての皇位は隱身神となり、其の主體に付てはいはゆる天皇主體説が成立するものである。(同書一三〇以下參照)。

第五 伊邪那岐命・伊邪那美命の神典詔勅上の地位

那岐・那美二命は天神諸の命以ちて、宇宙觀の産靈の原理に基いて、人生觀上の統治權を産み

出す爲に、過渡期の世界觀に於ける狹地國を修理固成する神であるから、社會國家の人生觀から云ふときは神典詔勅上の最も重要な神である。即ち「惟神ノ寶祚」を作り出す神である。従つて從來一般に「天照大神」を主體始祖として最重要神としてゐるけれども、統治權總攬者としての「天照大御神」を作られた伊邪那岐大御神を抜きにしては客觀的效力なき學說實際となるであらう。(本書一三〇)。(以下參照)

第二目 狹地國の實現客體神

狹地國の實現客體神は主體(那岐・那美二神)を除いた残りの八柱の神である。然るに此の客體神には二種類あつて、一は自然世界の自然物であり、他は精神科學上の理想及び價值である。従つて我が皇國は此の自然物(人を含む)によつて宇宙觀に連續して、天壤無窮の國家として成立し、又此の理想價值が自然物に付いて創設文化せられることによつて、惟神ノ寶祚が成立する所に萬邦無比の國體が存在するものである。換言すれば外國の肇國には實力的征服又は支配契約はあるけれども、社會及び國家生活上の原理原則を樹立する修理固成がない。(本書一三三)。(參照) 古事記以外の神古典も略同様である。

第一 宇宙觀上の自然本位的實現客體神。

社會・國家は天國又は極樂の如く空想的のものでないから、其の萌芽としての狹地國には必ず自然世界的の要素を必要とする。此の客體神には三種ある。

一 宇比地邇神・須比智邇神

葦牙の如き生命單元を含んだ豊雲野神を客體材料として、國之常立神が作った有機又は無機要素の如き「土」を稱して宇比地邇神・須比智邇神と云ふ。此の神は永久に存在するものであつて、完全なる那岐那美二神(人間)に到達するまでの階段的過程に止まり後に至つて消滅する如きではない。固より「タ行」又は「ヤ行」の發音を表現する抽象的の神でなくして、社會國家の現實的實質を成すものである。蓋し生物・無生物は「ひぢ」から出來て又「ひぢ」に還元するものと考へられるからである。(同書一三三)。(以下參照)

明治天皇

御集

二 意富斗能地神・大斗乃辨神

産みなさぬものなしといふあらがねのつちはこの世の母にぞありける
宇比地邇神・須比智邇神の如き分子的の有機無機要素ばかりで、大きく纏まつた場所がなければ

ば動植物の如き生物が發育できないのは勿論である。従つて意富斗能地神・大斗乃辨神は、其の語義に従つて土地及び水面の神となる。固より前の神から次の神に進化する一階段でもなければ、「サ行」「ラ行」の發音でもなく、殿・家の神でもない。(同書一三四)。

明治天皇

御集

大空につばさをのべてとぶ鳥もねぐらに迷ふときはありけり

三 角杙神・活杙神

つばさのあかみ いづくのかみ

既に有機及び無機要素を作り、土地及び水面の活働舞臺を作つても、之に生物を作つて置かなければ眞に花も實もある産靈を期待することが出来ない。従つて此の神はその語義に従つて角の如く動かない植物と、運動する動物となる。而して「活杙神」の内には人間を包含してゐるから、那岐・那美二命は最初に宇宙人類の公理的理想信仰を意識したる活杙神となる。角杙神・活杙神は中間一時的の實在ではなく、カ行マ行の抽象でもない。(同書一三六)。

大和民族の

第二 人生觀上の人間本位的實現客體神

天地↓葦牙國↓豊雲野國↓狹地國は宇宙觀としての自然世界的分化であると同時に、人間本位

の人生觀としての豊雲野國↓狹地國↓大八島國↓葦原中國は理想價值を文化する精神世界的文化に屬する關係上、豊雲野國↓狹地國は過渡期の世界觀として理想及び價値の文化世界となる。

一 淤母陀琉神

前述の狹地國の三要素には、同一種類のもの又は類似の要素が多數あるから、自然其の間に比較が行はれて、完不完・良不良の差を生ずる。然るに生物殊に人間は自己の生活に適合したるものを希望する理想を持つてゐるから、古事記は之を「淤母陀琉神」と云ひ、書紀は「面足」の文字を宛てゝゐる。蓋し「面」は内容を表現する「外形」又は人全體を表現する「かほ」の義であり、「足」は「圓滿具足」を意味して、全體の意義としては、今日の理想に相當するからである。従來の種々の解釋は古事記の「修理固成」の目的から遊離してゐるから、全然意義を成さないやうである。(同書一三七)。

明治天皇

御集

思ふことつらぬかむ世はいつならむ射る矢のごとくすぐる月日に

二 阿夜訶志古泥神

あやかしかしこねのかみ

物には完不完・良不良の差があり、場合によつては生物殊に人間に取つて利害の何れかにな

つて現はれるけれども、それは物の固有する性質であつて、如何ともすることが出来ないから、唯だ驚嘆して畏れ惶む外ない。此の物の性質の人に對する意義を稱して價值と云ふ。然るに古事記の「阿夜訶志古泥神」の語義は、畏・可畏又は恐懼・恐懼であるから、書紀の「惶根神」と同様に今日の價值に相當するものである。從來の解説は前の淤母陀琉神と同様に、機械的・迷信的であつて、精神科學上の價值を認められなからう。(同書一四一)。

明治天皇

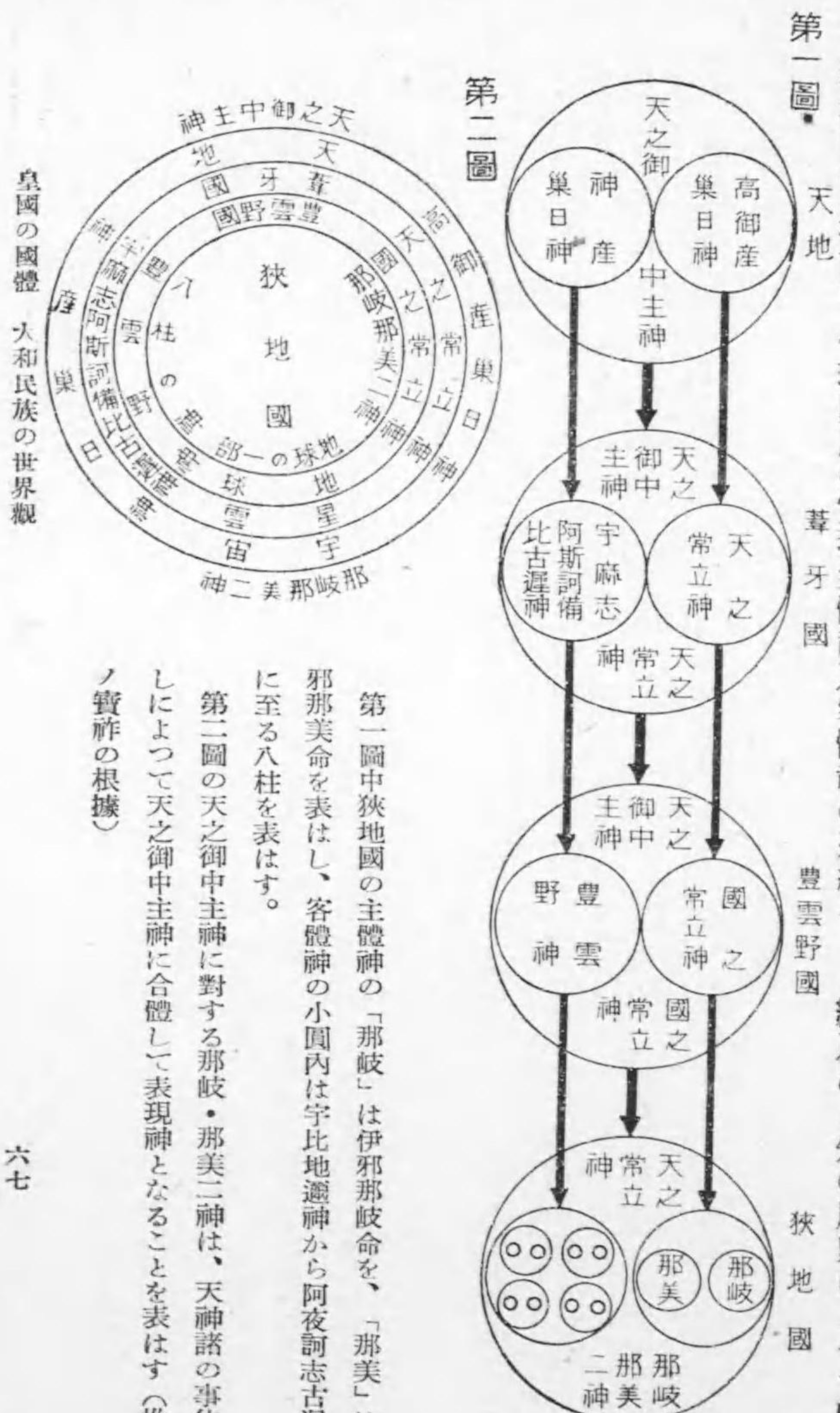
御集

ならばたつたけはひとしく見えながらこのかみは猶このかみにして

以上を要するに淤母陀琉神及び阿夜訶志古泥神は、理想及び價値の根源であるけれども、それは人間が意識して始めて生ずるものでなくして、先天的・超意識的に稟有するものであるから、單純純粹なる人生觀に屬せずして宇宙觀から人生觀に展開する過渡期としての世界觀に屬する所以である。斯かる摩訶不思議なる理想及び價値の先天性又は超意識性を絕對無條件に承認して、更に改めて之を後天的・意識的に文化して、社會を完成し國家を肇造する所に、我が大和民族の世界人類に卓超する哲學・法理學の特徴がある。(世界の哲學史參照)。

第三目 狹地國の修理固成の神の系統

狹地國の產靈即ち修理固成の實現主體神及客體神の系統を、日繼及び日知の原則によつて圖示



第一圖中狹地國の主體神の「那岐」は伊邪那岐命を、「那美」は伊邪那美命を表はし、客體神の小圓内は宇比地邇神から阿夜訶志古泥神に至る八柱を表はす。

第二圖の天之御中主神に對する那岐・那美二神は、天神諸の事依さしによつて天之御中主神に合體して表現神となることを表はす(推神ノ寶祚の根據)

するときは六十七頁の如くなる。

第四目 狹地國の修理固成の本義

狹地國の修理固成は、元來狹地國は宇宙觀としては最小單位たる自然界であり、人生觀としては最大單位たる社會の萌芽であつて、其の自然的要素も精神的要素も共に未だ分化せられてゐないから、之を天地の公道人倫の常經に合致するやうに分化して完全に活動し得る社會となし、更に此の社會上の理想價値を全部の力即ち權力を以て保障する、社會の極致としての國家とするこゝとである。即ち自然的の産靈と人爲的の統治とを完全に融合調和する中間作用を稱して修理固成と云ふ（天地の公道人倫の常經。之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス）従つて、

第一 修理固成は狹地國に就いて云ふものである。

從來一般に人間としての那岐・那美二命が、宇宙としての天地又は星雲としての葦牙國を自然生殖的に分化するものとしたのも、地球としての世界を權力政治的に支配するものとしたのも、共に古事記の精神ではない。（同書一四五）以下参照。

第二 修理固成の實現主體神は伊邪那岐命及び伊邪那美命である。

從來一般に那岐・那美二命を、原子又は精蟲卵子が次第に發達して、最後の理想境としての人間に達したものとしてゐるのは、佛教の十二因縁説の如き宇宙觀と人生觀との區別もなく、國家觀念もない思想から來た誤解であらう。（同書一四六）以下参照。

第三 伊邪那岐命・伊邪那美命は天神諸の詔命によつて、狹地國の實現主體神となる。

天神諸の命と修理固成の主體の觀念を確立しない從來の學説では、「天壤無窮ノ宏謨」も「惟神ノ寶祚」も「萬世一系ノ天皇」も「天皇主體説」も客觀的有效に成立するものでない。（同書一四七以下参照）。

第四 修理固成は宇宙觀と人生觀との完全なる融合調和によつて、宇宙人類的公理的の理想價値を狹地國に於て實現するものである。

從來の理想・價値の觀念なき純宇宙觀のみによる解説も、又理想・價値の神を認識しない人生觀に基く解説も、共に修理固成に宇宙人類的公理的效力を承認せしめないで、皇國國體を以て世界征服的・搾取的のものと誤解せしめる虞がある。（同書一四八）以下参照。

第五 修理固成は精神科學的現象であつて、自然科學的現象ではない。

「修理」とは精神的に漂つてゐる狹地國の萬我萬物に對して、神（人）格的存在價値を認めること

であり、「固成」とは此の萬我萬物に對して各其の所を得しめて秩序的組織的態形を構成することである。従つて從來の國土山川草木禽獸蟲魚分婉説は古事記の精神でなく、又實力的世界征服論は我が大和民族の理想に對する認識不足である。(同書一四九)。(以下參照)

第六 狹地國の修理固成は完全なる社會としての大八島國を形成するのみならず、社會の極致としての國家たる葦原中國を肇造することを目的とするものである。

從來の社會の完成を認識しない解説は古事記の精神でなく、國家の成立を認識しない學説は我が大和民族の理想ではない。古事記は明かに「社會」と「國家」、「大八島國」と「葦原中國」とを區別してゐる。(本書一五〇)。(以下參照)

第二項 狹地國の修理固成の產物

狹地國の修理固成は純宇宙觀としての自然科学的現象でないから、新たに國土山川草木禽獸蟲魚等の物自體を作り出すものでなくして、既存の有機及び無機要素、土地及び水面、並に動植物に對して、一個の團體即ち社會としての理想及び價値を創設し、更に之を權力を以て保障する國

家を作ることである。従つて狹地國の修理固成によつて社會としての「大八島國」及び國家としての「葦原中國」を新たに作り出されるけれども、社會及び國家の實體には更に増減を生ずるものではない。此の點に付て從來非常なる誤解があるから特に注意を要する。(同書一五二)。(以下參照)

第一 大八島國—淤能基呂嶋

狹地國の修理固成の終局の目的は、宇宙人類的公理的國家としての「葦原中國」を作ることであるけれども、先づ第一に社會としての大八島國を作る必要がある。蓋し我が大和民族の祖先の國家とは、宇宙人類的公理的國家を意味するものであつて、外國に於ける如く動物的自然世界を其の儘行き成り國家に引直して、權力を以て支配又は搾取する客體でないから、國家を作る前は當然先づ社會を完成する必要がある、又社會を完成する爲には其の前に社會其者を作つて置く必要があるからである。(書紀學者中には社會・國家の限界性を認識せずして、大八洲國は世界なりとする説を、最高權威を有する國體論の如く錯覺する向きがあるけれども、これ正に狹地國の修理固成を認識する能力なき妄説であつて、今日までどれくらゐ我が純眞なる統治を誤らしめたか知れない)。固より狹地國には各種の要素があるけれども、未だ一個の社會として成立したものでなくして、單に社會の萌芽又は胎兒と稱し得るに過ぎないことは先にも述べた通りである。

斯くの如く一個の社會として認定した地域を古事記は「淤能碁呂島」と云ひ、後には「大八島國」と云つてゐる。而して淤能碁呂島と云ふ理由は、天沼矛を以てする儀式によつて「一つの社會」に締つた「島」となつたからであり、大八島國と稱する所以は主なる島が八つあること即ち彌の義として澤山あることを示すものである。先に「日本哲學及日本法理學」に於ける説明は不
 充分であつたから、茲に補充して置く(同書一五二)。

第二 大八島國の要素

淤能碁呂島は一つの社會としての觀念上、前條件的に認定せられた名稱であり、狹地國が「一つの社會」として生れたときの名前である。従つて歴史的・文學的に之を一の孤島として實證發見することは全然不能の問題である。けれども宇宙人類の公理的理想を持つた普遍的の社會は、必ず具體的に實在する必要があるから、此の理想に適合する島々を認定しなければならぬ。従つて古事記は此の理想に合致しない認定による島々を悉く無効とし、更に適格なる認定に基く主なる八島と従たる六島を以て淤能碁呂島の實體となし、大八島國の要素とした。此の點に付ても「日本哲學及日本法理學」の説明は不充分たるを免れなかつた。(同書一五四)。

一 主たる八島

古事記に那岐・那美二神が「淤能碁呂島に天降りました」とあるのは、觀念上普遍的の淤能碁呂島に引續き居られることであり、「天之御柱を見立て」「八尋殿を見立て」とあるのは、天神諸の命令通り天地の公道人倫の常經に合致する標準を以て島々を認定せんとする態度を示されたものである。斯くして理想的社會としての大八島國の要素となる一個の島として認定せられたものは、一、淡道之穗之狹別島 二、伊豫之二名島 三、隱伎之三子島 四、筑紫島 五、伊伎島 六、津島 七、佐度島 八、大倭豊秋津島 の八つであつて、島々の名稱には宇宙人類の理想を實現し得る各個の理想を表現せしめられてゐることは、其の語義及び意義によつて明瞭である。(同書一六六) 従つて「日本書紀は又古事記のいふ島を二つ入れる或は三つ入れると云ふやうなことが幾つもありますが、要するに大きな島を八つ勘定すればそれで宜いのであります」とやうに考へるのは、肇國の理想も信仰も全然顧みない唯物史觀的主張となるものであらう。

明治 天皇

御 集

しまといふしまのはてまで司人めぐみの波をかけなもらしそ

二 従たる六島

主たる八島は社會として産まれた大八島國の根幹であるけれども、此の國は發展擴張性を持つてゐるから、其の彌榮を表現する意味に於て更に六つの屬島を認定せられた。即ち 一、吉備兒島 二、小豆島 三、大島 四、女島 五、知訶島 六、兩兒島 であつて、其の本名又は別名に於て宇宙人類の公理的理想及び大八島國の發展擴張性を象徴せられてゐることは、其の語義に徴して明白である。(同書一七四)。

明治天皇

御集

わがこゝろおよびぬ國のはてまでもよるひる神は守りますらむ

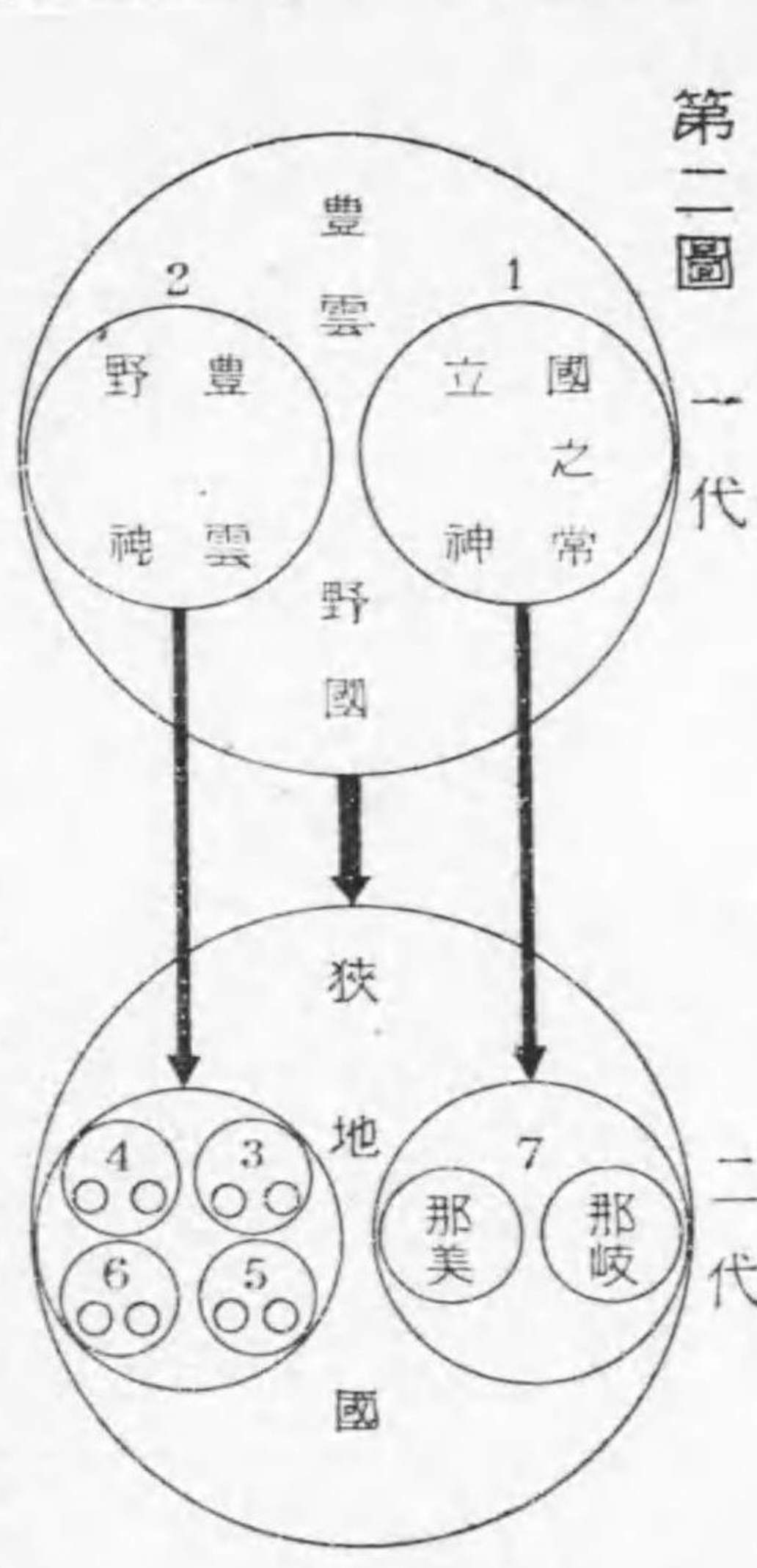
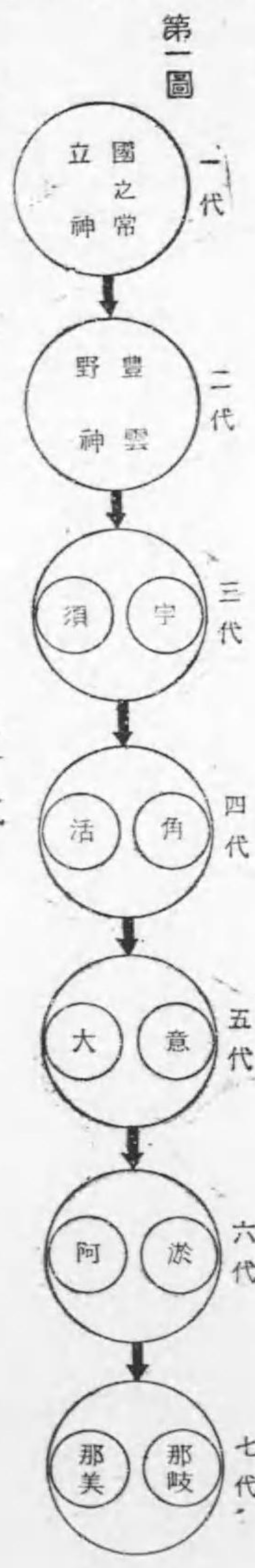
第四項 神世七代の意義

神世七代とは「豊雲野國」の主體神及び客體神を各々一柱を以て一世として二代に計算し、又「狭地國」の主體神及び客體神を各々二柱を以て一世として、五代に計算して都合七代と云つたものである。然るに此の計算法は古事記の記述の順序を追うた機械的のものであつて、産靈を實現してゐる國の本體に付て觀察するときは、豊雲野國と狭地國の二つの世界があるのみであるか

ら、所謂七代は實質的には二代となる譯である。従つて此の關係を意識せず、産靈の主客本末を認識しない從來の解説は全然意義を成さないものである。(同書一七)。

然らば神世七代の所謂「神世」とは果して如何なる意義を有するか。元來天地以下の分化は自然必至的に行はれて人間の左右し得る所ではない。之に反して人間を本位とする社會の形成及び國家の肇造は人間の自由であつて敢て神の力を俟たなくても出来る(外國の無神國參照)。然るに社會にしても國家にしても、人間のみの集合又は結合でなくして、人間以外の土地山川草木禽獸蟲魚等を基礎として出来てゐて、而かも之等のものは人間の作つたものではない。従つて社會又は國家の基礎となる之等の物を全然無視して、人間が勝手の社會國家を作ることとは人間專制であり、夫れ自身矛盾してゐる。換言すれば人間が勝手に作つた社會の法則又は國家の法律は、人間を完全に支配することが出来るかも知れないが、人間以外の自然物を自由に支配し得るものでない。従つて若し社會・國家が健全に發達しようとするならば、必然的に自然の法則と合致する人爲の法則を作らねばならない。即ち宇宙觀と人生觀とが完全に融合調和する世界觀を必要とする。従つて純宇宙觀に屬する別天神と純人生觀に屬する命即ち人との過渡期の産靈の主客を特に「神世」と云つたものである。即ち世に所謂「自然神」から「人格神」に移る中間時代として「神格神」

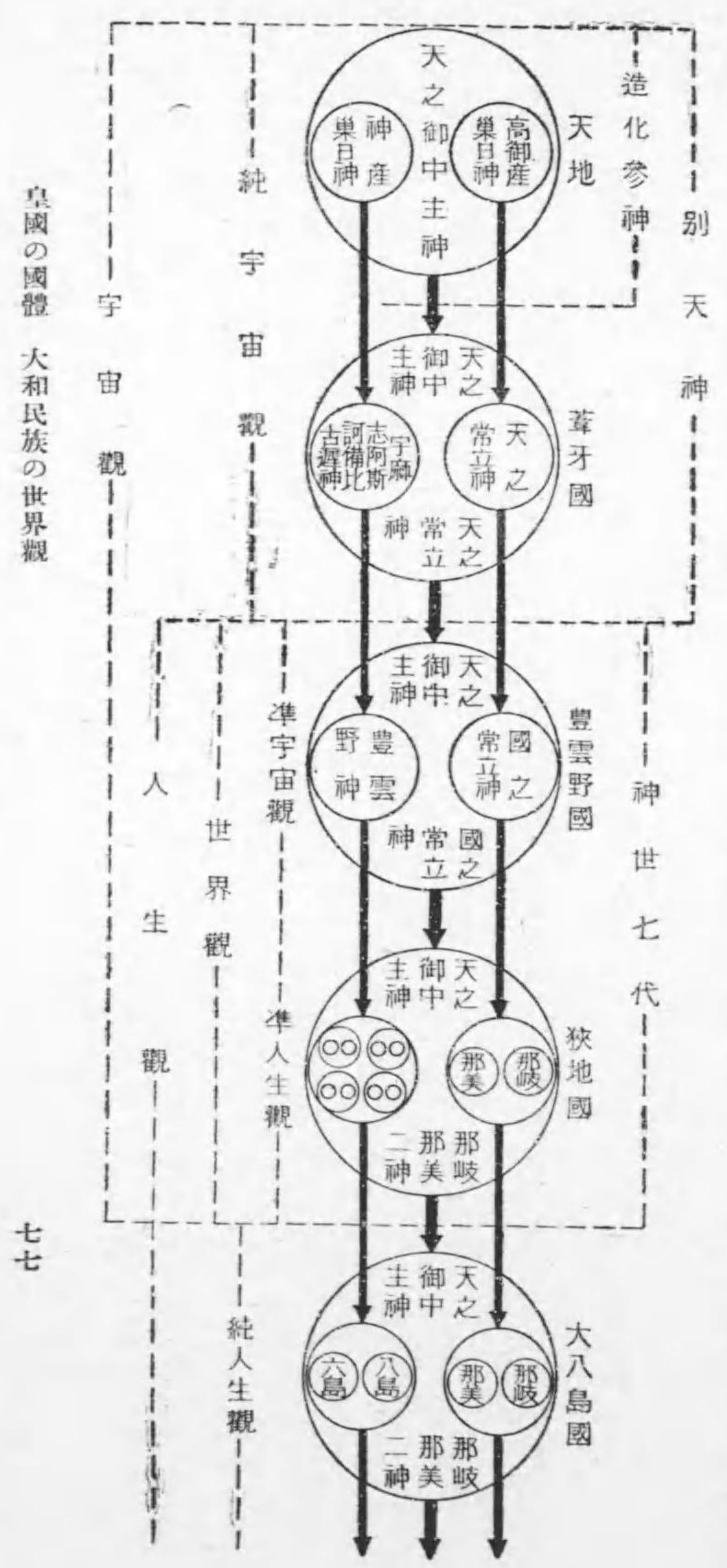
となる譯である。(所謂自然神は正確なる概念ではない)。従つて神世七代の叙述上の形式的系統は第一圖の如くなるけれども、産靈の實質的系統は第二圖の如くなるものである。



第二圖の狹地國に於ける八柱の神は、宇比地邇神より阿夜訶志古泥神に至る客體神を二柱づつ一組として示す。

然るに豊雲野國の産靈の神としての國之常立神と豊雲野神とは、普遍的實在として獨神であり

隱身神であるから、天神であると同時に神世七代に屬してゐる。従つて古事記は神世七代に屬しない純粹の天神を「別天神」と云つて區別してゐる。此の關係に付ては從來一般に異説が行はれてゐるけれども、それでは「天壤無窮ノ宏謨」も「惟神ノ寶祚」も「萬世一系ノ天皇」も其の根柢を覆される外なからう。殊に古事記特有の「天神之御子」なる語は天神の主體系を表現するものであるから、特に主客本末の區別を意識しない他の神典學說と混同しないことが最も肝要であ



る。(同書一七七)。
以下參照)

以上の萬邦無比の國體を成す宇宙觀・世界觀(準宇宙觀・準人生觀)及び人生觀を圖示するときには前頁の如し。

第四節 大和民族の人生觀

狹地國の修理固成に於て那岐・那美二命によつて作り出されたる大八島國は、生れたばかりの人間と同様に社會の赤坊であるから、此の赤坊を一人前の社會として完成する必要がある。即ち社會が自ら維持發展して行く爲に必要にして且つ十分なる原理原則を樹立し、之を實現するに必要なる機關を創設するに非ざれば、未だ以て社會を完成したものと云へない。然るに此の原理原則も各種の機關も、總て人間を本位として確定創造するものであるから、社會の完成は人生觀に屬するものである。

然るに社會には其の目的に反する者を終局的に制壓する實力がないから、此の制壓力即ち權力を持つた國家を作らなければ、最後の目的を達成することが出来ない。従つて狹地國の修理固成は獨り社會を完成するのみならず、更に社會の極致としての國家を肇造することが、其の目的の主眼目となる。然るに此の二要件を完備したる國家は、世界中獨り我が皇國のみであるから、此の點に於ても亦我が國體は萬邦無比の特徴を有するものである。(同書一八二)。
以下參照)

第一款 大八島國

大八島國は那岐・那美二命が天神諸の命以ちて、狹地國に對して宇宙人類的公理的理想を吹き込んだだけであるから、此の二國を比較するときは本體其者に増減なきのみならず、修理固成の主體神にも變化がない。蓋し修理固成は精神科學的現象であつて、從來の解説の如く自然科學的現象でない所以である。

第一項 大八島國の表現神

大八島國は社會の胎兒としての狹地國の修理固成によつて産れたばかりの社會の赤坊であり、

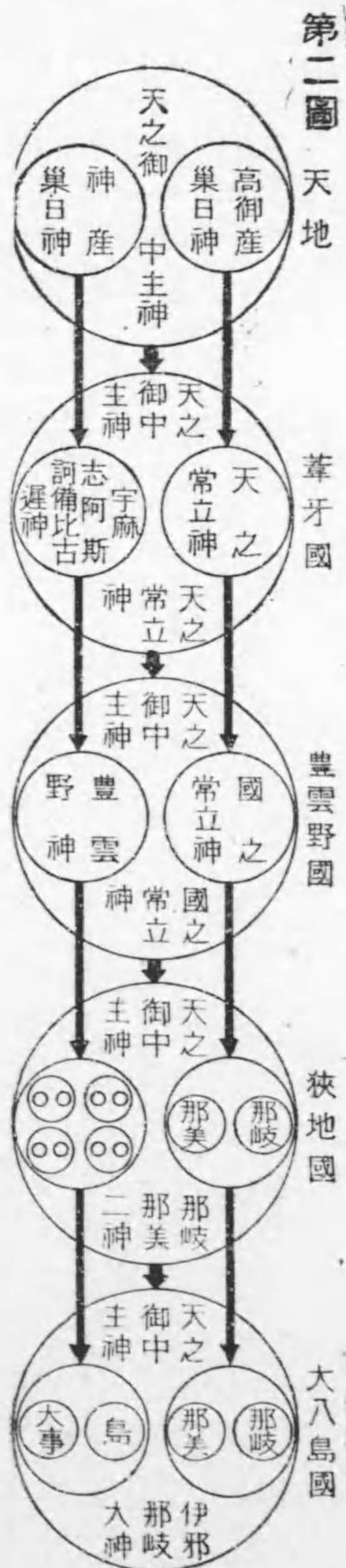
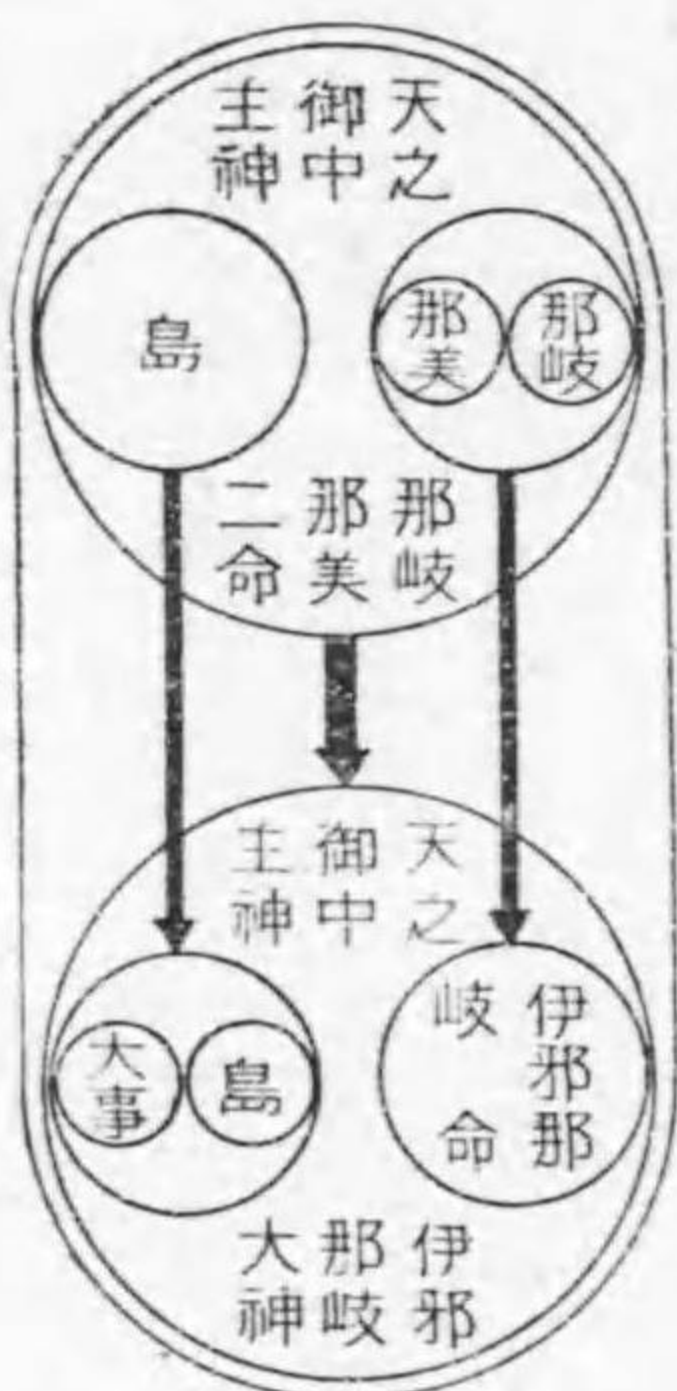
且つ狹地國の修理固成は未だ完了してゐないのであるから、狹地國の表現神としての那岐・那美二命は、其の儘大八島國の表現神として存在するものである。尤も伊邪那美命が神遊りしました後には、伊邪那岐命一柱で表現神となることは勿論である。(獨神)。

第二項 大八島國の修理固成の神

大八島國の修理固成は狹地國の修理固成の繼續であるから、修理固成の神も亦實體的に變化を來たさないことは勿論である。けれども實現主體神の修理固成の進行に伴つて、新たな獨立の神を作られて、之が再び實現客體神となつて行く關係上、其の意味に於て客體神に變化を生ずるものである。而して古事記は此の種の獨立の神を總稱して「大事忍男神おほことわかみ」と云つてゐるから、此の語を用ゐるときは大八島國の修理固成の客體神は、簡單に整理せられる譯である。又伊邪那岐命が一柱で權威的修理固成を行ふ場合には、「伊邪那岐大神」と申上げてゐる。(大和民族の祖先の思索の卓越性)。(同書一八七の說)。(明を修正する)。

第三項 大八島國の修理固成の神の系統

大八島國の修理固成は赤坊の社會を大人の社會に完成するものであるから、其の主體神又は客體神に變化があつても、それは部分的の變化であつて、總體としては革命的の變化ではない。それは恰も大日本帝國の天皇及び臣民が百年後には殆ど全部變化してゐても、矢張り元の大日本帝國に





革命があつたものとして考へないのと同様である。従つて大八島國の修理固成の神の系統を正確に圖示するときは第一圖の如くなるけれども、之を全體の系統圖に加へるときは甚だ混雜するから、便宜上第二圖の如く集約した。

第四項 大八島國の修理固成の產物

大八島國の修理固成は狭地國の場合と同様に、如何なるものを「水」と云ふかとの如き精神科學的現象であつて、水素と酸素とを化合して水を作る如き自然科學的現象でないから、其の產物も亦從來の解説の如く山川草木等を新たに作り出すものでなくして、結局大八島國の社會上當然必要なものとして樹立せられた範疇規範・原理原則である。従つて此の產物には物質的のものと精神的のものとがある。(同書一八八)。(以下參照)

第一目 物質的要素の分化獨立による神

我が大和民族の祖先の哲理は、先づ天地の普遍から發する分化的下降式であるから、那岐・那美二命の大八島國の修理固成も亦分化的下降式であり、従つて總論的から各論的に進行するものである。唯だ大八島國は狭地國と異つて、特に人間を中心とする社會としての分化に重點を置かれる關係上、物自體を標準とする分化の外に、人間の利用を標準とする分化が行はれるから、二元論的分化となるものである。(同書二〇)。(四參照)

第一支 總論的修理固成の產物としての神

第一 大事忍男神—神(人)

大八島國の要素を分化して、總て之を獨立の神とせられたものを大事忍男神と云ふ。即ち西洋の「人」に相當し、憲法第二章の「臣民權利義務」の淵源を爲す。然るに我が皇國の「神」又は「道」とは、支那思想の如く抽象的のものでなくして、必ず最後には何等かの實體に還元せられるものであるから、此の神は有形無形の神に通ずる根本的原則である。(同書一九二)。(以下參照)

明治天皇

わがしれる野にも山にもしげらせよ神ながらなる道をしへぐさ。

第二 石土毘古神・石巢比賣神—岩石・土壤

人間の棲息する土地の岩石及び土壤は、社會生活上最も原始的・全般的關係に於て重要なこととは云ふまでもない。従つて總ての人格者が先づ之を獨立的に利用し得る物として、石土毘古神・石巢比賣神を作られた。民法物權法の出發點となるべきものである。(同書一九五)(世俗に所謂)

御集

明治天皇

産みなさぬものなしといふあらがねのつちはこの世の母にぞありける

第三 大戸日別神—土地分筆

島全體を一つの土地として置いたのでは、各人格者が社會生活上自由に利用できないから、之を適當に分割したるものを「大戸日別神」と云ふ。山川を堺とする郷村の分割又は面積による土地分筆の如きものである。(同書一九六)(以下參照)

御集

明治天皇

おのづからおひたる竹をへだてにて垣根もゆはぬ小山田のさと

第四 天之吹男神—空中

土地及び之に接續する水面の外に空中を獨立の存在としなければ、人間の社會生活は完全に實現せられないから、之を天之吹男神と云ふ。現代の法律學で空中の獨立價値を認めたのは、漸く航空機の發達したときに始まつてゐるに過ぎないものである。

御集

明治天皇

大空の星のはやしも動くかと思ふばかりにこがらしの吹く

第五 大屋毘古神—住家

土地に棲息する人間に取つて、家が極めて重要なことは勿論であるから、古事記は「家」を獨立の神として大屋毘古神と云つてゐる。憲法・刑法・民法等には「家」の保護に關する規定が澤山ある。但し民法は之を土地の方に屬せしめてゐる。(同書一九九)(以下參照)

御集

明治天皇

ことそぎし昔の手ぶりわするなよ身のほどくに家づくりして

第六 風木津別之忍男神—食物

生物殊に人間の生活に食物の必要なることは勿論である。之を風木津別之忍男神と云ふ。古事

記の神の解釋は古來の難問題であるが、此の神は特に著しいから「日本哲學及日本法理學」二二〇頁以下参照せられたい。

第七 大綿津見神—海

陸海空の關係から那岐・那美二命は海を獨立體として大綿津見神とせられた。綿は渡の宛字である。(同書二〇二)。

第八 水戸神—水門

海は河と續いてゐるから、陸地外の海を獨立體とした關係上、陸地内の河との界を水戸神と云ふ。従つて此の神は更に速秋津日子神と速秋津比賣神の二柱に分れる。(同書二〇三)。

第二支 各論的修理固成の產物としての神

大八島國の修理固成は總論的のもののみでは未だ充分の活用を見ないから、更に那岐・那美二命は「自然の法則」と「人間の目的」との二元論によつて各論的分化を實現せられた。(同書二〇四)。

第一 水の分化による神

海河に共通する水から沫即ち今日の水蒸氣・霧の如きものを沫那藝神・沫那美神となし、

ち粒として今日の雨滴の如きものを類那藝神・類那美神となし、水分即ち配水灌溉の如きものを天之水分神・國之水分神となし、汲水を天之久比奢母智神・國之久比奢母智神とした。(同書二〇五)

第二 空陸の分化による神

空陸を人間の目的に従つて分化するときは、土地の高低による山と野、山及び野に生ずる木と草、並に草木の呼吸する空氣となる。即ち風神を志那都比古神と云ひ、木神を久久能智神と云ひ、木の生える山神を大山津見神と云ひ、野神を野椎神と云ひ、又野に生える茅の關係から之を鹿屋野比賣神と云ふ。茅は屋根を葺き土間の敷物等とする關係上、古代は重要な生活資料であつたらう。(同書二〇九)。

第三 山及び野の分化による神

「飛鳥山」や「まりが野」は西から見れば野で、東から見れば山である如く、實際上山と野の區別は困難であるから、古事記は山と野に共通の分化法を用ゐて、里の如く狭まい地域を天之狹土神・國之狹土神と云ひ、堺市の如く境界になる地域を天之狹霧神・國之狹霧神と云ひ、日照の充分な谷を天之閻戸神・國之閻戸神と云ひ、臺地の如き地域を大戸惑子神・大戸惑女神と云つてゐる。(同書二一一)。

之等の神々の解釋については、古來不可解の學說が行はれてゐるけれども、

修理固成上の意義を成さないやうである。

第四 物の分化による神

物其の儘の分化でなくして、加工又は利用如何によつて、別個の效用を爲すものがある。木から作つた船を鳥之石楠船神又は天鳥船と云ひ、動植物等が人間の食物となる關係から大宜都比賣神と云ひ、薪炭から生ずる火を火食又は煖房の用として火之夜藝速男神と云ひ、照明の用として火之炫毘古神と云ひ、輻射熱の作用から火之加具土神と云ふ。礦物から金屬の採取せられる作用を金山毘古神・金山毘賣神と云ひ、尿又は尿の肥料としての效用から波邇夜須毘古神・波邇夜須毘賣神又は彌都波能賣神と云ひ、早く成熟して人間の食物となる植物を和久産巢日神と云ひ、豊熟して人間の食物を多量に供給する作用から豊宇氣毘賣神と云ふ。(同書二一四)。

以上大事忍男神から豊宇氣毘賣神まで三十五柱(比古・比賣の對稱を各一柱として計算するときは四十柱)は、伊邪那美神が神遊るまでに作られた物質的要素の分化獨立による神であつて、大八島國の修理固成の第一期に屬するものである。而して第二期は精神的要素の文化獨立による神であるから、最早や二命の生殖的描寫はない。此の區別を意識することは、我が國體を明徴する上に於て、極めて重要な關係を有つてゐるから、特に注意する必要がある。

第二目 精神的要素の文化獨立による神

前述の物質的要素の分化獨立による神は、謂はゞ赤坊の社會としての大八島國に對して、一人前の形態的機關を具備せしめて外形を整へたものであるけれども(第一期の第一形相の社會)、精神的要素の文化獨立による神は、此の外形的形態に對して魂を吹き込んで、眞に天地の公道人倫の常經に合致する活動を爲し得る完全なる社會とするものである(第二期の第二形相の社會)。換言すれば第一形相の社會は如何に在らねばならぬかの社會の範疇に適合する本體であり、第二形相の社會は如何に爲さねばならぬかの社會の規範に適合する能力者である。従つて完全なる社會としての資格も能力も具備せずして、行き成り作られた國家は無理想無目的なる出來合ひの國家であつて、我が大和民族の祖先の純粹固有なる理想信仰としての國家ではない。此の點に對する認識を高めることは、神典の研究としては勿論、國體明徴上極めて肝要である。(同書二三五)。

第一支 理想(淤母陀琉神)の文化による神

我が大和民族の祖先の理想(淤母陀琉神)は、實體なき空想又は抽象でなくして、必ず具體的

事實に還元せられ得る理念である。然るに社會（國家）の發展は結局其の要素の發展に俟つものであるから、社會（國家）の普遍的理想の文化は、第一次に具體的個人に於て實現せられるものである。（同書二三）。

明治天皇

御集

まめやかにつかふる臣のあればこそわがまつりごとみだれざりけれ

第一 泣澤女神—愛（戀愛）

伊邪那美命を喪はれた悲みの極、伊邪那岐命の御涙から出來た「泣澤女神」は、男神の女神に對する愛（戀愛）の實體化である。後世諸國の學者が愛は萬象の根源なりと主張するのも同一原理であつて、我が皇國では數千年數萬年前に此の愛を神にまで高められてゐたものであつて、公法私法の根本原理である。（同書二三〇）。

明治天皇

御集

ちよろづの民の心ををさむるもいつくしみこそ基なりけれ

第二 御刀によりて生りませる神—和魂（奇魂）

伊邪那岐命が御子迦具土神の頸を斬られたときに神が出來たと云ふのは、定義を與へ説明を施

すことの出來ない「愛」又は「誠」の和魂が不思議に異靈なる性質を有つてゐる「奇魂」として意識し體認せられたことを象徴するものであつて、御刀其者・石村其者・血其者が其の儘で神となる如き迷信ではなく、固より荒唐無稽ではない。斯う考へなければ命の「妻」に對する愛を知つて「子」に對する愛を知らない矛盾があり、自然科學的描寫と精神科學的現象とを混同して、物語の精神をよく理解せしめるものではない。御刀の前に著いた血が石村に飛散して石拆神・根拆神が出來、更に石筒之男神が出來たと云ふのは、和魂の強烈性を石拆神・根拆神を以て象し、又斯かる性質を有する人を石筒之男神と云つたものである。次に御刀の本に著いた血が石村に飛散して鬘速日神・樋速日神が出來、更に建御雷之男神が出來たと云ふのは、和魂の迅速果敢性を鬘速日神・樋速日神を以て象徴し、又斯かる性質を有つた人を建御雷之男神と云つたものである。最後に御刀の手上（柄）に集まつた血が手俣から漏れて闇淤加美神・闇御津羽神が出來たと云ふのは、和魂の潛勢力を象徴するものである。要するに人間の本性としての和魂は一つの誠心であるけれども、之を分析するときは斯かる不思議なる性質を有することを自然科學的に描寫したものであつて、唯だ機械的に文字通りに解したのでは、古事記の修理固成としては恐らく意義を爲すものでなからう。（同書二三四）。

明治天皇

御集

鬼神もなからずものは世の中の人のこゝろのまことなりけり

第三 迦具土神の屍體から文化したる神—和魂(幸魂)

各人の性質は、心理學では四種類に分類せられて居り(膽汁質、多血質・神經質・粘液質)、醫學上では人の性質と關係ある血液型を四種類に分類せられてゐるけれども(O型・A型・B型・AB型)、我が大和民族の祖先の分類法は更に詳密であつて八種類にせられてゐる。然るに古事記の叙述が詩的・象徴的である爲に、之を推感・推論するに少からず困難を感ずるから、各人の心々に従つて理解するより外なからう。兎も角伊邪那岐命から殺された迦具土神の屍體から、八種類の山津見神が出来たと云ふことは(之を八雷神に對照して學術的に八山津見神と云ふ)、到底・物質的分化として八種の山が出来たものと理解することが出来ないから、神々の語義及び意義から結局幸魂の叙説象徴と解する譯である。即ち(一)、正鹿山津見神は一つの誠心を象徴し、(二)、於藤山津見神は沈着性の如き性質を、(三)、奥山津見神は深遠性の如きを、(四)、關山津見神は無意識性の如きを、(五)、志藝山津見神は豐潤性の如きを、(六)、羽山津見神は單純性の如きを、(七)、原山津見神は寛宏性の如きを、(八)、戸山津見神は集中性の如き性質を象徴するものと

解することが出来る。固より此の解釋は新しき學士の研究を俟つて完成せられるべきものであるけれども、決して從來の解説の如く山其者の分類として、機械的に重複した無意義なものでないことは、古事記の修理固成の本義に徴して疑ひがなからう。(同書二四二)。

明治天皇

御集

ひろき世にまじはりながらともすれば狭くなりゆく人ごゝろかな

第四 伊邪那美命の御屍體から文化したる神—荒魂

和魂は強烈・迅速・潜勢の奇魂と、八種の幸魂とに文化分類せられるけれども、之を現實に實現する力は最早や和魂其者ではなくして、荒魂であり、現魂の義を有する。蓋し人間に此の和魂及び荒魂があればこそ、始めて統治の主體ともなり客體ともなり、輔翼も出来れば翼賛も出来、國法も定めれば國法を守ることにも出来る譯である。既に和魂を八山津見神に分類せられたのであるから、荒魂も亦八雷神に分類せられてゐる。(一)、大雷は荒魂の誠を象徴し、(二)、火雷は強烈作用を、(三)、黒雷は隱秘的作用を、(四)、拆雷は分化的作用を、(五)、若雷は潑刺的作用を、(六)、土雷は潜勢的作用を、(七)、鳴雷は成就的作用を、(八)、伏雷は基礎的作用を象徴する如きものと解することが出来る。此の荒魂の解説も亦和魂の場合と同様に、象徴其者の性質上各人

によつて受取る意義が異り得るから、若き純粹無垢の士によつて古事記の眞義を發揚せられんことを切望するが、雷の分類と斷定することは此の際正に見直さるべきであらう。(同書二四七)。(以下參照)

明治天皇

御集

むらぎもの心にたえずおもふことなしとげし日ぞうれしかりける

第五 意富加牟豆美命—同情

一つの天地から分化して來た大八島國は、又一つの社會としての普遍我であり、其の發展は人間の意識を超越したものであるけれども、社會の要素としての人間が各自の目的を意識し實現して、社會の發展を實現する場合は意識的のものである。然るに各人が何等かの障害の爲に其の目的を達し得ない場合に、他人が之に共力して其の目的を達せしめることは同情であつて、對個人的の愛(戀愛)が對社會的に擴張せられたものである。従つて同情の意識によつて社會全體の發展を實現することは、自我の擴張として綜合的上昇式となるものであつて、これまでの分化的下降式と全然反對の現象であり、又從來の半面眞理的理論構成法の根本原理である。然るに古事記に理想の文化として、伊邪那岐命が桃子に向つて、「汝吾を助けし如、葦原中國に所有現しき青人草の苦瀬に落ちて患惚しまむ時に助けてよ」と申されたのは、同情の原理を樹立せられたもので

あつて、今日の法律上の「無權代理」の原則は其の一應用である。此處に葦原中國とあるのは古事記の唯一の例外で、勿論社會としての大八島國をも包含する用例である。(同書二五八)。(以下參照)

明治天皇

御集

たへがたき暑さにつけていたでおふ人のうへこそ思ひやられるれ

第六 黄泉から分化せられた神—死の範疇

「黄泉」とは産靈の始めから終りまでの一世又は一代を持つ義であつて、結局「生」に對する「死」の範疇である。蓋し大八島國の社會には、多勢の人間が居て、各人は自己を實現すると同時に、社會を實現してゐるものであるから、自己實現能力を失へば消滅する外なきのみならず、社會實現の目的の爲に自ら消滅せざるべからざる場合があつて(戰死の如き)、此の消滅すること「黄泉」と云ひ、「死」と考へるからである。(黄泉を四方津として世界の義とするときは、古事記を理解することが出来ない)。然るに各人の消滅は必ずしも社會の消滅を意味しないから、社會は現在生きてゐる者から見れば現世であり、一世を終へた者から見れば「黄泉國」となる。従つて大和民族の信仰から云へば、現世と黄泉國とは同一本體の兩面であつて、娑婆と極樂、又は俗世と天國との機械的對立ではない。然るに古事記に神遊りました伊邪那美命を黄泉津大神と云ふ

とあるのは、女神が黄泉の方面を表現する義であつて、結局「人は死すべきものなり」との原則を立てたものである。又神遊りました女神が生きてゐられる男神に追ひ着いたから**道敷大神**といふとあるのは、現世と黄泉國とは一體不二の表裏を意味するものである。最後に現世と黄泉國との境に置いた大石を**道返大神**又は**塞坐黄泉戸大神**と云ふとあるのは、「死んだ者は活き返らない」「現世と黄泉國とは區別す」べき原則を立てられたものである。要するに現世の正體を正確に把握する爲には、その反面たる黄泉國を確實に捕捉する必要あり、又之によつて初めて兩者の異同が明確となるものである。(同書二六三。以下參照)

第二支 價值(阿夜訶志古泥神)の文化による神

神格即ち人格は、分化的下降式に定義を與ふれば、神(人)の價值の根源であり、綜合的上昇式に表現するときは、神(人)の價值の總體である。従つて人格を中心とする哲學・宗教・倫理學・教育學・國家學・法律學・財政學・經濟學等の精神科學に就て、價值の研究を基礎としなければ、科學としては成り立たない。従つて價值即ち阿夜訶志古泥神の文化による神の本質を認識しないやうならば、總ての神道論・國體論・憲法學等も亦、全然科學的價值を認められないもの

である。然るに古事記は第一に總ての萬我萬物を大事忍男神として悉く獨立の存在價值を認められたから、次には價值の文化によつて、其の働きとして**人格成立の基礎**を定めてゐる。(同書二七一。以下參照)

第一 價值標準の神

人格は價值の根源であり、價值の總體であるから、人格の價值は何處まで及ぶものであるか、又どれだけの範圍の價值が其の人格に歸屬するか**の標準**を定める必要がある。然るに一般に標準なるものは、對ての人に對して**共通的に有效**であらねばならないから、勢ひ抽象的の性質を帯びることは勿論である。古事記が價值標準としてゐるものに三つある。

一 進行・停止・分岐の神

人格の形成實現は、理想的には追進して止まる所を知らないけれども、實際問題としては自分の外に數多の人が、上下に**縦の統括制**を爲すのみならず(國家↓自治團體↓家↓個人の如き)、横に**平面的の星座制**を爲してゐるから(國家・自治團體・家・個人は私法的には同格である)、(一)自己實現を故障なく進行し得る場合は、之を**道之長乳齒神**と稱して**進行の原則**を象徴し又他から、殊に上から實現を停止せられる場合は、之を**衝立船戸神**と稱して**停止の原則**を象徴し、最後に進行と停止の追分に立つ場合は、之を**道保神**と稱して**分岐の原則**を象徴する。要す

るに此の標準は價値の根源の伸長する範圍を定めるものである。(同書二七七)。(以下參照)

二 分離・附着・飽和の神

人格は價値の總體であるから、價値を有する部分の脱着によつて總體の價値に影響を及ぼすことは勿論である。従つて古事記は有價値部分の分離を時置師神と稱して價値分離の原則を象徴し、次に有價値部分の附着を和豆良比能宇斯能神と稱して價値附着の原則を象徴し、最後に脱着なく過不足なき状態を飽咋之宇斯能神と稱して價値飽和の原則を象徴してゐる。要するに此の標準は價値の總體に脱着する範圍を定めたものである。(同書二八一)。(以下參照)

三 遠心力及び求心力の神

人其者と人の領域とは同一でなく、身體と着物とは別物であるけれども、着物を着た人全體を「人」と考へるから、「人其者」には他のものに波及する遠心力と、他のものを引着ける求心力とがある。然るに遠心力と求心力とは張り合つてゐるものであるから、結局兩者は同一本體の兩作用となる。而して古事記は此の遠心力を奥疎神と稱し、人の周邊内に於ける遠心力を奥津那藝佐毘古神と云ひ、周邊外に逸出する遠心力を奥津甲斐辨羅神と唱へてゐる。次に求心力を邊疎神と稱し、周邊内求心力を邊津那藝佐毘古神と云ひ、周邊外求心力を邊津甲斐辨羅神

と唱へてゐる。元來此の標準は前の二つの標準と、普遍界から神徠して説明することの出來ない因果律とが結び付いて、理窟では説けない人格を形成する最後の神秘的標準である。萬世は萬代であつて一代ではないけれども、之を一系と考へるのが常識であり、公理であつて、證明する必要もなければ證明することも出來ない。(同書二九〇)。(二界三代一人格、日繼・自知・相續、遺傳等の原理)。

第二 價値持別の神

人格が如何にして成立するかを標準を定められたから、次には其の價値を各人が持ち別ける必要がある。即ち完全なる社會を形成する爲に(一)各人の價値を批判し、(二)其の所屬を定め、(三)各人格の階級を設け、最後に(四)模範的人格者を作つて萬人の目標としなければならぬ。有史以來世界の數多の先哲は色々の説を立てゝゐるけれども、根本的人格の理念が確立してゐないから、古事記の如く秩序正しく簡明に社會を完成する標準を示し目標を授けたものはいやうである。従つて畸形の社會を其の儘國家に引直した各國は、悉く出來合ひの國家である。

明治天皇

進むありおくるゝもあり時はかるうつはの針もまぢ／＼にして

御集

一 價值批判の神—正邪—直毘神・禍津日神

價值は「或るもの」が「人」に對する意氣であり、而かも伊邪那岐命の修理固成は大八島國の社會完成であるから、其の意義は社會本位のものである。然るに此の價值には社會の目的に反するものと、合致するものがあるから、古事記は前者を禍津日神と稱し、後者を直毘神と云つてゐる。元來誰が禍又は直を爲すかの問題と、何を禍又は直と決めるかの問題とは、別個の觀念であるから、古事記は前者を八十禍津日神又は神直毘神と稱して、一般人民に相當し、後者を大禍津日神又は大直毘神と稱して、「伊邪那岐大神」に相當する。蓋し一般に對する標準として強要する爲には押へ切るだけの權威を必要として、單なる一家言では效力がないから、特に此の權威を表現する爲に「大神」と云つたものである。今日の刑法も亦權力を有する天皇によつて定められるものである。(同書二九九。以下參照)

明治天皇

御集

葦原のみづほの國の萬世もみだれぬ道は神ぞひらきし

二 價值歸屬の神—神—(人)格—伊豆能賣神

既に價值の標準・批判及び因果關係を定められた以上は、禍にしても直にしても悉く其の人

に歸屬して、禍なるが故に他人に押付け、直なるが故に他人から奪ふことを許さない。即ち嚴然として動かすことが出来ないから、古事記は之を伊豆能賣神と稱して、今日の人格に相當する。(伊豆は嚴)。要するに人格は人其者を離れて存在しないけれども、又同時に人其者を指すものでなくして、人に歸屬する價值の總體である。(同書三〇七。以下參照)

明治天皇

御集

天をうらみ人をとがむることもあらしわがあやまちを思ひかへさば

三 神(人)格の階級の神—底・中・上津綿津見神

價值歸屬の原則が確立するときは、禍・直の大小多寡に従つて、自ら其の總計に相違を生ずる。従つて古事記は禍が多くて直の少ないもの、又直が多くて禍の少ないもの、並に其の中間のものを象徴して底津綿津見神・中津綿津見神・上津綿津見神と云つてゐる。此の階級は特に三つに限つた譯でなくして、大體の區別たるを免れない意味であつて(佛教は十階)、其の階級は人の身長體重等によらずして、社會國家に奉仕翼賛したる分量即ち人格の擴張半徑によつて定まるものである。而して斯かる人格を有する人格者を底・中・上箇之男命と云ふ。海の神・航海の神又は赤い土の神とする如き從來の諸説は、古事記の精神でなからう。(同書三〇八。以下參照)

明治天皇

御集

おのが身はかへりみずして人のため盡すぞひとの務なりける

四 理想的神格者—天照大御神・月讀命・須佐之男命

人格の三階級は各人格者の價値の階級であるけれども、大八島國の人民全體を分類するときも亦此の三階級に大別せられるから、結局三階級は普遍我としての人民全體を分類的に表現するものである。即ち古事記に墨江之三前大神とあるのがそれである。従つて人民一般が人格の改造即ち直毘を行ふ爲には、漸進的に最低級者は其の上級者を模範とし、此の上級者は最高級者を模範とすればよい譯であるけれども、最上級者も亦多數に存在する關係上、眞の模範的人格者を作る必要がある。従つて古事記は伊邪那岐大神が最後の修理固成に於て、天照大御神・月讀命及び建速須佐之男命の三貴子を得たまうたとある。天照大御神は理想的の誠即ち和魂を象徴して、總ての人格者の目標となり、月讀命は過去の事實經驗を反省して將來の産靈に資する祭祀的意義に於ける過去の世界を象徴し、須佐之男命は理想を現實社會に於て實現する勇往邁進的手段を象徴するものである。要するに三貴子は天地分化以來の總ての原理原則・範疇規範の結晶としては觀念的實在であり、之を實體化したる人としては具體的人格者であるか

ら、從來のやうな機械的・斷片的解説は科學的價値を認められない。殊に天照大御神を太陽とし、月讀命と月とし、須佐之男命を暴風又は惡の神とする如きは、迷信であり、國體の冒瀆である。(同書三一―三二)。(以下参照)

明治天皇

御集

國といふくにかゞみとなるばかりみげますらを大和だましひ

以上を以て大八島國の社會は完成せられた譯である。此の社會を其の儘で置いたのでは、最低級の人格者の爲に、最上級の人格者が驅逐・彈壓・搾取せられて、遂には社會其者が墮落する外ない。従つて之に處する對策を案出しなければならぬけれども、之又非常な難問題であつて、世界人類中獨り我が大和民族の祖先のみが、最良の方策を考へ出したことは、次款に於て明かとなるであらう。

第二款 葦原中國

那岐・那美二命及び伊邪那岐大神の狹地國の修理固成によつて、完全なる理想的社會を仕上げ

られたけれども、此の儘で保護せずに置いたのでは再び元の動物的・進化論的・唯物論的社會に墮落退化する虞があるから、伊邪那岐大御神は此の社會上の理想價値を全體の權力を以て保障し、此の目的に反する者は實力を以て制裁を加へる組織を考へ出された。即ち完全なる社會を、社會の極致としての國家に引直して、理想的模範的人格者たる三貴子をして之を統治せしめ、且つ天照大御神を以て統治權總攬者とする國家を肇造し、之を「葦原中國」と唱へた。従つて伊邪那岐大御神は統治權の創設者として皇國の皇祖となるから、古事記はこれから伊邪那岐大御神と稱してゐる。従來は天照大神を皇祖としてゐるけれども法理學的には誤であつて、正に從來の神道説・國體論は見直され、指導教育は改めらるべきものであらう。(同書三二五)。(以下參照)

然るに大八島國の社會が葦原中國の國家に引直されたからと云つて、其の日から完全なる統治が實現せられるものでないから、生れたばかりの葦原中國は先づ第一に自ら統治し得る程度に組織を構成し機關を具備する必要があり、第二に之を實際に運轉して一人前の活動を爲し得る姿を見届ける必要がある。従つて葦原中國は一個の國家としての組織機關を構成完備するまでの第一期と、實際の運轉活動を見届けるまでの第二期とに分つて研究することが便宜である。(同書三三)。(以下參照)

第一項 第一期の葦原中國

第一期の葦原中國と雖も國家であるから、統治に關する原理原則があるけれども、唯だ古事記は之を神名又は物語の形式で隱秘的に象徴してゐるから、深く洞察推感する必要がある。従つて憲法告文には明瞭に「皇祖皇宗ノ遺訓ヲ明徴ニシ典憲ヲ成立シ條章ヲ昭示シ」「皇祖皇宗ノ後裔ニ貽シタマヘル統治ノ洪範ヲ紹述スルニ外ナラス」と申されてゐる。其の結果として此の遺訓・洪範を明示しないで獨斷する如き國體論・憲法論は、皇祖皇宗の遺訓を藐視する冒瀆となるであらう。

明治天皇

御集

かみつよの御世のおきてをたがへじと思ふぞおのがねがひなりけり

第一目 第一期の葦原中國の表現神

天照大御神が伊邪那岐大御神から知らせと事依さしせられた「高天原」には二つの意義があつ

て、一は天地を意味するものであり、他は葦原中國の理想的方面である。從來の解釋に於ては、或は前者のみに解したり、或は後者のみに解した爲に、神典全體を理解せしめなかつたものである。第一期の葦原中國の表現神は左の如し。(同書三三二)。

第一 天照大御神

天照大御神が第一期の葦原中國の表現神となるのは、單に高天原を知らせとの事依さしのみに出るものでなくして、更に特に此の神のみに對して御倉板舉之神を賜はつたからである。蓋し御倉板舉之神とは御位種子之神として天地以下葦原中國の價値の總てを表現象徴してゐるからである。即ち那岐・那美二神が天神から賜はつた天沼矛から傳來した宇宙人類の公理的價値の總體である。然るに天照大御神は直接葦原中國其者を現實具體的に統治せられるものでないから、第一期に屬するものであつて、從來の學説は曖昧であつて正當でない。(同書三三三)。

第二 正勝吾勝勝速日天忍穗耳命

此の命は天照大御神から「豐葦原之千秋長五百秋之水穗國は我が御子正勝吾勝勝速日天忍穗耳命の知らさむ國」と言因さし賜はつたから、天照大御神の地位を繼承して(二界三代一神格の原理)、第一期の葦原中國の表現神となるものである。蓋し此の言因によつて天忍穗耳命は葦原中國

に天降りましたけれども、其の時道速振る荒振る國神等が大きく騒いでゐた爲に、再び高天原に引返へされて、現實具體的統治を實現されるに至らなかつたからである。(同書三三六)。

第二目 第一期の葦原中國の統治の主體神

葦原中國の活動力を表現する表現神と、其の活動としての統治を實現する主體神とは同一觀念でないことは、天之御中主神と高御産巢日神との關係に徴して明かである。然るに統治の主體神にも亦二義あつて、一は統治權全體に付て效力を有する獨神であり、他は其の一部に付て效力を有する分權神である。古事記は兩者の作用を共に「知」と云つてゐるけれども、後者の一部統治を特に「宇斯波久」即ち「主佩く」と云ふ場合がある。此の意味に於て前者は憲法學上の主權者に相當し、後者は攝政の如き權限を有する統治の固有的機關となるものである。蓋し一部統治權者は、國家の全價値を完全に保有する獨立の人格者とは云へないからである。實に古事記の思想はあらゆる學説よりも正確である。(同書三三七)。

第一支 統治權總攬者

第一期の葦原中國の統治權總攬者は其の表現神と同一である。蓋し天照大御神は皇國を肇造せられた伊邪那岐大御神から御倉板舉之神を賜はつて、統治の効力は總てに及ぶからであり、又天忍穗耳命は天照大御神の言因さしを賜はつて、二界三代一人格の原理によつて其の地位を承繼するからである。

明治天皇

御集

曉のねざめのところにおもふこと國と民とのうへのみにして

第一 天照大御神

天照大御神の統治權者としての資格には二つあつて、一は天地以下の國々を表現する「葦原中國」の總ての價値が歸屬する資格であり、他は此の葦原中國の理想的方面としての「高天原」の總ての價値が歸屬する資格である。而して此の前者の意味に於て天照大御神は第一期の葦原中國の統治權總攬者となる。然るに葦原中國は舊圖として完成せられて、後に「大日本帝國」となつて歴代の天皇が保持せられるものであるから、天照大御神は當然其の繼承者を作り給う必要がある。けれどもそれは必須的に須佐之男命の共力を必要とするから、之に付ては共力者即ち分權者としての固有的機關の場合に説明する。(同書三四)。(○参照)

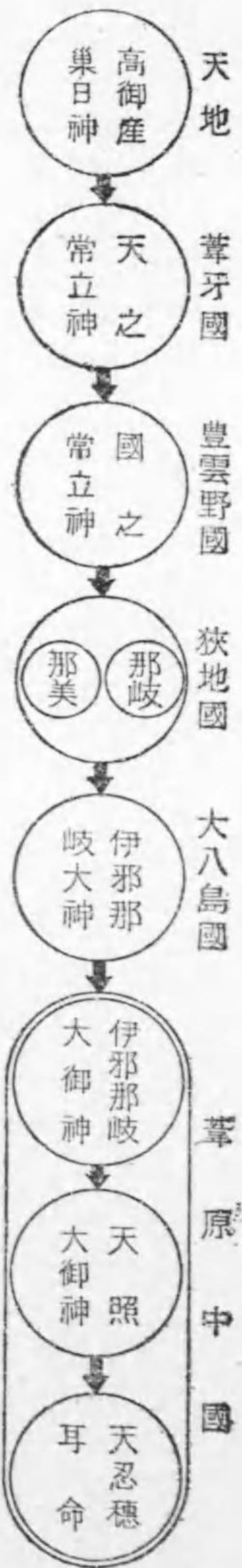
第二 天忍穗耳命

天照大御神と須佐之男命との共力によつて生れませる正勝吾勝勝速日天忍穗耳命には、既に或る運命を授けられてゐることは想像に難くない。従つて天照大御神から葦原中國を知らせと言因さしがあつたときは、天忍穗耳命は第一期の葦原中國の統治權總攬者となられたものであつて、反對の古典も學説も共に誤である。何となればそれでは「惟神ノ寶祚」も「萬世一系ノ天皇」も「天壤無窮の皇運」も、途中で中斷せられて其の主張が根柢から覆没するからである。従つて主體神の系統を圖示するときは左の如くなる。(同書三四以下、八九九以下参照)。

明治天皇

御集

たねなくて茂りもゆくか世の中の人のこゝろのものわすれぐさ



第二支 統治の固有的機關

狹地國の修理固成は那岐・那美二命が天神諸の命以ちて着手せられたものであるから、伊邪那岐大神の大八島國の社會完成も、伊邪那岐大神の葦原中國の國家肇造も、共に眞の精神を現實具體化せられたものである。従つて葦原中國の統治權者も亦此の精神を遺傳して、體得體認した者であらねばならないことは勿論であるから、茲に「惟神ノ寶祚」の觀念が成立して、假令統治權の一部を保有する者（例へば攝政の如き）と雖も、修理固成を統裁しない者から作り出される根據がない。換言すれば統治權は假令一部であつても、斯かる素質運命を有する者のみが固有するものであるから、統治の固有的機關となつて、普通官吏の如き領域的機關ではない。従つて後世の外戚攝政・幕府統治其の他之に類するものは、悉く外國思想であつて、皇國固有の國體觀念に反するものである。（同書三四三。以下參照）。

然るに古事記には伊邪那岐大神の御神勅として、三貴子に對して各別に「所知高天原」^{しらせ}「所知夜之食國」^{しらせ}「所知海原」とあるから、三貴子は統治權の一部を各自固有する統治の固有的機關となつて、此の關係に於ては三貴子の相互間には主客本末の區別がないから、特に注意

を要する。

第一 天照大神

天照大神は統治權總攬者に坐しますけれども、又同時に「所知高天原」との御神勅を賜はつて、自ら統治の固有的機關となられる。何となれば「高天原」は「夜之食國」でもなく、「海原」でもなく、「葦原中國其者」でもないから、之を否認するときは高天原を知らず意義が滅却せられてしまふからである。而して天照大神の固有的機關としての統治の内容は、第一に日嗣の御子の形成及び御子の資格詔別^{のりわけ}であり、第二に自ら理想的模範的人格者として、須佐之男命の人格改造の爲の天石屋戸刺隱^{さしこもり}であり、第三に天之忍穗耳命を日嗣の御子としての天降しであり、第四に高天原と海原との統一である。然るに之等は總て相關者としての客體又は機關を必要とするから、其の説明は便宜上夫々關係を有する固有的又は領域的機關に關する解説の場合に譲ることにする。（同書三四四。以下參照）。

明治天皇

御集

あまてらす神の御光ありてこそわが日のもとほくらざりけり

第二 月讀命

皇國の國體 大和民族の人生觀

一一一

月讀命は高天原を知らず天照大御神と相並んで夜之貪國を知らず統治の固有的機關である。
 (夜はヨと訓むべくしてヨルと訓んでは誤解を生ずる)。即ち葦原中國の過去を反省して將來の統治に資するものであるから、祭祀的機關である。従つて世界の宗教が悉く破綻したる今日、新たに興るべき理想的宗教は單に理想としての天照太御神の御魂を奉祭する消極的祭祀のみに止まらずして、更に月讀命の信仰が加はつて、過去の事實經驗を反省して將來の産靈即ち自己實現に資する積極的祭祀を包含すべきものであつて、月讀命を否認する如きは認識不足の甚だしきものであり、又世界の政體が悉く破綻したる今日の採るべき新政體は、後に詳說せんとする天照大御神の御神勅による理想的政體の復興であつて、其の他の總ての新體制は悉く目標なく方針の定まらない反動的一時的の思ひ付きに過ぎないことは自ら明かとなるであらう。而して月讀命に子孫がないのは、過去の反省は一度で出来る關係と、統治の主客共に各自の反省は各自が爲すべきことを暗示してゐるものである。(同書三四八)。(以下參照)。

明治天皇

御集

ちはやぶる神のまもりによりてこそわが葦原のくにはやすけれ
 曉のねざめしづかに思ふかなわがまつりごといかゞあらむと

第三 建速須佐之男命

須佐之男命は天照大御神及び月讀命と相並んで、葦原中國の現實的方面としての海原を知らず統治の固有的機關である。蓋し現世即ち浮世・娑婆には無數の大事忍男神が各自の産靈を實現してゐて、事情情實が纏綿し矛盾反對が充滿してゐる爲に、完全なる社會としての大八島國も其儘の組織では、天照大御神が直ちに理想的統治を實現することが出来ないから、此の勇往邁進的の須佐之男命をして統治の下拵へを命せられたものである。従つて此の命の任務は伊邪那岐命の事業と同様に非常なる難事業であるから、種々の問題が起つて來たものであつて、古來此の神を性來の惡神の如く輕信妄斷する古典學説は、甚だしき認識不足と云はねばなるまい。

明治天皇

御集

やどるべき木立多かる森にてもねぐら争ふむら烏かな

従つて古事記には天照大御神も月讀命も、各々依さし賜はつた通りに統治してゐられるにも拘らず、獨り須佐之男命だけが命令通り國を治めないうで泣きじやくつてゐて、世の中が益々亂れて來たから、伊邪那岐大御神は執任を強制する爲に神遣ひに遣ひ賜ふたとある。(同書三五三)。(以下參照)。

明治天皇

御集

國のため民の爲には夏草のことしげくともつとめざらめや

天照大御神の高天原統治によつて、葦原中國の理想目標を宇宙人類的に擴張せられることも、月讀命の夜之食國統治によつて、葦原中國の基礎根柢を天地以下の國々の上に据ゑ附けることも、すべて一度の行爲によつて完成せられるけれども、獨り須佐之男命の海原經營は、到底三十年や五十年の短期間に完了せられる如き生やさしい事業ではない。殊に此の事業の内には統治權總攬者の御子孫を作ることが隱秘的・内藏的に包含せられてゐるから、其の内容は極めて複雑である。従つて此の關係を認識せずして、皮相的に外來思想に影響せられて、命の惡態のみを強調する古典・學說・教育等は、須らく紀元二千六百年の大式典を轉期として、和魂及び荒魂の徹底的研究によつて、斷然修正・改善せらるべきものである。(同書三五九)。

明治天皇

御集

つくろはむことまだしらぬうなる子のもと心のうせすもあらなむ
かざらむと思はざりせばなかくにうるはしからむ人のこゝろは
いつはらぬ神のこゝろをうつせみの世の人みなにうつしてしがな

一 日嗣の御子の形成

須佐之男命は伊邪那岐大御神から海原赴任の強制命令を受けて、始めて一大覺悟を起し、本來の勇猛心を振つて天照大御神に御暇乞に參上ぼられた所が、其の勢ひが餘り猛烈な爲に天地震動して、却つて天照大御神から高天原の國を奪ひ取るもの如く疑はれた程であつた。蓋し日嗣の御子を生まんとする超意識的目的が和魂の強烈性となつて現はれた文學的表現である。

須佐之男命によつて作られた御子には三柱の女子と五柱の男子とがある。(同書三六〇)。

1 三柱の女子

御子と云ふときは男子と女子とを併稱するものであるから、天照大御神と須佐之男命とは最初に三柱の女子を形成せられた。此の三女子は海原を統治する須佐之男命の系統に所屬するものとして詔り別けられたけれども、其の皇族たる點に於ては同様であり、且つ葦原中國の一方面であるから、歴史上の女帝も國體違反として無効となるものではない。けれども明治天皇の皇室典範第一條では、天照大御神の樹立せられた原則に従つて男子を以て皇位繼承者と定められた。第一の女子を多紀理毘賣命と稱して皇族全體を象徴する義があり、第二の女子を市寸島比賣命と申して皇族の人格を象徴する意味を持ち、第三の女子を多岐都比賣命と云つて各個の皇族を象徴する意義を含んでゐる。(同書三七〇)。(以下參照) 三女子の形成を以て天孫民

族が出雲民族を征服したときの和解條件として、天照大御神の連子を入質に供したものとす
る學説は、古事記の修理固成を歴史的實證的事實とのみ解した獨斷であらう。

2 五柱の男子

五柱の男子は「惟神ノ寶祚」の承繼者の正系に屬し、其の第一の男子を正勝吾勝勝速日天之忍穗耳命と申して、種々の意義を象徴してゐるけれども、其の主たるものは統治權を總攬する義である。第二の男子を天之菩卑能命と稱して、日嗣の御子の價值神聖を象徴する義がある。第三の男子を天津日子根命と云つて、日嗣の御子の人格を象徴する意である。第四の男子を活津日子根命と云つて、皇族の統治上の活動力を象徴する義がある。第五の男子を熊野久須毘命と云つて、統治の地方分權的作用を象徴する意味を有つてゐる。(同書三七四)。
此の場合にも亦須佐之男命が降服條件として入質に入れた五人の連子と解するのは、肇國を理想として考へないで、事實としてのみ見た僻見であらう。此の五柱の男子の名稱によつて象徴せられた意義から、憲法及び皇室典範上の各種の原則が生れて來ることは容易に理解せられるであらう。

斯くして須佐之男命は日嗣の御子を作る超意識的第一目的と、統治の原理を象徴する意識的の第二目的とを達せられたけれども、未だ天照大御神の御疑ひを解く誓の結果が表はれないから、天照大御神は五柱の男子を御自身の、三柱の女子を須佐之男命の御子と詔別せられた。即ち須佐之男命に所屬せしめられた三柱の女子は統治權總攬者の系統に屬しない原則を象徴するものである。蓋し男子は對外的・積極的性質を有する自然の理法と、天忍穗耳命から神倭伊波禮毘古命に至るまでの間には女子の居ない實例によつて證明せられるものである。然るに統治の原則として確立せられるものは、實行せらるべき權威を有たねばならないから、三柱の女子は三前大神として實體化して齋き奉られ、地方分權の原則は建比良鳥命及び天津日子根命の官職として國造・縣直・湯坐・直・縣主・稻寸等の名稱を傳へられてゐる。斯くして誓によつて原則が確立したから、須佐之男命は「我が心清明き故に、我が生める子手弱女を得つ。此に因りて言さば自ら我勝ちぬ」と云つて其の勝左備(勝荒)に種々の暴行に出でた結果彼の有名な天石屋戸の段となることは後に述べる。(同書三七六)。

二 日知の御子の形成

須佐之男命の海原經營は、天照大御神の葦原中國統治の下拵へであるから、それが完了すれば御用濟として、最早や統治の固有的機關として存續すべき意義を失ふ特殊的事業である。然

るに此の任務は元々極めて重要なる難事業であつて、何時までかゝるか解らないから、日知の御子を作つて之を繼續事業として完成する必要がある。「日知」とは日嗣と同語義であつて、日を重ねて月となり、月を重ねて年となり、年を重ねて大年となる如く、人間の有限の生命を超越した永久の生命であつて、其の意義としては統治總攬者に付ては、日嗣と云ふのに對して、一部統治權を有する統治機關に付ては「日知」と云つて、「聖」の字を充てられることもある。即ち須佐之男命の地位が其の子孫に承繼せられて一體となる義である。然るに此の日知の御子の代數に付ては、古事記と日本書紀との間に非常な相違があつて、古來學者の判斷に苦んだ所であるけれども、價值批判から云ふときは、修理固成の目標が確立したる前者と、全然此の理想目標を確認し難き後者とは、自ら其の地位が確定するものである。(同書三八九)。

明治天皇

御集

いそのかみふるごとぶみは萬代もさかゆく國のたからなりけり

日知の御子には六代あつて、始祖即ち須佐之男命から第二代目を八島士奴美神と稱して、海原全體を一括して經營する海原獨立性の義を象徴し、第三代目の子孫を布波能母遲久奴須奴神と云つて、臣民各個の獨立性を象徴し(布波の字を從來「フハ」と讀んだから其の意義が解ら

なかつたやうである)、第四代目を深淵之水夜禮花神と云つて、海原を分割して行政を行ふ地方分權政治の意を象徴し、第五代目を淤美豆奴神と云つて、綜合統一する中央集權政治の意を象徴し、第六代目を天之冬衣神と云つて、海原統治の内容充實性を象徴し、第七代目を大國主神と申して、完全なる海原(現實界)の義を象徴するものである。(俗學者は大國主命と云つてゐるけれども、記紀にはそんな神はない)。即ち須佐之男命の海原經營の完了であり、任務終了であり、日知の御子の存在意義の消滅である。此の大國主神には數多の名稱があつて、古來種々の解説が行はれてゐるけれども、修理固成の本義から云ふときは、此の數名稱は前の數代の日知の子孫の如く海原統治の分化から來たものでなくして、主として大國主神自身的人格形成の段階から附けられたものである。(同書三九五)。(以下參照)。

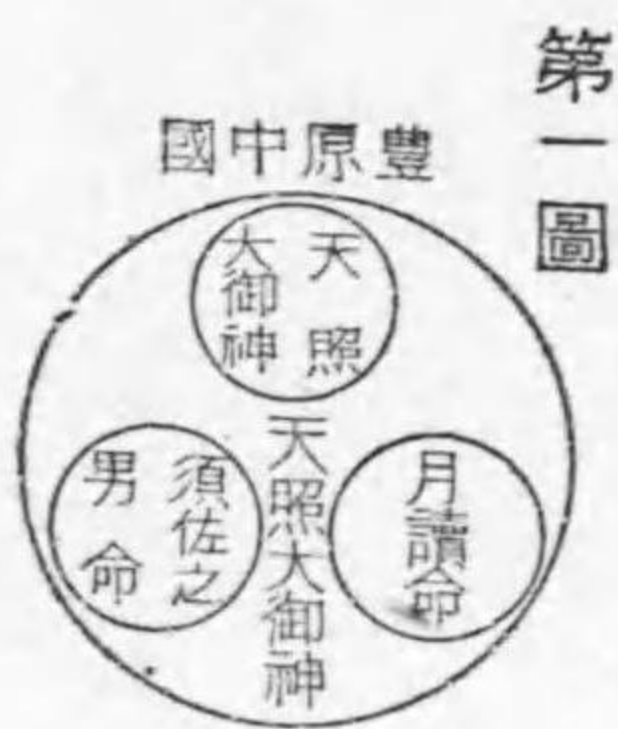
三 統治組織の構成

海原の統治組織の構成は、天照大御神の葦原中國統治の下拵へとして重要なるものであるけれども、統治原則の樹立としての客體神が非常に澤山あるから、其の解説は別に統治の客體神の項目下に於て述べることにする。今其の項目のみを示せば(一)食料問題の解決、(二)治安警察、(三)政府及び長官の創設、(四)地方及び家族團體の組織、(五)臣民の要件、(六)統治機

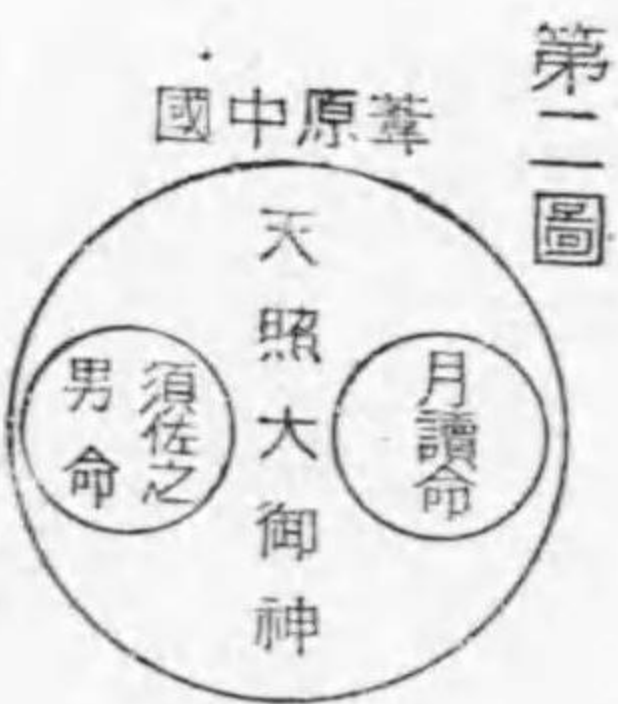
關の資格要件等である。

第三支 統治の主體神の系統

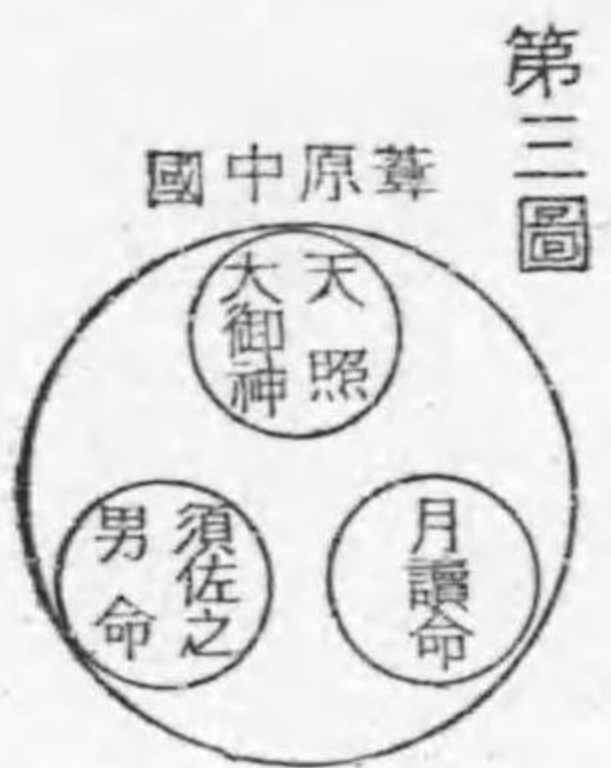
高天原・夜之食國及び海原は葦原中國の三方面であるから、天照大御神・月讀命及び須佐之男命の關係は第一圖の如くなり、略して第二圖の如くなる。從來行はれてゐる解説の如く、葦原中國又は天地と、天上・地下・海洋



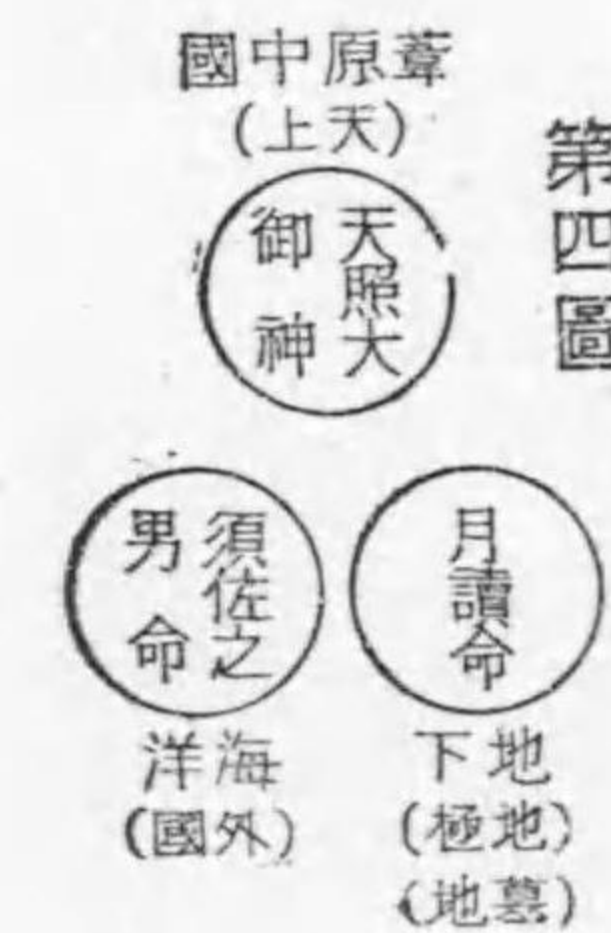
第一圖



第二圖



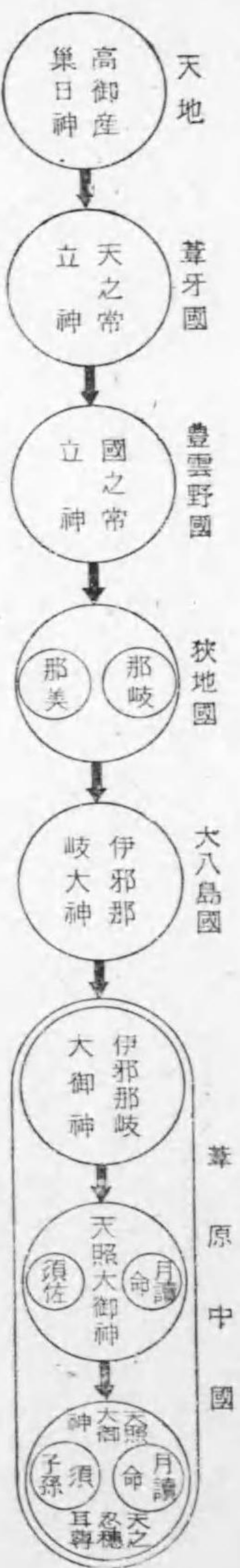
第三圖



第四圖

又は外國等との關係とするときは、第三圖又は第四圖の如くなつて、皇國の肇造が統一的・有機的でなくなる嫌ひがあらう。

従つて第一期の葦原中國の統治の主體神の系統も亦、これまでの原則によつて圖示するときは、左の如くなる。



第三目 第一期の葦原中國の統治の客體

第一期の葦原中國の統治權總攬者及び統治の固有的機關を除いた外の總ての大事忍男神は悉く客體神となる。然るに此の客體神中には天津日嗣又は日知によつて、主體神となるべき神即命が包含せられてゐるから(皇範典範第三十條參照)、第一期の葦原中國の統治の產物中には、主體神となるべきものと、客體神となるべきものとがある關係上、之を規律する法規の制定は、此の點に付て充分注意を拂ふべきことは勿論である。従つて此の主客本末の觀念が明瞭でない外國法制を模倣した今日までの刑法民法等の諸法規は、徒らに條文ばかり多くして、非科學的非組織的であるから、根本的に改正を要するものである。それは宗教學・倫理學・教育學・經濟學・歴史學等の諸原理に付いても亦同様であつて、從來の個人主義・社會主義のみに出發して、國家の人格を認識しない畸形的論理は當然修正改訂せらるべきものである。(同書四〇五)。(以下參照)

然るに天地の分化から次第に下降して葦原中國の國家に到達するときは、神の觀念も亦宇宙觀から世界觀を経て人生觀に變化する關係上、當初の原始的範疇も亦自ら變動を免れない。即ち最初は今日の「人」と「物」との區別なく總て之を「神」と稱せられたものが、世界觀に於ては「生物」が獨立の地歩を占めるに至つたのみならず、新たに理想及び價値の如き無形の思想が神と觀念せられるに至り、殊に人生觀に入つては總てが人間中心的に觀察せられる關係上、原則的には人間のみを「命」と云ふに至つた。従つて此の際我が大和民族祖先の純粹理想として信仰する神の本質を明確にすると同時に、「人」及び「物」の觀念を確定する必要に迫られて來た。

第一支 神・人及び物の意義

第一 神の語義

「神」の字は元來支那から來たもので、我が大和民族の祖先の信仰する「迦微」に借用したままで、其の意義は全然相異なるものである（西洋のゴッドも亦神と其の本質は同一でない）。「迦微」の語義に付ては古來種々の説があるけれども、今日から之を實證的に探求することは殆ど不能に近い。けれども之を哲學的に研究して、神典全體に現はれたる神の性質及び種類から推論するこ

とは必ずしも不能でない。即ち迦微は「假身」として「一つのもの」を意味し、人間の思惟作用としての最後の假定なりと考へることが出来る（假は幽とも考へられてゐる）。従つて或る本體又は之に還元せられる作用を神と云つても、果して斯かる本體又は作用が客觀的に實在するかどうか解らないけれども、實在するものと信仰するから種々の思惟的過程が支障なく進行して行くものであり、従つて斯かる神を信仰することによつて、初めて人間の社會的及び國家的生活活動が有効に成立するものである。（同書四一〇）。

第二 神の意義

我が大和民族の祖先の信仰する神とは、「一つのもの」を意味して、實體其者たると、實體の本質たると、實體又は本質に對する理想たると、實體又は本質の有する價値たるとを問はないことは、神典に於て神と稱せられてゐるものを一々點檢分類して見れば極めて明瞭である。従つて我國の迦微の本質は、詮じ詰めると西洋の「人」と同様に、結局「一つのもの」を意味するけれども、而かも單なる知識に止まらずして、感情的理想的に信仰する所に兩者の相違がある。（同書二以下）。

第三 神の種類

我が大和民族の祖先の信仰する神は、種々の標準によつて分類することが出来るけれども、特徴的のものを示せば、主客の別、本末の別、獨神と分權神の別、隱身神と具體神の別、天神國神の別、上下の別等である。従つて神とは「上」又は「紙」なりとする前提から（氏神即氏上）國體又は歴史を論ずるのは相當研究の餘地があらう。而して一つの假定としての神を、性質に從つて分類するときは、最廣義に於ては「全一」を意味し、稍廣義に於ては「單一」を意味し、更に「自ら杖ふ神」と、人間を意味する「命」と、理想價値を實體化したる「實體化神」となる。外國に於ける神は主として此の最後の「實體化神」を意味するものやうである。（同書四一八）。

第四 神・命・人・者及び物の異同

神・命・人・者及び物は共に「一つのもの」としては同一であるけれども、理想又は價値の觀念の伴ふ程度によつて差を生ずる。例へば誠がある爲に人を命と云ひ、神と同一に概念する如きである。人は「獨」の「一」であつて、「靈止」即ち「靈所」としては神となるも、總ての「人」を必ずしも神とは云はない。「人の團體」も亦普遍我として、一となり人となり神となるものである。「者」又は「物」と雖も理想又は價値の高きものは又神と云ふ。（同書四二二）。従つて人には靈止の義もあるけれども、之に限定することは出来ない。

第五 擬制人

信仰的生活に在つては、一つの假定として神も命も人も者も物も、共に神の内に包括せられるけれども、第一期の葦原中國以降の國家的生活、即ち法律的生活に在つては、「人」と「物」との區別が著しくなつて、人間中心的に「人間」と「人間を基礎とする團體」のみを「人」と云ひ、其の他を「物」と云ふ、然るに無限に複雑なる國家的現象に於て、あらゆる存在を僅かに「人」と「物」との二範疇に當嵌めるには困難なる場合がある。即ち「物」を人と同様に取扱ふ場合に之を擬制人と云ふ。（同書四二三）。（蒐神、山田之會富騰、石上神宮等參照）。

第二支 第一期の葦原中國の統治の客體神

第一期の葦原中國は自ら積極的に活動しないけれども、矢張り國家であるから、統治の客體中には客體神と、客體物と、擬制神としての理想的機關とがある。殊に人間と雖も國家的價値の一定限度に達しない者は、神とも命とも云はない場合がある。然るに第一期の葦原中國には高天原夜之食國及び海原の三方面があるから、統治の客體神にも亦三種ある譯であるけれども、夜之食國統治は單に月讀命が消極的祭祀的活動を爲すのみであるから、別段の客體神がない。之に反し

て統治權總攬者としての天照大御神は高天原と海原とを統一する必要があるから、之に關する客體神が出来るのは當然である。(同書四二三)。(以下參照)。

第一流 高天原統治の客體神

天照大御神は第一期の葦原中國の統治權總攬者たせられると同時に、高天原統治の固有的機關に坐しますから、日嗣の御子を理想的の高天原に於て形成せられたときの共力者たる須佐之男命は、高天原統治の客體神となる譯である。然るに須佐之男命も亦伊邪那岐大御神から統治の固有的機關として作られた關係上、其の日知の御子と共に攝政と同様に準主體神の地位にあるから、一般の大御寶即ち臣民と其の性質を異にしてゐる。學術上之を「皇族」と云ふことにする(新撰姓氏錄・皇室典範參照)。(同書四二四)。(以下參照)

第一類 皇 族

第一 須佐之男命

天照大御神と須佐之男命との共力によつて形成せられた御子は、日嗣の御子及び其の後補者と

しての皇族であるが、須佐之男命自身は此の資格なき皇族(客體神)である。従つて須佐之男命が誓の勝利即ち勝左備に乗じて種々の惡態を爲したのも亦、天照大御神の直毘即ち和魂の完成に對する客體神となつてゐるものである。蓋し和魂の「誠」は、「誠」に非ざる「惡態」に對照して初めて明確に意識せられるものだからである。(同書四二七)。(以下參照)。

明治天皇

御 集

くつがへることもこそあれ小車の進むにのみはまかせざらなむ

第二八王子

三柱の女子も五柱の男子も共に皇族である。男子の妃も亦皇族となるのは同化作用である。其の子孫も亦或る範圍に於て皇族として存在する。刑法第七十三條及び第七十四條に於て皇族を天皇と同格に取扱つてゐるのは主客を認識しない西洋流の立法例である。

第二類 臣 民

第一 天衣織女

須佐之男命の過失致死罪の被害者たる天衣織女は、天照大御神が諸神に献り又御自身でお召し

になる御衣を織る祭祀機關である(同書四二)。祭祀は月讀命の權限とせられたけれども、現實的生活では總ての神(命・人)が之に當るべきものである(廣義の祭祀)。

第二 天石屋戸開きの客體神—神人合一の機關

天照大御神の直毘にも拘らず、須佐之男命が更に改悛しない爲に、大御神が天岩屋戸に刺し籠りまして、和魂の誠が高天原、從つて葦原中國から消失して精神的闇黒世界となつたから、大御神の御出御を仰いで和魂の誠を再現し、理想光明の世界に復歸しようとして、八百萬の神は神人合一の儀式を執り行つた。八百萬の神は固より神であるけれども、又同時に命であり人であつて、高天原の祭祀機關となるものである。之には審議機關と執行機關とがある。

一 審議機關

高天原の審議機關は八百萬神の神集である。此の神集ひは八百萬の神が、あらゆる理想價値の根源であり、原理原則の結晶に坐します天照大御神に歸一合體する儀式であるけれども、大御神の御召集によるものでないから、今日の議會と其の性質を異にし、從つて之を帝國議會の淵源とする説は妥當でない。(臣民の自發的に形成した大政翼贊會を政府又は議會と表裏一體を爲す國家機關と解するのも亦同様である)。固よりツングース族に今日なほ人民大會があるか

ら、八百萬の神は其の頭目天照大神に率ゐられて大八島に移遷した人種なりと云ふ説は、修理固成又は肇國の理想を誤解したものである。(同書四三七)。

二 執行機關

神人合一を實現する審議機關に、執行機關を必要とすることは勿論である。第一に立案の機關を思金神と云ふ。熟慮深思を特殊要件としてゐるから、今日の衆議院よりも發達してゐたものである。第二に天照大御神の御神格を象徴する八咫鏡を作る機關を伊斯許理度賣命と云ふ。此の神は方式を度つて鏡を鍛へ上げる義の神であり、此の鏡は大御神が八百萬の神から齋かれ歸一せられる義を表現し、神倭伊波禮毘古命の「伊波禮」と同義である。第三に天照大御神の保有する葦原中國の總ての價値を象徴する八咫勾瓊之五百津御須麻流之珠を作る機關を玉祖命と云ふ。此の瓊には同時に「總攬」「連綿」の義を象徴せしめられてゐる(以上の三つは支那の智仁勇の表象ではない)。第四に神人合一の誠心即ち「布刀詔戸言」を表示する機關を天兒屋命と云ふ。請祖根の義であつて(祈年、兩祈參照)、根は敬稱である。第五に八咫勾瓊・八咫鏡、及び八百萬の神の誠心を象徴する白丹寸手・青丹寸手を取り付けた五百津眞賢木の太御幣を取り持つて奉仕する機關を布刀玉命と云ふ。太御幣は大なる價値ある物の義であり、

布刀玉は太魂の意である。第六に天照大御神を天石屋から引き出しまつる大力の神を天之手力男神と云ふ。力は物質的及び精神的の力であつて、大御神の無限の價値を無量の重さに譬へたものである。第七に神懸をして神人合一の無念無想の無意識状態に入ることを受持つた機關を天宇受賣命と云ふ。警華を着けた乙女の義であつて、恐女の意でなく、又無私無欲の境地に入るものであるから神懸は迷信ではない。第八に八百萬の神全體が須佐之男命に對する措置を協議する場合は、今日の議會に於ける全院委員會の如きものである。之は民主的思想の反映でなくして、須佐之男命自身が固有的機關として機關たる性質があるからである。(同書四二九)。(攝政令第四條參照)。

然るに元來機關は其の與へられたる權限の範圍内に於てのみ存在意義を有するものなるにも拘らず、古事記は天手力男神が天照大御神の御手を取つて引き出し申し上げた後に、布刀玉命が尻久米繩を其の御後方に控き度して「此より内にな還り入りましそ」と白言したので、大御神が出で坐ませる時に高天原も葦原中國も自ら照り明つたと傳へてゐるのは、約束になじ越權行為の如く見えるけれども、此所に一つの大原則を示されてゐることを看逃してはならない。即ち既設機關利用の原則であつて、類似又は關聯事件毎に一々機關を新設することは、國家の財政經濟上極めて

有害不利なるのみならず、如何なる經濟主體に付ても此の既設機關の利用は人格的に最も重要な大原則なることを示唆せられたものである。若し此の原則を十分に理解應用することが出來たならば、國家其の他の團體の豫算は恐らく半減せられるであらう。民事刑事の裁判を司る司法裁判所に、非訟事件を取扱はしめられてゐるのは、全く此の原則を忠實巧妙に適用したもので、大豫算を擁する官廳の以て範とすべき所である。(裁判所構成法)。(第二條參照)。

以上列擧したる外に、高天原にはなほ今日の皇室の如く想像せしめる機關としての神名がある。例へば天津國玉神は宮内大臣の如く高天原の行政長官たる意味の象徴があり(同書六二四)。(以下參照)。伊都尾羽張神は高天原の警察を掌る義が其の神名及び言動に現はれて居り(同書六四二)。(以下參照)。天迦久神は高天原の遞信機關たる義が其の名稱及び行動に象徴せられて居り(同書六四二)。(以下參照)。雉名鳴女にも同様の性質があり、天鳥船神には交通機關の義が其の神名及び任務から推測せられる(同書六四三)。(以下參照)。

第二流 海原統治の客體神

葦原中國の現實的方面即ち現世としての海原に於ける須佐之男命の統治は、統治權總攬者たる天照大御神の葦原中國を國家として現實に統治せられ得る爲の下拵へであるから、此の統治は一

面に於ては高天原の理想と離れないで、無形の精神的要素としての理想・價值を文化するものなると同時に、他面に於ては現實界としての海原の組織を物質的に分化する必要がある。従つて此の場合の古事記の生理的・生殖的描寫は必ずしも人間が山川草木を分婉する如き自然科学的現象でなくして精神科學的現象であると同時に、神祕的・隱祕的描寫も必ずしも奇蹟の如き精神科學的現象に止まらずして、現實的に須佐之男命の子孫を作る自然科学的現象を包藏せられてゐるか、古事記の解説批評に付ては特に注意する必要がある。蓋し從來の解釋並に教育が今一度見直さるべき所以である（眞の國體明徴の必要）。（同書四五二）。

第一類 皇 族

第一 須佐之男命の子孫

須佐之男命は海原統治の主體神であるけれども、其の子孫は客體神となる譯である。けれども此の子孫の内「日知の御子」は須佐之男命の地位を承繼するによつて、自ら海原統治の主體神となることは勿論である。即ち（一）八島土奴美神、（二）布波能母遲久奴須奴神、（三）深淵之水夜禮花神、（四）淤美豆奴神、（五）天之冬衣神、（六）大國主神は客體神から主體神に變化するもので

ある。大國主神の兄弟八十神も亦皇族であるけれども、一般臣下に降下したものと見るべきである。（明治四十年皇室典範増補第一條第四條參照）。又大國主神の子百八十神は總て一般臣下に降下するものである。本居宣長は降下を滅亡と解せられたのは從ひ難い説である。（同書四五四）。

第二 日知の御子の妃

須佐之男命及び日知の御子の妃が皇族となり客體神となるのは勿論である（同化同用）。唯だ大國主神の六人の妃の中には、現實の人ではなくして、理想的客體神に過ぎない者があることに注意を要する。大國主神をエロの神とする説は、修理固成及び海原經營の本義に對する認識不足である。（同書四五六）。

第三 阿遲鉏高日子根神・高比賣命

此の兄妹は大國主神と多紀理毘賣命との間に出來た子であるから、固より皇族である。其の存在意義及び活動に付ては後に述べる。

第二類 臣 民

葦原中國にしても、其の現實的方面としての海原にしても、元々一つの國家として普遍的實在を

有する普遍我であるけれども、實際上普遍我として最初から全體を一度に統治する譯には行かないから、結局其の要素たる人民又は物を相手とする外ない。けれども人民各個を直接相手とするからと云つて、西洋流に人民の自由平等の個人主義を根本原理とするときは、國家を本來一つの存在として考へる纏まりがつかないから、恰も世界觀の場合に於けると同様に、普遍我としての海原の統治も亦、無意識的の分化的下降式と意識的の綜合的上昇式とを完全に融合調和する必要がある。

明治天皇

御集

ものをだにまだいはぬ子も萬代とよばへばやがて手をあげにけり

蓋し須佐之男命が伊邪那岐大御神から海原を知らせと事依さしせられたときに、寧ろ其の一部としての坻國根之堅洲國即ち片隅國に罷らうと云はれた所以である。(同書四六二)。(以下參照)

第一 海原の獨立性保障の客體神

海原を獨立の存在價値を有するものとなし、其の獨立性を保障する爲には、第一に其の要素たる臣民の生存を保障する必要があり、第二に此の保障力は海原自體の活動力であるから、之を海原經營上の權力として認定する必要がある。蓋し人民各個を絶對的に自由平等とする個人主義に

よらずして、海原を獨立體とする普遍主義の下に取扱はんとするものである。

一 海原の食物の神の對象——大氣都比賣神・神產巢日御祖命

須佐之男命が海原に赴任して大氣都比賣神に食物を乞はれた所が、鼻・口・尻から種々の食物(神から所賜物の約)を取り出したと古事記にあるのは、大氣都比賣神は大八島國の食物の神であるから、臣民各自の食物は各自が生産工夫すべき原則を示されたものである。又須佐之男命から殺された大氣都比賣神の屍體から五穀(蠶も)が出来たので、神產巢日御祖命が之を種と成したと云ふのは、普遍的の客體始祖によつて普遍的の海原の食物を作られた意味である。要するに臣民各自が大氣都比賣神及び神產巢日神の再現者となり發現者となつて、海原をして永久に存續し得しめる獨立性を與ふべきことを意味するものである。(同書四六二)。(以下參照)

明治天皇

御集

つばめとぶ影のみ見えて田うゑ時家に人なき小山田の里

二 海原警察の客體神——足名椎・手名椎・八俣遠呂智

須佐之男命が出雲國の鳥髮(取神として人殺・誘拐者の義)の地で、足名椎、手名椎老夫婦の女櫛名田比賣を誘拐しようとした八俣遠呂智を退治されたと云ふのは、海原統治者の資格に

於て、臣民の最小限度の生存權を保障したことを意味する。即ち此の親子は臣民として海原警察權の客體となつたものであつて（實力的統治）、交換條件的結婚物語又は迷信的英雄靈劍物語の主人公と解するのは、統治の本義を理解しない原始的解釋と云ふべきであらう。従つて此の劍を草那藝之大刀と云ふのは、雜草を薙ぎ仆す如く暴民を艾除する義であり、天照大御神に奉つたと云ふのは廢刀令施行を要請する如き意味であつて、從來の如く日本武皇子を此の時代に遡らせて名義を解説したり、惡むべき梟賊の所有物を紀念する爲に、三種の神器に加へられたと云ふのは、我が大和民族の祖先の理想ではなからう。（同書四六七）。

明治天皇

御集

おのが身のまもり刀は天にますみをやの神のみたまなりけり

三 海原經營上の官廳創設及其の長官任命——稻田宮主須賀八耳神

一般臣民の食物の保障も、臣民の生存侵害者の艾除も、共に事實上の海原經營であるから、之を普遍的に海原統治上の權力として認定し、一般臣民に對して須佐之男命の海原統治權を客觀的に公示する必要がある。従つて須佐之男命が須賀宮を作つたと云ふのは、家庭たると同時に官廳とせられたものであり、足名稚神を宮之首として稻田宮主須賀八耳神と命名したと云ふ

のは長官として任命した義である。從來の如く家庭創造とのみ解するのは、國體の本義を誤解せしめる虞があらう。（同書四七八）。

明治天皇

御集

たらちねのにはの教はせばけれどひろき世にたつもとゐとぞなる

第二 海原の永久性保障上の客體神——大年神・宇迦之御魂神

海原の獨立性保障に次いで起る問題は、海原が永久に存續すると云ふ永久性の保障である。蓋し統治の主體又は準主體及び客體たる人間の生死の都度、其の活動の効力が生滅するものとして、海原も葦原中國も統一する所がなくなるからである。従つて須佐之男命が、土地を象徴する大山津見神の女で、神格を象徴する神大市比賣と結婚して大年神を生んだと云ふのは、土地の永久性と神格の擴張性との結合によつて海原の永久の生命があることを象徴するものであり、次に宇迦之御魂神を生んだと云ふのは、永久の生命を維持する食物の神を意味する。固より團體が人間の如く直接食物を食ふものでないから、今日で云へば豫算に計上せられた物資の如きものである。従つて此の二神は普遍的の原則として理想的機關となるけれども、之を特定の人に實體化するときは、畢竟各臣民に歸着するものである。大年神に永久の生命を象徴する義あることを認識

しないのみならず、單に之を穀物の神とのみ解するときは、數多の祝詞を理解的に解説し得ないのみならず、何故古事記其の他の神典に食物の神として數多の異名同神を作られたかを説明するに窮することであらう。(同書四八二)。(以下參照)

明治天皇

御集

ことのはのまことのみちを月花のもてあそびとは思はざらなむ

第三 海原の家族團體保障上の客體神

海原の獨立性及び永久性の保障を、大年神の原理を以て表現するときは、結局全體と要素との關係として、分化的下降式と綜合的上昇式の二元調和である。従つて更に一步深く團體構成の原理を意識的に理論附けようとするときは、團體の最小單位としての家族團體の保障が必要となる。即ち男女性愛の自我擴張による夫婦の一體を形成することが團體の原型であり、古今東西に通ずる公理的思惟作用である。要するに個人の意識作用としての團體觀念を理論的に構成するときは、必然的に部分から全體への綜合的上昇式となるものである。(修身齊家治國平天下參照)。今古事記に表はれたる我が大和民族の家族團體保障上の要件を分析するときは、第一男女の誠の愛、第二親の愛、第三妻の内助、第四夫婦關係の權力的認定、第五一夫一婦制の確立となる。

(同書四八)。(六參照)

一 男女の誠の愛—八上比賣

稻羽の素戔物語として大國主神の兄弟八十神即ち彌神の爲に苦められた素戔が、助けてくれた大國主神こそ彌神小町として八方から求婚せられた八上比賣を得られるぞと豫言したのは、自我擴張による夫婦の一體性は、誠の愛によつてのみ實現せられることを象徴したものである。即ち菟神は此の因果關係の實體化であつて古代の動物崇拜ではなく、八上比賣は家庭成立要件たる誠の愛の要求を象徴するものである。(同書四八七)。(以下參照)

明治天皇

御集

きくにまづ身にぞしみける誠よりいふことのは長からねども

二 親の愛—御祖命・神産巢日之命・大屋毘古神

家族團體保障上の第一要件は前述の夫婦間の誠の愛であるけれども、第二要件として親子間の誠の愛を必要とする。従つて失戀した八十神から赤猪の如き燒石で殺された大國主神を、御祖命(母神)が神産巢日神から遣された蜺貝比賣と蛤貝比賣で復活せしめられたと云ふのは母(父)性愛の象徴である。即ち赤猪は大國主神の無防禦を象徴し、蜺貝比賣は其の反撃を、蛤

貝比賣は復活を、御祖命は兩親を、神産巢日之命は客體始祖を象徴實體化するものである。然るに八十神の非愛は執拗にも大樹の拆目で、大國主神を拷ち殺そうとしたので、御祖命が大屋毘古神の御所に速ぎ逃れしめたと云ふのは、此の家の神によつて家庭を象徴したものである。此の物語を上代の低級文學と解するのは、實は文學を解せないものであらう。(同書四九三)。

明治天皇

御集

まへになりうしろになりて雖まもるたづの心のあはれなるかな

三 妻の内助—須勢理毘賣命

家族團體保障上の第三要件は、妻たる女子の内助である。蓋し人間自然の性質として、男子は積極的の外部的活動に適し、女子は消極的の内部的活動に適して、此の積極消極及び内外の活動が相俟ち相調和するによつて、初めて完全なる家族團體を構成し得るからである。従つて古事記に御祖命(母神)が大國主神を愛護する最後の手段として、須佐之男大神の坐す根堅洲國に參ひ向て謀を賜はれと申されたので、之に従つて大神の女須勢理毘賣の思慕を受けて結婚し、大神から蛇、吳公、蜂の室屋に入れられて荒業をさせられたが、常に嫡妻から各種の比禮を授けられて能く之を打ち撥つたので、遂に大神の生大刀・生弓矢を以て誠の愛の邪魔者を追ひ伏せ

撥つて、葦原色許男から大國主神・宇都志國玉神に向上して、宇迦能山の山本で一家を創めて國作りを始めたのであるのは、妻の内助が一家構成の第三要件たることを物語るものであり、其の時大神から天沼琴を取出したとあるのは琴瑟相和を象徴するものである。固より此の物語は重婚の承認でもなければ、一夫多妻主義の反映でもなければ、大國主神の多情を叙述したものでもなくして、家族團體構成要件を文學的に物語つたに過ぎない。(同書四九九)。

明治天皇

御集

國の仇はらはむためときたひてし太刀の光は世にかゞやきぬ

ゆみやもて神のをさめしわが國にうまれしをのこ心ゆるぶな

石上ふるきてぶりぞなつかしきしらぶる琴のこゑをきくにも

四 夫婦關係の權力的認定—八上比賣・木俣神(御井神)須世理毘賣

家族團體保障上の實質的要件は以上の三つであるけれども、それが社會的國家的に效力を生ずる爲には、形式的要件を必要とする。即ち結婚式によつて社會に對して夫婦たることを廣告し、又は婚姻の届出によつて權力を以て認定する必要がある。先に宮の地を宇迦能山と云つたのは浮の山の義で、男女二人間に存する關係を社會國家に浮かし表はす意味である(兄宇迦斯

弟宇迦斯參照)。従つて古事記に八上比賣が大國主神に肌を許し、子まで生したけれども、浮かして公示された嫡妻須世理毘賣を畏み恐れて、其の子を木の俣に刺し挾んで返つたとあるのは、木の俣から生れたやうな子即ち私生子を象徴するものであり、亦の名を御井神と云ふのは切つても切れない事實上の親子關係を、人の生命を繋ぐ水を以て象徴したものである(天真名井參照)。其の結果として今日の裁判上の離婚は法律上の夫婦關係を裁判を以て特に消滅せしめるものであるから、非訟事件であつて民事訴訟と考へられて來たのは誤解である。(同書五一二)。

明治天皇

御集

つたへきて國のたからとなりけり聖のみよのみことのりぶみ

五 一夫一婦制の確立——沼河北賣・須勢理毘賣・八千矛神・大國主神

一夫一婦制度を法律上の原則とするには、今日の法制の如く、民法に於て婚姻の届出なきものを認めないとか、後の届出に係る分を無効とするとか、或は刑法に於て重婚を處罰する如き方法があるけれども、古代の我が大和民族の祖先は、物語の形式を以て之を言擧げしてゐる。即ち古事記では、出雲國に嫡妻を有せられる八千矛神(大國主神)が、高志國の沼河小町とも云ふべき沼河北賣に懸想して求婚に行く物語として、歌の形式を以て秩序的に一夫一婦制を構成

樹立してゐる。歌は五節であるけれども内容は四段であつて、

第一段は男子からの刺戟として八千矛神に付ての現象の如く詳細に異性愛の熱情を描寫し、(同書五一七)以下參照。

明治天皇

御集

ともすれば思はぬ方にうつるかなこゝろすべきは心なりけり

第二段は男子の刺戟に對する女子の反應として沼河北賣の切々たる主觀的現象を率直に表現し、(同書五二三)以下參照。

明治天皇

御集

のぼりきて窓をあくれば驚もたかきにうつる聲きこゆなり

第三段は嫡妻須世理毘賣の嫉妬と八千矛神の反感としての交錯を、一夫一婦制樹立の伏線として描寫し、(同書五二九)以下參照。

明治天皇

御集

あやまたむこともこそあれ世の中はあまりにものを思ひすぐさば

第四段は夫婦が互に云ひ募つた揚句、漸く冷靜を取り戻して讓歩した状態を描寫して、めで

たし／＼に終つてゐる。(同書五三六)。
(以下參照)

明治天皇

御集

うつろへばうつろふまゝになつかしと思ふは花のいろ香なりけり

即ち古事記にある宇岐由比は夫婦仲直りの杯の取り交はしであり、宇那賀氣理は夫婦が互に頸を抱き合ふことであり、神語は此の物語の全體であつて、大團圓として嫉妬も浮氣も止めて夫婦抱擁の一夫一婦制を樹立した義である。從來の一夫多妻主義的解釋は、古事記の修理固成も統治も全然誤解した結果であらう。

第三類 理想的客體神

理想的客體神とは、國家生活に於ける範疇又は規範の理想價値を實體化して「神」とせられたもの、即ち原理原則のことである。元來我が大和民族の祖先の純粹固有の理想信仰によるときは、理想的客體神即ち理想的機關には二種類ある。一は國家其の他の團體の要素としての臣民は、其の要素たる性質上國家其の他の團體の目的を理想として、自己の目的としなければならぬものであつて、命即ち人の當爲的方面であるから、俗に「公益優先」等として不完全に表現せ

られてゐる。他は國家其の他の團體は、臣民を要素として成立する關係上、其の機關は必ず臣民から構成せらるべきものであるから、其の機關を構成する臣民には一定の資格を生じて、其の資格は一つの理想となつて、命即ち人の能力的方面であるから、俗に「自由權」として漠然主張せられてゐる。古事記は此の兩關係を極めて明確に區別して傳へてゐるけれども、西洋流の個人主義・綜合的上昇式の哲學・法理學・倫理學・教育學・經濟學等は、到底完全に解決し得ない難關であり、従つて永久の謎となつてゐる。(同書五四四)。
(以下參照)

第一 臣民の理想的客體神

葦原中國は天地から分化したる狹地國を修理固成した一つの國家であるから、此所に存在する萬我萬物は悉く國家のものである(國有・皇產主義參照)。従つて鑛業法にも第三條に「未ダ掘採セサル鑛物(廢鑛及鑛滓ヲ含ム)ハ國ノ所有トス」と規定せられてゐる。然るに國家は其の要素たる人及物の發達によつて、自ら發達するものであるから、臣民に對して、國家に所屬する自然物を獲得する權利と、獲得したる物を相續する權利とを認めなければ、大年神として永久的發達を期待することが出来ない。換言すれば機械的の「滅私奉公」は畢竟國家を滅亡に導くものである。要するに我が大和民族の法理から云ふときは、西洋流に獲得は個人の腕力のみによつて實現

せられるものでもなく、相續は個人の利己心のみで發するものでもなくして、分化的下降式の國有物分割利用の許與と、綜合的上昇式の臣民の國家奉仕との二元論となるものである。(同書五四四) (以下參照)

一 國家本位の理想的客體神—神屋楯比賣命の系統

兵役の義務—事代主神

兵役の義務は全然國家本位のものであつて、完全なる臣民の人格を認めないから、納稅義務の如く差引勘定を許さない。従つて「軍人ニ賜ハリタル勅諭」には「兵馬の大權」と稱せられて、兵と馬とを同格に表現せられて居り、今日では馬の外に犬や鳩もあり、憲法第三十二條は軍人には一般臣民の權利義務を留保してゐる。然るに古事記は事代主神だけを神屋楯比賣の系統としてゐるのは、兵役の義務だけを絶對的義務としてゐるものである。蓋し「國民皆兵」の語ある所以である。然らば何故事代主神が兵役の義務となるかと云ふに、父神大國主神は海原統治の主體であり、母神神屋楯比賣は「神矢楯比賣」の義として兵馬の權を象徴し、事代主神の「事代」は他のもの即ち國家の代りとなつて、兵馬の權の客體となり、國家の爲に犠牲となるからである(自分の爲ならば犠牲ではない)。従つて國家以外のものの代りとなる場合は、事代主神は臣民の代理權となるものである。(同書五四四) (八參照)

明治天皇

御集

たゝかひに身をすつる人多きかなおいたる親を家にのこして

二 個人本位の理想的客體神—鳥耳神の系統

臣民が國家の要素として絶對服從關係に立つ場合と、自ら獨立の存在として相對的對立關係に立つ場合とは、其の法理を異にすることは勿論である。従つて古事記は海原の統治組織を構成する大國主神が、全然相異なる原則を樹立する必要上、新しい妻を迎へて新種類の子供を作つたものの如き自然科學的描寫をしてゐる。(此の現象を見て直ちに大國主神を多情淫奔となし、エロの神の如く解する從來の學説は甚しき認識不足である)。即ち鳥耳神と結婚したと云ふのは、取身の原則として、國家の物を臣民が取つて自分の物とする獲得の方面を意味するものである。従つて「日本哲學及日本法理學」に於て之を専ら公法關係に對する私法關係の如く説明したのは、西洋流の不完全なる公私法論に拘泥したものであるから(公共團體等の所有權は私法關係に限らない)、茲に其の説明方法を修正して置く。(同書五五二) (以下參照)

1 私有財産制度—鳥鳴海神

國家其の他の團體と臣民とは、等しく經濟主體たる點に於ては區別がないけれども、團體

の需要と、個人の需要とは必ずしも同一性質種類のものでないから、個人に必要な特殊の衣食住の資料を供與する必要上、鳥耳神は鳥鳴海神を生んだ。即ち鳥鳴海は取成身であつて、祖父八島牟遲能神の國有物を取つて個人の私有物となる義であるから、私有財産制度の確立となる。個人主義・利己主義一天張りの西洋思想では私有財産制度に著しい弊害を生じたから、反動的にマルクス主義・共產主義が擡頭して燎原の火の如く、世界各國を風靡し、無批判的に我が國にも輸入實施せんとする傾向があるけれども、經濟の主體と需要とに對する根本的認識不足があるから、實際上必然的に修正せられつゝあることを看逃がしてはならない。(同書五五八)。(以下參照)

明治天皇

御集

春がすみたちなくしそ九重の外へだてぬ花のさかりを

2 納税の義務—國忍富神

兵役の義務と納税の義務とを國民の二大義務として、從來一般に同一原理によつて解説せられて來たけれども、古事記が之を別異に取扱つてゐると同様に、兩者の間には同一に律し難い特徴がある。元來「人間」は意思の主體と稱して、天上天下唯我獨尊を唱へられたり、

「物」は自由意思なきものとして絶對的に人間專制的支配を爲し得るものと考へられてゐるけれども、天地から分化して來た葦原中國(國家)の要素として觀察するときは、人間も物も共に等しく國家の一部に過ぎない。(但し人と物とを同胞と云ふのは健實なる倫理學・法律學でなくして、素朴な宗教的・哲學的傳統である)。従つて絶對的自由獨立と考へ勝ちの臣民自身に對する兵役義務に付ては、絶對支配的に取扱ふ必要があるけれども、一旦私有財産制度を確立した場合の物は、國家と雖も絶對自由に左右し得るものではない。即ち前者は絶對的であり、後者は相對的である。従つて憲法發布勅語によつて「臣民ノ財産ノ安全ヲ貴重シ」たまふた爲に、憲法第二十七條に於て所有權不可侵を原則とし、公益處分を例外にしてゐる。若し之を顛倒するならば、正に共產主義か專制政治に非ずんば、戰時事變の非常時に限られるものである(憲法第三十一條)。然らば國忍富神が何故納税義務の原則となるかは、前の鳥鳴海神の場合と同様に、父神鳥鳴海神・母神日名照額田毘道男伊許知邇神及び國忍富神の名義解釋から、法理學的に推論せられるものであるけれども、其の説明は長くなるから省略する。(同書五五五)。(以下參照)

明治天皇

御集

千萬のたみのちからを集めてぞ國はゆたかになすべかりける

3 果實の取得・速甕之多氣佐波夜遲奴美神

私有財産制度を認められても必ずしも其の果實が其の財産私有者に歸屬するものと限らないことは、納税義務の成立に徴して明かである。従つて民法は物權の設定及び移轉に關する規定の外に、第八十八條及び第八十九條に於て、天然及び法定果實の歸屬に關する規定を設けてゐる。著作權法第一條が著作權者に「著作物ヲ複製スルノ權利」を與へてゐるのも亦同趣旨である。即ち「一つの思想」と「之を表現する物」との因果關係の規律であつて、此の規定がなければ歸屬の有無及び限界は定まらない。然らば何故速甕之多氣佐波夜遲奴美神が果實取得の原理となるかは、此の神及び父神國忍富神・母神葦那陀迦神一名八河江比賣の名稱の意義及び關係から推論せられるものである。(同書五五八)。(以下參照)

明治天皇

御集

たねなくて茂りもゆくか世の中の人このころのものわすれぐさ

4 食の保障—甕主日子神

甕主日子神は住を象徴する阿遲鉏高日子根神及び衣(禮儀を含む)を象徴する布忍富鳥鳴

海神と對立して食を象徴する神である。食の保障と解する理由は祖父神天之甕主神・母神前玉比賣・父神速甕之多氣佐波夜遲奴美神の神名及び意義と照合して推論せられるからである。(同書五五九)。(以下參照)

明治天皇

御集

かりあげむ日をかぞへつゝ千町田の八束たり穂をしづはもるらむ

5 充實力—多比理岐志麻流美神

資材及び食物の問題が解決すれば、次には其の充實を以て理想とすることは自然の順序である。此の充實力を多比理岐志麻流美神と云ひ、其の原働力の神を比那良志毘賣と稱し、其の第二要件を淤迦美神と名付ける。(同書五六〇)。(以下參照)

明治天皇

御集

田も畑もうるほふほどをかぎりにて晴れにし雨はうれしかりけり

6 人格的統一力—美呂浪神

臣民の人格は物質的要件のみで成立するものでなくして、精神的要件を必要とすることは勿論である。殊に人格は其の擴張力を以て特徴とするものであるけれども、擴張力は統一力

と相俟つて其の意義效用を爲すものであるから、人格的統一力は臣民の重要な理想である。古事記は之を美呂浪神と稱し鷹成身即ち人を形成する義であつて、統一せられる要素を活玉前玉比賣と云ひ、統一する方法を比比羅木之花麻豆美神と云つてゐる。(同書五六二)。

明治天皇

御集

7 衣及び禮儀の理想——布忍富鳥鳴浦神

こゝろがず方を定めて皆人の世にたつ道はまどはざらなむ
物質的の食に對する衣は、同時に精神的の禮儀となるものである。諺に「裸で道中なるものか」と云ひ、警察犯處罰令第三條第二號は、「公衆ノ目ニ觸ルヘキ場所ニ於テ袒裼、裸裎シ又は臀部、股部ヲ露ハシ其ノ他醜態ヲ爲シタル者」を科料に處してゐる。刑法上の罪である。古事記が此の原則を樹立してゐる所以は、布忍富鳥鳴海神・父神美呂浪神、母神青沼馬沼押比賣及び祖父神敷山主神の意義及び關係から推論せられるものである。(同書五六三)。

明治天皇

御集

8 各種團體的理想——天日腹大科度美神

年たかき人の手づから織りいでしぬのは錦におとらざりけり
臣民は國家其の他の團體の構成要素であるから、之等の團體の目的を自己の目的として、其の翼賛を理想としなければならぬ。古事記は之を天日腹大科度美神と云つて、布忍富鳥鳴海神と若晝女神から作り出された原則である。(同書五六四)。

明治天皇

御集

9 高遠なる誠の彌榮——遠津山岬多良斯神

あさみどり澄みわたたりたる大空の廣きをおのが心ともがな
人間は各々其の面の異なる如く、其の理想信仰も亦自ら相同じからざるものであるけれども、究極する所は和魂を完成して、高遠なる誠の彌榮を以て其の理想とするものである。古事記は斯かる臣民の理想を遠津山岬多良斯神と云つてゐる。然るに此の神の存在意義に付ては、先に現はれた二十餘柱の神と同様に、古來不明不詳で放置せられてゐるけれども、父神天日腹大科度美神・祖父神天狹霧神・母神遠津待根神の意義から推論するときは、遠津は高遠であり、山岬は彌眞榮であり、多良斯は足であるから、結局高遠なる誠の彌榮の理想となる。(同書五六五)。

明治天皇

御集

目に見えぬ神にむかひてはぢざるは人の心のまことなりけり
わが心いたらぬくまのなくもがなこのよをてらす月のごとくに

第二 海原統治者の理想的客體神

臣民には臣民の理想があらねばならなかつたと同様に、海原統治者にも亦統治上の理想があらねばならない。従つて古事記は大國主神が海原を統治する爲に、二つの理想的客體神を作つたことを傳へてゐる。唯だ茲に注意を要することは、大國主神は海原統治の固有的機關であるから、此の機關たる性質上後の攝政の如き固有的機關又は國務大臣等の如き領域的機關に對しても、此の理想は其の儘適用又は準用せらるべきことである。此の原則は極めて重要であるけれども、古來之を認識せられなかつた爲に、今日まで歴史上幾多遺憾極まる事實を見たものである。

一 統治上の智能啓發—少名毘古那神

攝政の如き固有的機關にしても、官吏の如き領域的機關にしても、苟も統治に參與する以上は、統治上の知識を具備してゐなければならぬことは自明の理である。従つて國務大臣以下の官吏が、往々謙遜の意味でなくして、眞實に其職に當るだけの知識修養なくして就任したことを平氣で公言してゐることは、官職を瀆すの最たるのみならず、國家・國民に對して迷惑此

の上もない。然るに大國主神が御大之御前に居られたときに、小さな神が渡來して何神とも解らないので、「ひきがへる」の云ふ通りに「かゞし」に聞いて見ると、神産巢日御祖命の子少名毘古那神であることが解つて、御祖命の云はれる通りに、此の神と相並んで國の作堅めをされたと云ふのは、かゞしは足は行かねども天下の事を悉に知る神として、統治上國內の事情に精通してゐることを象徴し、神産巢日御祖命は機關としての客體始祖を象徴し、少名毘古那神と相並ぶと云ふのは、大國主神自身に此の知識が具備すべきことを象徴したものである。従つて少名毘古那神は統治上の智能啓發を實體化したものである。(同書五七〇。以下参照)

明治天皇

御集

波の音はきこえぬ山の高嶺より青海原をひとめにぞみる
くりかへしふみ見ざりせば天の下をさむる道もいかでしらし
まつりごとよこしまならぬ國にこそさかしき人も多くいでけれ

二 統治上の德器成就—光海依來之神

現實世界としての海原統治は、統治上の知識を絶對的要件として、武家軍人政治の如き實力のみでは、國家國民の不幸之より大なるものはないけれども、去りとして知識のみあつて、誠の

徳がなければ奸智に長けてゐるだけ、却つて武家軍人政治よりも有害であるから、古事記は海原統治上の理想的客體神の第二を光海依來之神（うなはらをたらしてよりくるかみ）なりとしてゐる。即ち大國主神が統治上の智能啓發を完成したので、少名毘古那神の必要がなくなつたが、今後の國作りを何神と共にすればよいか解らなくなつたときに、海（うなはら）を光（てら）して依り來る神があつて、能く我に歸一するならば共に國土經營を完成するし、さもなれば出來ないと云つて、其の歸一方法として我を倭（やまと）の青垣（あそがき）東（ひむかし）の山上（やまのへ）に齋（い）き奉れと申されたと云ふのは、誠（まこと）の和魂（わみたま）の根源（もと）たる天照大御神（あまてらすおみ）の神徠（かみ）であり、大國主神自身の誠（まこと）心を客觀的に實體化したものである。従つて光海依來之神は今日の言葉を以て表現すれば統治上の徳器成就となる。（同書五七八）。

明治天皇

御集

ひとり身をかへりみるかなまつりごとたすくる人はあまたあれども
わがしれる野にも山にもしげらせよ神ながらなる道をしへぐさ

少名毘古那神と光海依來之神とは、現實實際的に國家統治の主體及び客體が確認すべき理想であり、信仰すべき祭神であつて、決して天孫民族と對抗する出雲民族の勢力範圍を維持する爲の靈魂遊離と解せられて來たやうなものではない。即ち國民一般が體認し、國家機關（官公吏等）

になつたときに實現すべき國民道德の内容である。それは古事記の眞義を絶えて闡明せられないで、儒教又は佛教に従つて國を亂つて來た歴史的事實に徴して明かである。

第三 地方團體の理想的客體神

茲に所謂「地方團體」とは、海原の一部を區畫して廣く「國」と稱するものを指す。然るに須佐之男命及び其の日知の御子の海原經營は大體目鼻が着いたから、大國主神の今後の事業としては、地方團體の理想的客體神を分化することである。而して地方團體には二種あつて、一は海原を區畫分割して作つた獨立の團體であり、他は家が集まつて出來た地域的團體である。即ち前者は分化的下降式による國であり、後者は綜合的上昇式による村である。（同書五八四）。

一 國の理想的客體神

先に須佐之男命が海原經營に於て、海原の永久性保障の客體神として大年神（おほとしのかみ）と、此の永久の生命を維持する食物の神宇迦之御魂神（うかのみたまのかみ）とを作つて置かれたから、今度は此の大年神が、活動力を象徴する神活須昆神（かむいすびのかみ）の女（むすめ）で其の儘居居り又は居着きを象徴する伊怒比賣（いぬひめ）と結婚して、國の理想的客體神を作つた。即ち行政上の原則を確定した。従つて此の大年神を認めず又は單なる穀物の神と信仰する書紀其の他の神古典・學説は客觀的效力を認められないのみならず、數多の祝

詞を有効に解説することが出來ず、又此の理想的客體神を理解せしめなかつたのは蓋し當然である。而して國の理想的客體神には二種あつて、一は大年神の系統として國の要素に屬し、他は宇迦之御魂の系統として國の食物に屬する。(同書五八一)。

1 要素の神

イ 行政長官—大國御魂神

大國御魂神は國即ち行政區劃が一つの永久生命體としての活働力を象徴し、今日の行政長官(機關)に相當する。固より官吏個人を云ふものではない。(同書五八七)。

明治天皇

御集

むらぎもの心つくして縣守あをひと草をおほしたてなむ

ロ 地域—韓神

韓神は行政區劃の地域としての幹又は柄のことであつて、支那朝鮮の如き外國を指したものである。古來誤解があるから注意を要する。(同書五八八)。

ハ 從屬(人及び物)—曾富理神

曾富理神は添神の義で、地域に從屬する人及び物を意味する。知事は府縣民だけを支

配して、山林・耕地・河川の修理開發を顧みないものの如く考へる行政法學は西洋流の死學であらう。(同書八八九)。

明治天皇

御集

民草のしげりそふこそ葦原の國のさかゆるもとゐなりけり

ニ 團體愛—白日神

白日神は向日神と同じで、親愛の義であるから團體愛を意味し、國家に付ては愛國心となる。外國の行政法では夢想だに存在しないものである。(同書九九〇)。

明治天皇

御集

をちこちにわかれすみても國を思ふ人の心ぞひとつなりける

ホ 日知(永久の生命)—聖神

聖神は日知神の義で、日を知り食して永久の生命を作り、大年神の分化となる。西洋流の憲法行政法では此の原則を當初に確立せられてゐない。(同書九九一)。

明治天皇

御集

うけつぎて守るもうれし千早ぶる神のさだめしうらやすの國

2 國の食物の神—宇迦之御魂神

行政區劃としての國は、直接人民を要素とするものでなくして、村(市町村)を要素とする關係上、國の食物は地方的に分化する必要がある。個人的に分化する必要がある。従つて宇迦之御魂神は、其の儘國の食物の神となる。今日の府縣費も市町村に分賦せられるものである。(同書五九三)。

明治天皇

御集

千町田のことしのみのりいかにぞとあがたの人にはせてをみむ

二 村の理想的客體神

村とは家の集まつた群の義で、今日の市町村に相當し、國の分化的下降式に對して、村は要素たる家からの綜合的上昇式であるから、理論は正反對になる。従つて大年神はつや／＼しき乙女を象徴する香用比賣と結婚して、大香山戸臣神と御年神を作つたと云ふのは、村と村の食物の神を作つた義であり、海原經營としての統治の組織構成である。(同書五九四)。

1 村(市町村)—大香山戸臣神

「家」のことを香山戸臣神と云ひ、それが多く集まつた大香山戸臣神は村即ち市町村の義で

ある。阿遲鉏高日子根神は立派な家として皇族の家の義である。(同書五九五)。

明治天皇

御集

使してとはせてをみむ山里にすめる老人さびしからむを

2 村の食物の神—御年神

國と家との中間に屬する村の食物の神を御年神と云ひ、宇迦之御魂神の地方的分化である。(同書五九六)。

明治天皇

御集

小山田のさとのけぶりもとしくにたちそふ世こそ樂しかりけれ

第四 家の理想的客體神

家には二つの意義があつて、一は家庭であり、他は家屋である。而して家庭又は家族としての家の永久的生命の原則に付ては先きに述べた通りであるから、西洋流の我が民法が家に法人としての人格を完全に認めないことは、國體に反するものである。然るに國及び村の理想的客體神を作つた大年神は、更に家の理想的機關を作る必要に迫られたから、新らしい別個の比賣神と結婚するものとしてゐる。即ちみづ／＼しき乙女を象徴する天知迦流美豆比賣と結婚して數多の子女

を儲けたものとして、各種の理想を象徴してゐる。(同書五九七)。(以下參照)

一 家の要素の理想的客體神

1 竈—奥津日子神・奥津比賣命

奥津比賣命を一名大戸比賣神と稱して竈神とするのは、其の周圍で食事をしたからである。(同書六〇二)。(以下參照)

2 林産物—大山咋神(山末之大主神・用鳴鏑神)

林産物は全體建築用と薪炭材であり、山末之大主神は主として木材であり、用鳴鏑神は獵具の竹材である。(同書六〇三)。(以下參照)

3 庭—庭津日神

4 足場—阿須波神

5 玄關(通路)—波比岐神

6 家(住所)—香山戸臣神

香山戸臣神は日の恵みに照り輝く彌眞所(彌誠所)を本體とするもので、山家には限らない。建物としての家であるけれども、家庭の中心となるものである。

7 家の領域的作用—羽山戸神

羽山戸神の「羽」は端であり撥であつて、住所の作用が擴張遠心して領域を作るから、次に述べる如き理想的客體神を分派するものである。

8 日照—庭高津日神

「高津日」は高つ目で日の強く照す義であるから、此の神は庭の日照利用作用を意味する。庭津日神と混同してはならない。(同書六〇四)。(七參照)

9 田畑—大土神(土之御祖神)

家に附屬する田畑の作用を理想としたものであつて、地方長官としての大國御魂神と混同してはならない。(同書六〇五)。(八參照)

二 食物の要素の理想的客體神

家は直接人間によつて構成せられるから、食物も亦具體的に分化せられる必要がある。従つて家の領域的作用としての羽山戸神と、海原の食物の神としての大氣津比賣との結婚即ち結合によつて左の分化が行はれる。(同書六〇八)。(以下參照)

1 食用林産物—若山咋神

2 穀物—若年神わかとしのかみ

3 蔬菜—若沙那賣神わかさなめのかみ

4 稻(米)—彌豆麻岐神、夏高津日神なつたかつひのかみ(夏之賣神)、秋毘賣神あきびめのかみ

豐葦原水穗國は米食人種としての大和民族の肇國地であるから、稻が重要な關係を有し、従つて灌溉・生育・成熟に分化して、上の理想的客體神を作つた。

5 食用莖—久久年神くくとしのかみ

6 食用球塊根莖—久久紀若室葛根神くくきわかむろつたねのかみ

地下で越年する食用の根莖であるから、普通の食用莖と區別したものである。建築用の葛藤ではない。(同書六一)。(以下參照)。

以上四十柱の相關神による四十八柱の產物神は海原統治上の原理原則の樹立であつて、須佐之男命の系統の海原經營が如何に難事業であつたかが知られる譯である。従つて次に起る問題は天照大御神が、須佐之男命の系統が統治の下拵へとして完成した海原を、高天原に合體せしめることである。世に之を「國讓の外交」と呼ばれてゐるけれども、決して獨立二國間の征服的外交ではない。(同書六一)。(三參照)。

第三流 高天原と海原との統一に関する客體神

伊邪那岐大御神から、葦原中國を理想的模範的に統治し得る爲に三方面に區分して、各自の分擔を完成すべく命せられた三貴子の各事業が完了するときは、天照大御神は統治權總攬者として、直ちに高天原と海原とを統一して、唯一の統治權者によつて理想的模範的國家として統治せしめることが出来る譯である。然るに伊邪那岐大御神の御神勅は、遼遠なる太古に發せられた古い記憶に屬するのと、天照大御神と須佐之男命の系統とが、各自各別に其の事業に従事してゐる關係とからして、七代目の大國主神の時代になつて見ると、當時の事情がよく解らない者もあり得る譯だから、此所に統一上に關する問題が起つて來た。それは我が大和民族の祖先の肇國上の純粹固有の理想信仰を、文書として後世に流へられた古事記が、遂に今日まで其の精神を正しく理解せられなかつた事實に徴しても、敢て想像に難くない所である。即ち天之忍穗耳命が天照大御神の御神勅を奉じて、豐葦原水穗國に統治權總攬者として天降りました所が、水穗國では統治機關の末輩共が太く騒いでゐる爲に、更に高天原に還り上らして、此の旨を大御神に奏上せられた。よつて高御產巢日神と天照大御神の御神勅によつて、八百萬の神の議會を召集して、之を轉向

せしむべく言趣けする使者の選定を議せしめられた。然るに此の言趣けは從來一般に征服略奪の如く誤解せられて來たから、謬られないやうに特に注意する必要がある。而して此の場合にも亦、天石屋戸の段と同様に、其の機關と構成者に種類別が出来る。(同書六一四)。

第一 審議機關—八百萬の神の神集へ

此の審議機關は天照大御神の御召集による「神集へ」であつて、天石屋戸の段の「神集ひ」と違つて、他律的のものである。高御産巢日神は天照大御神を保障する理想的機關であつて、自ら主體として現實に活動するものではないから、後に「高木神」と稱せられる。此の「神集へ」は今日の議會に相當するけれども、貴族院に近い性質を有し、憲法第三章の帝國議會の淵源となるから、議會制度を悉く西洋法制的の模倣とする學説は誤解である。(同書六二〇)。

第二 執行機關

此の執行機關は天照大御神(及び高御産巢日神)の執行機關であつて、天石屋戸の段の自發的議會の如く、議會の執行機關ではない。(所謂「政黨政治」は外國の思想である)。

一 皇族

言趣の最初の使節に選拔せられたのは天菩比神であつて、天之菩卑能神のことである(五柱

の男子の第二皇子)。大國主神との交渉の段に現はれて來る皇族には、阿遲鉦高日子根神とか、事代主神とかがあるけれども、天照大御神の機關としての資格ではない。然るに理想と現實の一致は非常に困難であるから、天菩比神は乃て大國主神に媚び附いて、三年に至るまで復奏さなかつたと傳へられてゐる。(同書六二二)。

二 臣民

1 思金神

此の神は天石屋戸の段の思金神と同一神であつて、天地の公道人倫の常經に適ふやうに深思熟慮する關係から、高御産巢日神の子となつてゐるけれども、固より皇族ではない。蓋し此の高御産巢日神とは、其の實體化としての「高木神」を意味するからである。

2 天若日子—雉名鳴女

天菩比神の言趣けが效を奏しなかつたので、第二次の使節に選ばれたのが、高天原の宮内大臣とも云ふべき天津國玉神の子天若日子である。天照大御神の使節たることを證明する天之眞鹿兒弓・天之羽張矢を賜はつたにも拘らず、大國主神の女下照比賣と結婚して、覬覦を抱いて大御神に反いた。よつて天若日子糾問に遣はされたのが雉名鳴女である。雉の字が附い

てゐるのは、糾問を聲高く傳達する通信機關の象徴であつて、之を鳥と解するのは幼稚園流である。(同書六二六)。(雉之頓使)。(同書六三〇)。(以下參照)

3 天若日子と阿遲鉏高日子根神

反逆者天若日子が雉名鳴女を射殺した矢が、天照大御神の御所に落ちたので、高木神が之を射返されたときに、若日子が中つて死んだから、親友阿遲鉏高日子根神が弔問した所が、他人の空似で間違へられたのをひどく憤慨して、其の喪屋を斬り拂つた刀を、大量又は神度劍と云ふとあるのは、死者と生者とを區別する原則を表現するものであつて、大國主神との交渉と直接の關係がない。(同書六三三)。(淤登多那婆多の歌)。(同書六三六)。(以下參照)

4 建御雷之男神・天鳥船神・天迦久神

最後の使節に選定せられたのが建御雷之男神であり、其の副使を天鳥船神と云ふ。建御雷之男神は和魂の迅速果敢性を備へた神の義であり、天鳥船神は海上交通機關としての鳥之石楠船神即ち天鳥船を運轉する神の義であり、天迦久神は建御雷之男神的父神伊都之尾羽張神が交通困難の地に居るから、其の交渉に翔けて行く義である。二神が伊那佐之小濱に着いたと云ふのは、大國主神の否應を質す意の象徴である。(同書六四二)。(以下參照)

5 八重事代主神

二神が十掬劍を抜いて浪の穂に逆さまに刺し立て、其の劍の前に踏坐をかいたと云ふのは、使節としての決心の程を示した形容である。然るに大國主神は一存で返答する譯に行かないので、先づ日知の第一子八重事代主神の意見を聞いてくれと申された。八重事代主神とは國家其他のものの犠牲代理となる義の象徴である。従つて此の神は「恐し、此の國は天神の御子に立奉りたまへ」と云つて、自ら犠牲となつて引退してしまつた。國を立奉ると云ふのは海原經營權の消滅を意味するものであつて、國家統治權の讓渡と解する從來の學説は勿論謬説であるから、特に注意を要する。(同書六四六)。(以下參照)

6 建御名方神

二神は八重事代主神の意見が解つたから、他に意見を聞くべき者はないかと質したときに、大國主神が今一人建御名方神だけであると申されたときに、此の話を立聞きした建御名方神は談判よりも力競によつて解決しようとして提議したけれども、結局建御雷神から科野國の洲羽海で捻ぢ伏せられて、死にかゝつたので、「我が父大國主神の命に違はじ、八重事代主神の言に違はじ。此の葦原中國は天神の御子の命の隨に献らむ」と云つた。洲羽は「すは一

大事」のすはである。葦原中國を獻ると云ふのも、後に大國主神の神勅の場合と同様に、既に葦原中國は天神の御子の統治せられる國となつてゐるの義であつて、固より統治權讓渡の義とする學說教育は大なる誤解である。(同書六五〇)。

7

大國主神

既に大國主神が日知の御子として意見を徵せらるべき者の考へも解つたから、愈々最後に大國主神御自身の御考へを述べらるべき時期に到着した。よつて大國主神は海原統治の固有的機關として、主體の地位から客體の地位に降られる千古の御神勅を與へられた。先の八重事代主神も建御名方神も、日知の御子の地位を失つたものであるから、大國主神の機關から天照大御神の機關に變化して、一般臣民となつた譯である。而して大國主神の御神勅は非常に難解であるから、古來全く誤解せられて來た。けれども詳細は日本哲學及日本法理學に譲る外ないが、要するに「僕が住所をば天神の御子の天津日繼知しめさむ十垂る天之御巢如し」とは、大國主神が海原統治の主體としては、高天原統治の主體たる天照大御神の日嗣の御子と同格に取扱はるべき義であり、又「是の我が燧れる火は高天原には神産巢日御祖命の十垂る天之新巢の燧烟の八拳垂るまで焼き擧げ」と云ふのは、今後は客體始祖の系統に屬し

て臣下に降る義である。換言すれば「此の葦原中國は命の隨に既に獻らむ」と云ふのは、海原經營が完了すれば、既に高天原に合體せらるべきものであり、従つて其の時既に高天原と海原とが一つの葦原中國に統一せられてゐることを意味するものである。従つて大國主神を以て幕府の政權奉還の先縱とする從來の學說教育は根本的誤解であつて、國體觀念を破壊するものと云はねばなるまい。(同書六五三)。

従つて此の御神勅を得て「建御雷神返り參上りて葦原中國言向け和平しぬる狀を復奏したまひき」と云ふに至つて、高天原と海原とが完全に統一せられて、葦原中國は一つの國家として、自ら統治し得る状態に達したものであるから、第一期の葦原中國が完成して、次には第二期の葦原中國として、自ら獨立して統治するものである。

第三支 第一期の葦原中國の統治の客體物

第一期の葦原中國と雖も、不完全ながら國家としての權力を有し、**本位に價值を創設する**ものであるから、**人生觀として**これまでの宇宙觀及び世界觀とは、其の趣きを異にして來たから、従前の神の意義も亦自ら制限を受けて、神としての價值を附與せられないものは神と云は

ず、「人間」及び「人間を基礎とする團體」の外は物とせられ、「本來の物」の外に、物と同一に取扱はれる「理想的機關」の區別が出来て来る。然るに造化三神の根本原理によつて、第一期の葦原中國も亦統治の主客に分れる關係上、物にも亦主體系と客體系の區別が出来て、更に主體系から絶対に分離することの出来ない物を生ずるものである。此の絶対的主體系の物の觀念も亦、我が皇國の特徴を爲すものであつて、例へば「惟神ノ寶祚」の如き無體物は、如何なる場合にも客體系に歸屬することはない。古來漠然唱へられて來た萬邦無比の國體は、斯くして物の方面からも分析せられるものである。(同書六六二)。(以下參照)

第一 有體物・無體物

民法第八十五條に「本法ニ於テ物トハ有體物ヲ謂フ」とあるのは、文字通りの意義としては我が大和民族の思想に反するものである。

第二 不動物・可動物

第三 自然物・人工物

人工物中で「三種ノ神器」又は後世の菊花御紋章の如きは、絶対的主體系に屬する。

第四 身體の一部

西洋流の法律學では身體の一部は物でないけれども、結局は物にしてゐるものである。(物權法並に債權法參照)。

第五 人格的領域

人格的領域とは人の一部でなくして、其の人以外の人又は物が、人格の擴張力によつて其の人の領分となつた部分である。(御所)。西洋流の法律學では人と人格の區別が明確でないから、人格的領域を物として認めないけれども、結局は物としてゐるものである。(同書六六六)。(以下參照)。

第六 人の状態又は活動

人の精神的又は身體的状态又は活動は、「人其者」でないから物であるけれども、西洋流の法津學では之を物として認めないから、物權法の原理・理論が成り立たないのみならず、債權法の理論も有効に構成せられてゐない。(同書六六七)。(以下參照)。

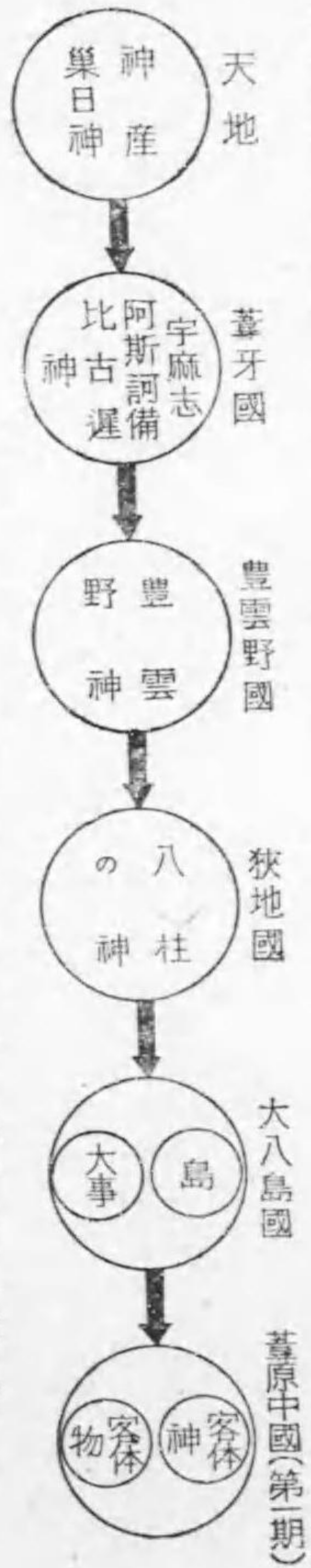
第七 理想的機關

理想的機關とは社會生活上の範疇規範又は國家統治上の原理原則を、言語を以て表現せられた言靈又は言學である。之には單なる機關に止まるものと、更に神として祭られるものがある。民事訴訟法第二百四十八條の日本語は國家機關として前者に屬するものであるが、「高木神」

「御倉板舉之神」等百二十柱に近い理想的機關は後者に屬するものである。(同書六六八) (以下參照)

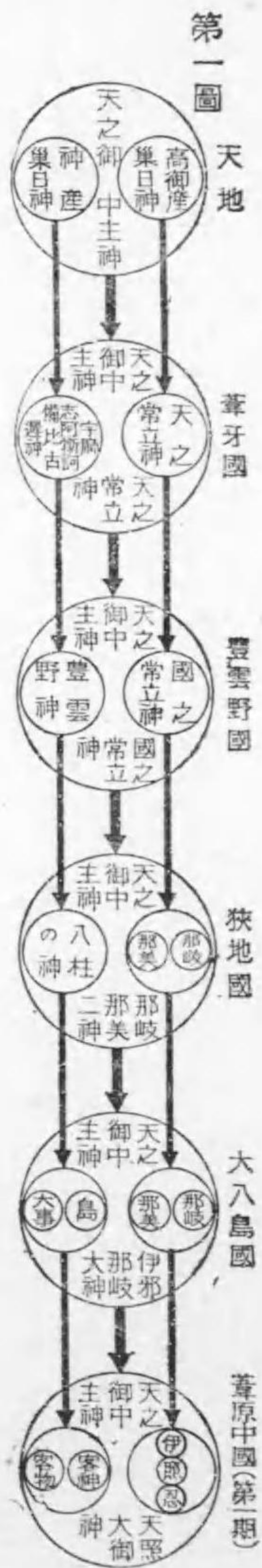
第四支 第一期の葦原中國の統治の客體の系統

第一期の葦原中國の統治の客體は、正確に云ふときは前述の如く、客體神と客體物となるから、其の系統を圖示するときは左の如くなる。

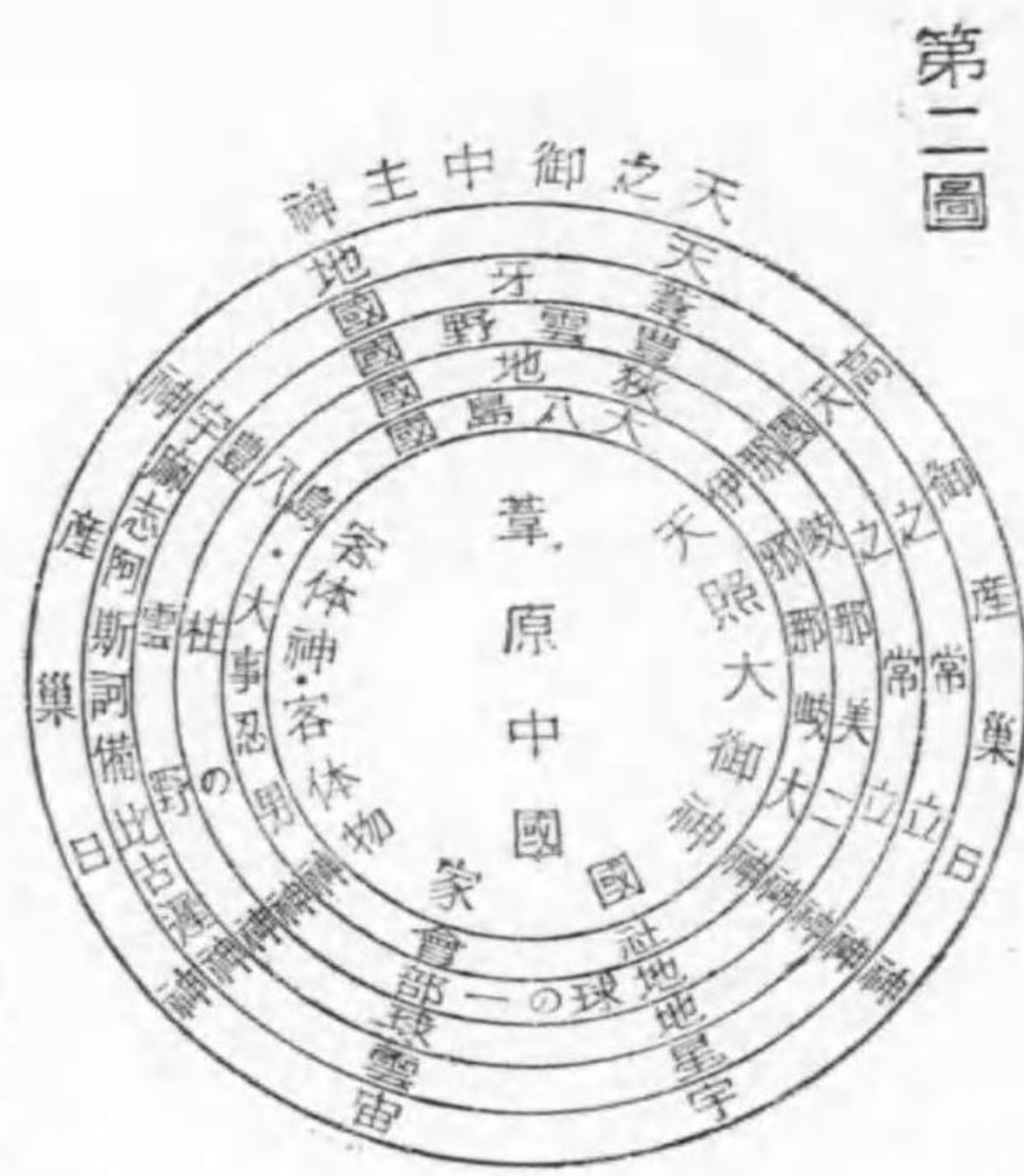


第四目 第一期の葦原中國の統治の主體及び客體の系統

第一期の葦原中國の統治の主體及び客體の系統を、これまでの原則によつて圖示するときは左の如し。



第一圖中葦原中國の「伊」は伊邪那岐大御神を、「照」は天照大御神を、「忍」は天之忍穗耳命を表はす。



第五目 第一期の葦原中國の統治の產物

葦原中國は天地の一部として、無始無終の性質が國體的に變更して、永久の生命即ち大年神を

有し、唯だ後に至つて大日本帝國と其の名稱が變更するのみである。従つて第一期の葦原中國の統治の產物は、最初の主體神及び客體神を除いたものは、悉く產物となる譯である。然るに國家は無限の生命を有し、統治の主體及客體は悉く有限の生命を有するから、有限の生命を有する統治の產物から、再び主體及び客體が分化する必要がある。而して如何なるものが主體又は客體となるかは、天地の産靈の原理によつて、主客の系統が確立してゐるから、中途の或る時代に於て、主體又は客體の自由意思によつて、決定又は變更せられるものではない。蓋し皇國を萬邦無比の國體と稱する根本的本義である。従つて我が大和民族祖先の純粹固有の理想信仰を傳へられたる古事記には、天照大御神・高木神の命以ちて、改めて天忍穗耳命に對して「故言依さし賜へりし隨に降り坐して知し看せ」と詔を下されたときに、天忍穗耳命の御意見によつて御孫の日子番能邇邇藝命に科詔せて「此の豐葦原水穗國は汝知らさむ國なりと言依さし賜ふ。故命の隨に天降りますべし」とのりたまうたと傳へられてゐる。然るに此の御神勅に従つて、邇邇藝命は現實に猿田毘古神の御出迎へを受けさせられ、現實に高千穂之異靈振嶽に天降りまし、現實に笠沙之前に作宮をせられたから、此の御神勅を境にして、葦原中國は自ら現實的に活動し得ない第一形相の國家から（第一期）、自ら活動し得る第二形相の國家に變化した譯である（第二期）。要

するに天照大御神の御神勅によつて、始めて皇國を肇造せられて「國體」が定まつたものでなくして、次に述べる如く國家統治の方法を示して「政體」が定まつたものであるから、從來の解釋は全然誤つてゐるものと云はねばならない。蓋し一つの國家は二度出来るものでないからである。（同書六七〇。以下参照）。

第二項 第二期の葦原中國

第一期の葦原中國は伊邪那岐大御神の御神勅によつて、生れたばかりの國家が、だん／＼育つて獨立して活動を開始し得るまでの時期であつて、生れるまでの胎兒でないことは、天照大御神を統治權總攬者とせられてゐる事實に徴して明かである。若し天照大御神に統治權がないとすれば、單なる社會であつて國家ではなく、従つて「所知」の語は、全然意義を爲さなくなるものである。然るに天照大御神の御神勅によつて、國家統治の方法即ち政體を定められたときは、之に従つて自ら現實に統治を實現する必要があるけれども、此の現實統治と雖も、一朝にして完全の域に達するものでなくして、各種機關の作用が國家全體に普及する必要がある。換言すれば半身

不隨では未だ以て一人前の國家と云ふことが出来ない。従つて日子番能邇邇藝命の現實統治開始から、神倭伊波禮毘古命の白檮原宮建設までの間は、葦原中國の第二期として、第一期から區別して觀察する必要がある。若し假りに第一期を理想的肇國と云ふならば、第二期を現實的肇國と云ふことが出来るであらう。蓋し大日本帝國の歴代天皇が「惟神ノ寶祚」の確立した「舊圖」として、承繼保持せられる國家の本體は、之によつて完成せられるものだからである。

第一目 第二期の葦原中國の表現神

第一 天邇岐志國邇岐志天津日高日子番能邇邇藝命

天地の表現神たる天之御中主神と合體して、葦原中國の表現神となられた天照大御神の御神格を承繼する天之忍穗耳命から、葦原中國の表現神とせられた日子番能邇邇藝命であるから、天邇藝志國邇藝志と申されたものである。(同書六八二)。二界三代一神格參照。以下同様。

第二 天津日高日子穗穗手見命

天津日高は統治權總攬を象徴するから、「日高」の字をヒユと訓むのは、我が皇國の國體を理解しないものであらう。(同書六八二)。書紀に「彦」とある文字に囚はれてはならない。

第三 天津日高日子波限建鷦葦草葦不合命

御名前の上にある「日子」は天神の御子即ち日嗣の御子を表現する古事記特有の語である。(同書六八)。(二參照)。

第四 神倭伊波禮毘古命

伊波禮は齋れの義で、大和民族全體から齋はれ就かられ、合體歸一・歸順歸依せられる意味であつて、大和國の「磐余」の地名から來たものではない。(同書六三八)。(以下參照)。此の命は又其の儘「大日本帝國」の表現神となられるものである。(二界三代一神格)。

第二目 第二期の葦原中國の主體神

第一期の葦原中國にも國家としての最小限度の組織が出来てゐるから、國家の形態こそ備へてゐるけれども、未だ現實に統治を實現するものでないから、各種の統治機關も完備して居らず、統治の客體たる臣民の側に於ても、統治翼贊の意識が現はれてゐない(國家の無意識的狀態)。然るに天照大御神から邇邇藝命に對して、現實統治を命せられた第二期の葦原中國に在つては、邇邇藝命が現實的に天降りまして統治を實現せられるものであるから(國家の意識的狀態)、必然的

に統治の主體に對して客體の自覺を必要とするのみならず、統治機關も亦實用的に具體化する必要あることは論ずるまでもない。従つて正確緻密なる古事記は、天照大御神（及び高木神）が政體神勅を下し賜ふ前に、臣民の自覺及統治機關整備に關する傳へを記されてゐる。（同書六八五）。

第一 臣民の自覺

統治權總攬者が現實的に統治の主體神となつて現はれるときは、當然之と相對的に統治の現實的客體神を前提することは、天之御中主神が産靈の實現に當つて、高御産巢日神と神産巢日神とに分化對立したる事實に徴して明かである。従つて邇邇藝命が將に天降りまさんとするとき、**猿田毘古神**が御前に仕奉はむとして參向へたとあるのは、然在咫毘古又は早在咫毘古として、一般臣民が既に統治翼賛を自覺してゐることを象徴するものである。蓋し此の神が高天原と葦原中國との双方を光らしたと云はれてゐるのは、高天原と海原との統一合體を意識し、従つて現實統治を豫期してゐることを意味するからである。尻が光つてゐたのだとか、大土之御祖命を佐太大神と云ふからそれであると主張する如きは、修理固成も統治も理解せしめない見當違ひの推量であらう。（同書六六八）。

第二 統治機關の設置及び政體の確立

統治權の主體が現實に統治を實現するに當つて、其の機關を具體的に設置する必要あることは勿論である。然るに機關は其の與へられた權限の範圍内に於てのみ存在するものであるから、機關相互の間に侵すべからざる關係即ち政體を生ずることも亦當然である。彼の既設機關利用の原則は、權限の定めなき範圍のものであるから、之と混同してはならない。

一 祭祀機關の設置及び其の權限

祭祀は神を奉齋することのみならず、過去の事實經驗を反省して將來の統治に資するものであるから、天石屋戸の段及び天照大御神と大國主神との交渉の段に於ける祭祀機關を、其の儘五伴緒として支り加へて、第二期の祭祀機關とせられた。唯だ思金神と天手力男神とが這入つてゐないのは、前者は政治機關とせられ、後者は總ての機關の原働力となる關係があるからである。天兒屋命は神と統治の主體又は客體との中間奉仕機關であり、布刀玉命は神域神物の潔齋奉仕機關であり、天宇受賣命は神僕神懸の神樂奉仕機關であり、伊斯許理度賣命は神鏡調製機關であり、玉祖命は神玉調製機關である。固より何れも祭祀機關であるから、後世の政治又は軍事兼併は政體即ち廣義の國體に添はないものである。（同書六八九以下）。

明治天皇

御集